

PRTRデータを読み解くための 市民ガイドブック

平成20年度
集計結果から

化学物質による環境リスクを
減らすために

PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック

目次

I	暮らしの中の化学物質	1
1.	暮らしの中の化学物質	2
2.	暮らしの中でできること	3
II	PRTR制度とは	5
1.	PRTR制度のしくみ	6
2.	対象となる化学物質	8
3.	対象となる事業者	10
4.	対象事業者が届け出るもの	11
5.	排出量・移動量の把握、届出	12
6.	対象事業者以外からの排出(国の推計)	13
III	PRTRデータ	17
1.	PRTRデータの概要	18
(1)	PRTRデータの構成	18
(2)	基本となる集計表	19
(3)	PRTRデータでこんなことがわかる	21
(4)	PRTRデータの取扱い上の留意点	21
2.	ホームページ上でPRTRデータを見る	23
	環境省「PRTR集計・公表システム」	23
3.	個別事業所のPRTRデータ入手する	27
(1)	個別事業所のPRTRデータ	27
(2)	個別事業所のデータと 「PRTRけんさくん」の利用について	27
(3)	開示請求	29
(4)	開示請求の窓口	30
(5)	請求の方法	31
(6)	開示請求の手数料	31
IV	PRTRデータの集計結果	33
1.	平成20年度PRTRデータの集計結果	34
(1)	平成20年度PRTRデータの概要	34
(2)	平成20年度PRTRデータを グラフや表で見る	35
①	全国で排出量が多かった物質	35
②	都道府県別に見る	37
③	大気・水・土壤に多く排出されている物質	38
④	排出量の多い業種	40
⑤	家庭から排出される物質	42
⑥	身の回りの気になる物質	43
⑦	移動量	45
2.	平成16~20年度PRTRデータの集計結果	46
(1)	平成16~20年度PRTRデータを グラフや表で見る	46
①	届出事業所の数	46
②	全国の排出量	47
③	大気・水・土壤に多く排出されている物質	49
④	移動量	50

V 化学物質による環境リスク低減のために 53

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	54
2. リスクコミュニケーション	55
(1)リスクコミュニケーションとは	55
(2)近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは	56
コラム1：リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質に関する冊子」	57
コラム2：リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質アドバイザー」	58
3. PRTRデータの活用例	59
(1)NGO・NPOの取組	59
(2)地方自治体の取組	60
(3)企業の取組	61

VI もっと知りたい時には 63

1. 法律に関すること	64
(1)化学物質排出把握管理促進法の概要	64
(2)化管法の見直しについて	65
コラム3：情報提供を受け付ける窓口 「PRTR目安箱」	67
(3)第一種指定化学物質リスト	68
(4)ファイル記録事項開示請求書	89
2. PRTRに関連する用語の解説	90

環境リスク　排出量　移動量　取扱量　化学物質管理指針　有害性
発がん性　変異原性　感作性　生態毒性　オゾン層破壊物質
CAS番号　レスポンシブル・ケア　環境マネジメントシステム
環境報告書　MSDS　指定化学物質等取扱事業者

3. 関連サイトアドレス集	94
4. 各自治体のPRTR担当窓口	96
5. 索引	99

I 暮らしの中の化学物質

II PRTR制度とは

III PRTRデータ

IV PRTRデータの集計結果

V 化学物質による環境リスク低減のために

VI もっと知りたい時には

I 暮らしの中の化学物質

- | | |
|----------------|---|
| 1. 暮らしの中の化学物質 | 2 |
| 2. 暮らしの中でできること | 3 |



1 暮らしの中の化学物質

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壤を通じて排出しています。そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質と上手につきあっていくためには、身の回りの化学物質の環境リスク^{※1}を正しく理解することが大切です。

そのためには、本ガイドブックや化学物質ファクトシート、かんたん化学物質ガイド(57ページ)等の色々な情報源を活用しながら、化学物質の性質や身近な製品中の成分、化学物質の環境中への排出状況や体への取り込み量などについて関心を持ち、考えることが重要です。

食品類

- ・安息香酸、ソルビン酸など(保存料)
- ・食用赤色2号など(合成着色料)
- ・残留微量化学物質



衣料品

- ・ナイロン、ポリエステルなど(化学繊維)
- ・テトラクロロエチレンなど(ドライクリーニング)



農薬・殺虫剤・肥料

- ・パラジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど



自動車

- ・ベンゼン、トルエンなど



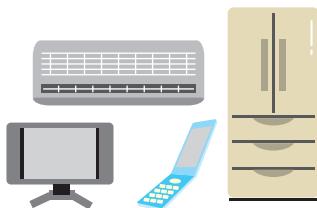
洗剤や化粧品

- ・ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど(殺菌剤・防腐剤)
- ・LASなど(界面活性剤)



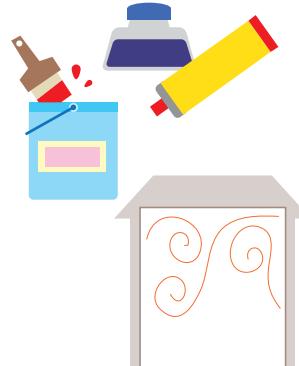
家電製品

- ・PBDEなど(難燃剤)
- ・アルミニウム、鉄など(金属類)



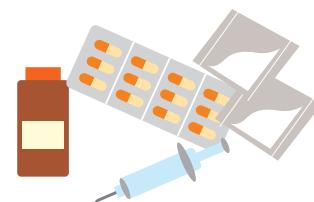
塗料や接着剤

- ・トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど
- ・酢酸ビニルなど(接着剤)



医薬品

- ・アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど



※1 環境リスクについては、90ページをご参照ください。

2 暮らしの中でできること

1) 化学物質に关心を持つ・PRTRデータを見る

新聞やテレビのニュース、自治体の広報紙、事業者や自治体の説明会など、PRTRデータの集計結果を目にする機会は少なくありません。まずは、データを見ることから始めてみましょう。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「分からない」といった感想を持つことから始めても良いのです。

2) 疑問に思ったことや分からぬことを調べる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような关心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、事業者や自治体の説明会などに参加し、質問をするといった方法があります。

3) 毎日の暮らしを見直す

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、*p*-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分の一つです。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。

一人一人の暮らしの中の小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはいかがでしょうか。



必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしの中で化学物質の使用や排出を減らす機会も意外と多いものです。

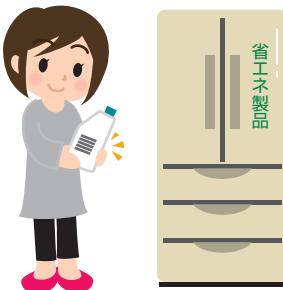
まずは無駄をなくすよう心がけてみましょう。



使用上の注意を守り、捨てる時にはルールに従う

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使用上の注意を守り、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。

表示をよく見る



環境への負荷が少ない製品を選ぶ

どんな化学物質が使用されているか表示を見て確認したり、リサイクル可能な製品を選んだりするなど、製品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみてください。

消費者のこうした行動は、事業者をより環境に配慮する方向へと変えていくこともあります。

II PRTR制度とは

1. PRTR制度のしくみ	6
2. 対象となる化学物質	8
3. 対象となる事業者	10
4. 対象事業者が届け出るもの	11
5. 排出量・移動量の把握、届出	12
6. 対象事業者以外からの排出(国の推計)	13



1 PRTR制度のしくみ

PRTR制度とは **Pollutant Release and Transfer Register**
化学物質 排出・移動量 届出制度の略称です。

化学物質の排出・移動に関する情報を 国が1年ごとに集計し、公表する制度。

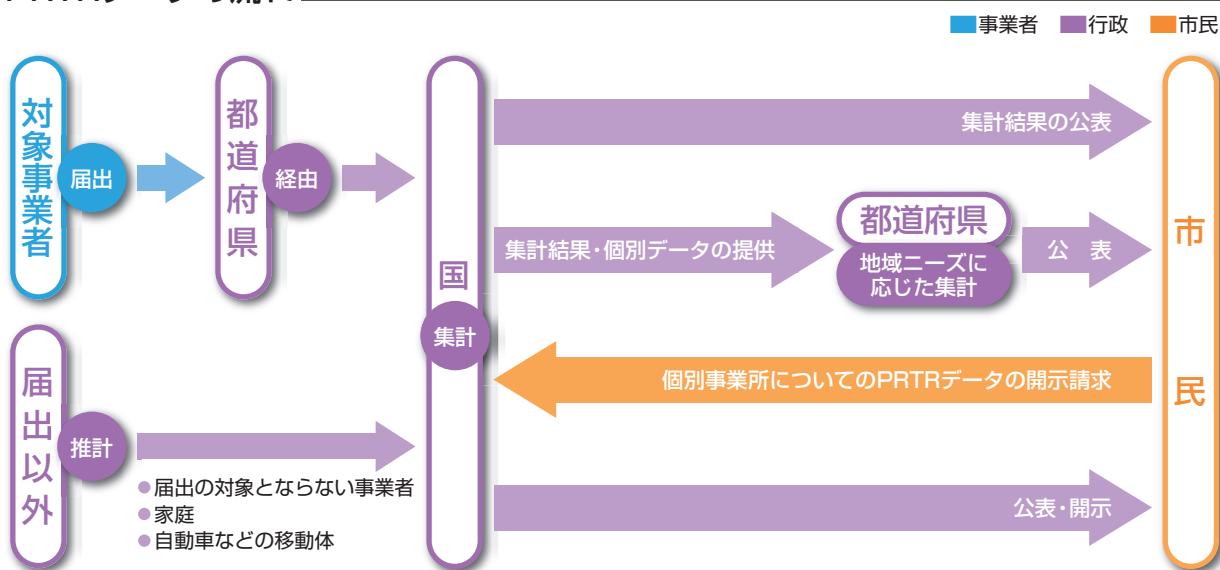
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の1つとして、PRTR制度が設けられています。PRTR制度は、これまで市民がほとんど目にすることのなかった化学物質の排出・移動に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、対象となる**事業者**※¹が、環境中に排出した化学物質の量(排出量)や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量(移動量)を自ら把握し、年に1回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、**届出の対象とならない事業者**※²や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

また、事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報についても、ホームページ上で公表しています(詳細は、27ページをご参照ください)。

●PRTRデータの流れ



※1 「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水道処理施設、教育・研究機関なども含まれます。

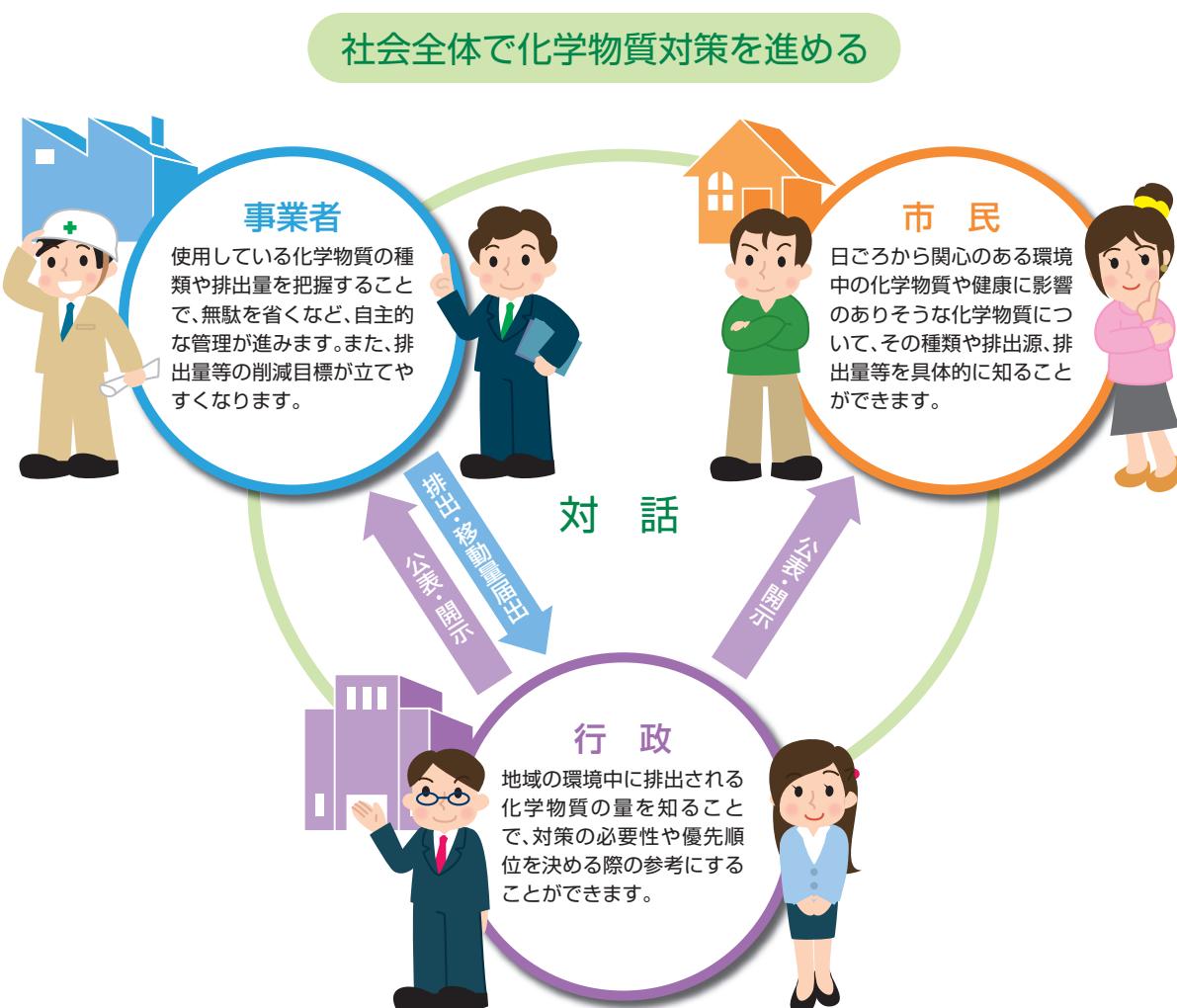
※2 届出が必要な業種に該当しない、または、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR制度で届出を行うことが義務付けられていない事業者を指します。

PRTR制度は、化学物質の情報を共有し、協力して取組を進める。

PRTR制度によって、市民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能となりました。これにより、市民にはこれまで行政や事業者に任せたしかなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がりました。

PRTRデータを利用して、市民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

●PRTRの基本構造



化学物質排出把握管理促進法

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されています。この法律は「化学物質排出把握管理促進法」や「化管法」、「PRTR法」といった略称で呼ばれていますが、このガイドブックの中では「化管法」と表記します。化管法の詳細については、64ページをご参照ください。

2 対象となる化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が対象

化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なうおそれ(発がん性、変異原性、感作性など)又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ(生態毒性)があるので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の2つに区分されています。

PRTR制度の届出の対象となるのは、第一種指定化学物質で、このうち、人に対する発がん性があると評価されている物質は、特定第一種指定化学物質と呼ばれています。

第一種指定化学物質を他の事業者へ出荷する場合には、有害性に関する情報や取扱方法などを記載した**MSDS(化学物質等安全データシート)**^{※3}を提供することが事業者に義務づけられています。

第二種指定化学物質については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様MSDSの提供が求められています。

平成20年11月の化管法施行令の改正により、対象物質が見直されました。これにより第一種指定化学物質は354物質から**462物質**に、第二種指定化学物質は81物質から**100物質**に変わりました。平成23年度から、見直し後の第一種指定化学物質の排出量等の届出がなされます(詳しくは、66ページ参照)。

第一種指定化学物質のリストは、68ページ以降をご覧ください。

第一種指定化学物質：排出量・移動量の届出とMSDSの提供

次のいずれかの**有害性**^{※4}の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- その物質自体は人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがなくとも、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- オゾン層を破壊するおそれがあるもの

特定第一種指定化学物質

人に対する発がん性があると評価されているもの

ニッケル化合物、ベンゼン、砒素及びその無機化合物、ダイオキシン類など

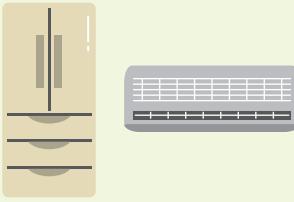
第二種指定化学物質：MSDSの提供

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

※3 MSDSについては、92ページをご参考ください。

※4 有害性については、90ページをご参考ください。

■対象化学物質の例

	主な用途	有害性
人の健康を損なうおそれがあるもの (例：ベンゼン)	<p>石油成分の一つで、石油の精製により工業的に製造されます。染料や合成洗剤、医薬品、合成繊維、農薬、防虫剤など多くの石油化学製品の原料として使われています。</p> <p>また、ガソリン中にも含まれており、給油時や走行時に大気に排出されています。</p> 	<p>人への発がん性が認められています。高濃度の蒸気を短い時間に大量に吸い込むと、皮膚や気道が刺激され、めまいや頭痛、吐き気、意識喪失などを引き起こします。</p>
動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの (例：ノニルフェノール)	<p>主に洗剤となる界面活性剤の合成用原料として使われています。</p> <p>親油性フェノール樹脂やグリセリンなどのエステル類の合成原料としても使われる場合があります。</p> <p>また、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられたり、酸化防止剤や腐食防止剤として石油系製品に加えられたりすることもあります。</p> 	<p>水生生物に対しては比較的毒性が高いことが認められています。また、同一濃度では女性ホルモンよりはかなり弱いながらも、メダカに対する内分泌かく乱作用を持つことが推察されています。</p> <p>なお、今のところラットに対する試験では、明らかな内分泌かく乱作用は確認されていません。</p>
オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの (例：ジクロロジフルオロメタン(CFC-12))	<p>一般にフロンガスと呼ばれるものの一つで、無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、冷蔵庫や空調の冷媒として使われてきました。</p> 	<p>大気中に排出されたフロンガスは、ゆっくりと上昇していき、オゾン層のある高度まで達すると、宇宙からの強い紫外線を受けて分解します。</p> <p>このときに塩素原子が発生して、この塩素原子がオゾン層を壊します。オゾン層が破壊されると本来オゾン層で吸収されるはずの有害な紫外線が大量に地上に降り注ぎ、皮膚がんや白内障が増えるのではないかと考えられています。</p>

3 対象となる事業者

「対象業種」「従業員数」「取扱量等」の条件を全て満たす事業者が対象。

PRTR制度の対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、以下の3つの条件すべてに合致する事業者に届出の義務が課されています^{※5}。

①対象業種(平成5年 日本標準産業分類による業種区分に基づく)

金属鉱業	電気業	自動車整備業
原油・天然ガス鉱業	ガス業	機械修理業
製造業	熱供給業	商品検査業
●食料品製造業	下水道業	計量証明業
●飲料・たばこ・飼料製造業	鉄道業	一般計量証明業を除く
●繊維工業	倉庫業	一般廃棄物処理業
●衣服・その他の繊維製品製造業	農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る	ごみ処分業に限る
●木材・木製品製造業		産業廃棄物処分業
●家具・装備品製造業		特別管理産業廃棄物処分業を含む
●パルプ・紙・紙加工品製造業	石油卸売業	医療業(注)
●出版・印刷・同関連	鉄スクラップ卸売業	高等教育機関
●化学工業	自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る)	自然科学研究所
●石油製品・石炭製品製造業		(注) 平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届出
●プラスチック製品製造業		
●ゴム製品製造業		
●なめし革・同製品・毛皮製造業		
●窯業・土石製品製造業		
●鉄鋼業		
●非鉄金属製造業		
●金属製品製造業		
●一般機械器具製造業		
●電気機械器具製造業		
●輸送用機械器具製造業		
●精密機械器具製造業		
●武器製造業		
●その他の製造業		
	自動車卸売業	
	自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る	
	燃料小売業	
	洗濯業	
	写真業	



②従業員数／常用雇用者21人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

全国数百万の事業所(民営・公営含む)のうち、この条件をすべて満たす事業所は数万事業所とみられています。対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由でPRTR制度の対象とならない事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

※5 対象事業者選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(中央環境審議会第二次答申)－PRTR対象事業者等について－」

<http://www.env.go.jp/council/former/tousin/040002-2.pdf> をご参照ください。

4 対象事業者が届け出るもの

対象化学物質の環境中への排出量、廃棄物に含まれての移動量を届出

対象事業者は、年に一度、前年度の事業所ごとの対象化学物質の排出量及び移動量を国へ届け出ることが義務づけられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、以下の①から④に分けられています。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどで移動する第一種指定化学物質の量のことで、以下の⑤と⑥に分けられています。

排出量 ①大気への排出

大気への排出量は、排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発も排出と考えます。

②公共用水域^{※6}への排出

公共用水域への排出量は、河川や湖沼、海などに排出した量をいいます。

③事業所における土壤への排出

土壤への排出量は、タンクやパイプから土壤へ漏洩した量なども排出とみなします。

④事業所における埋立処分

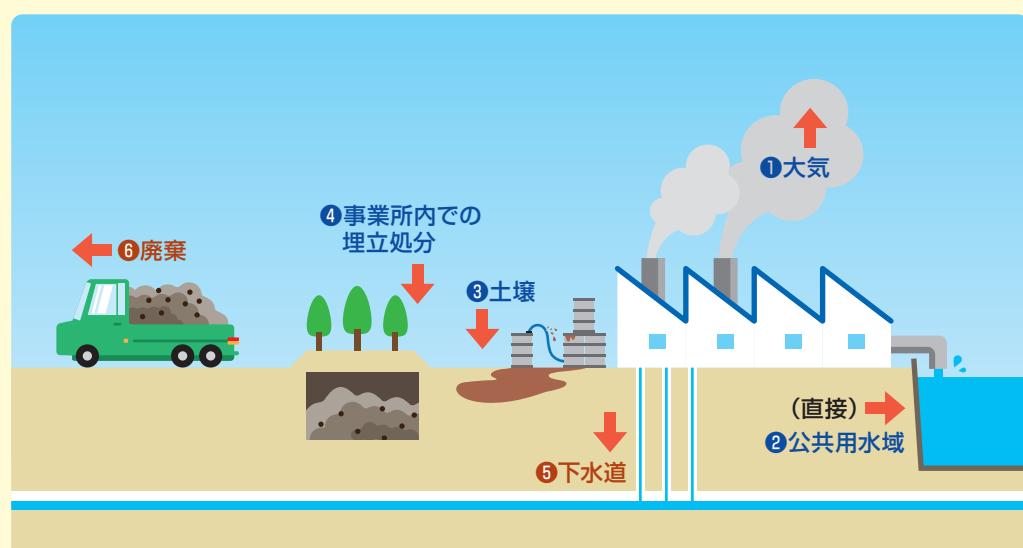
埋立処分とは、事業所で生じた対象化学物質を含む廃棄物を事業所内の埋立地に埋め立てる場合をいい、土壤への排出とは区別されます。

移動量 ⑤下水道^{※7}への移動

下水道に流した量のことをいいます。

⑥事業所の外への移動

産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量のことをいいます。



※6 公共用水域とは、水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定められており、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します。(下水道を除く。)

※7 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

5 排出量・移動量の把握、届出

排出量・移動量を算出します。

届出は電子届出も可能です。

事業所では1年間の排出量や移動量を必ずしも実際に測定しているわけではなく、以下の5つの算出方法^{*8}のいずれかを使って求めています。

- ①事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める
- ②排ガスや排水の濃度を実際に測定し、それに排ガス・排水量を乗じる
- ③取扱量(事業所で取り扱った量)に排出係数(これくらいが環境中に出ていくとされる割合)を乗じる
- ④排ガス・排水量に物性値(蒸気圧、溶解度など、含まれている化学物質の量を固定できる値)を乗じる
- ⑤その他、的確に算出できると認められる方法

のいずれかの方法で算定して求め、有効数字2桁で記入します。

■ 届出について

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。

これは、①事業者の名前や事業所の住所、その事業所で行われている事業の業種などを記入するものと、②その事業所から排出または移動される化学物質の量を記入するものの2種類があり、②は、1つの化学物質につき1枚作成されます。

届出は、「書面」「磁気ディスク」「電子」のいずれの方法でも受け付けていますが、直接都道府県の窓口に出向く必要がない「電子」による届出を奨励しています。電子届出の詳細については、[次のホームページをご参照ください。](#)

HP <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html> ^{*9}



1事業所が届け出る物質の数は、業種や規模などによって異なります。例えば、平成20年度のデータでは、最も多かった事業所で61物質、1事業所あたりの平均届出物質数は5.6物質でした。

■ 企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を経由して国に届け出ますが、企業秘密にあたると考える物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることになりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。なお、PRTR制度が開始されて以来、国への企業秘密としての届出は1件もありません。

*8 排出量の算出方法については、「PRTR排出量等算出マニュアル」(環境省・経済産業省)
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html> をご参照ください。

*9 (独) 製品評価技術基盤機構(NITE)では、国の届出業務を受託しています。

6 対象事業者以外からの排出 (国の推計)

届出対象外の事業者、自動車などの移動体、家庭等からの排出量は国が推計し公表します。



PRTR制度の届出の対象となった事業者だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業者や自動車などの移動体、家庭等も排出源となっています。

これら対象事業者以外の排出源からの排出量を国が推計します。この結果は、事業者から届出された情報と併せて公表されます。

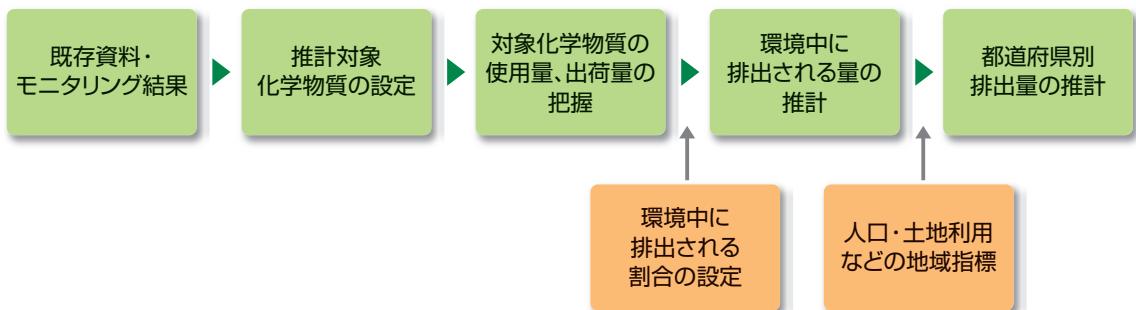
推計の対象となるのは主に次のような排出源からの排出量です。

- 届出対象業種のうち従業員数が21人未満の事業者
- 届出対象業種のうち事業所ごとの年間取扱量が1トン未満(特定第一種指定化学物質は0.5トン未満)の化学物質
- 届出の対象となっていない業種:建設業、飲食業、農業等
- 家庭:防虫剤、塗料、除草剤、殺虫剤、洗浄剤などの使用に伴う排出
- 移動体(交通機関):自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等

推計方法

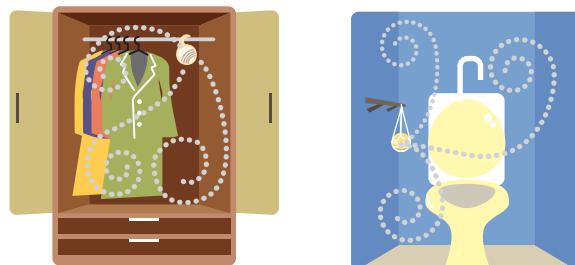
届出以外の排出源からの排出量については、その排出源に応じたさまざまな**推計方法**^{※10}を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計しています。

●推計方法



※10 推計方法の詳細は、環境省の「PRTRインフォメーション広場」の「PRTR届出外排出量の推計方法」
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryo.htmlをご参照ください。

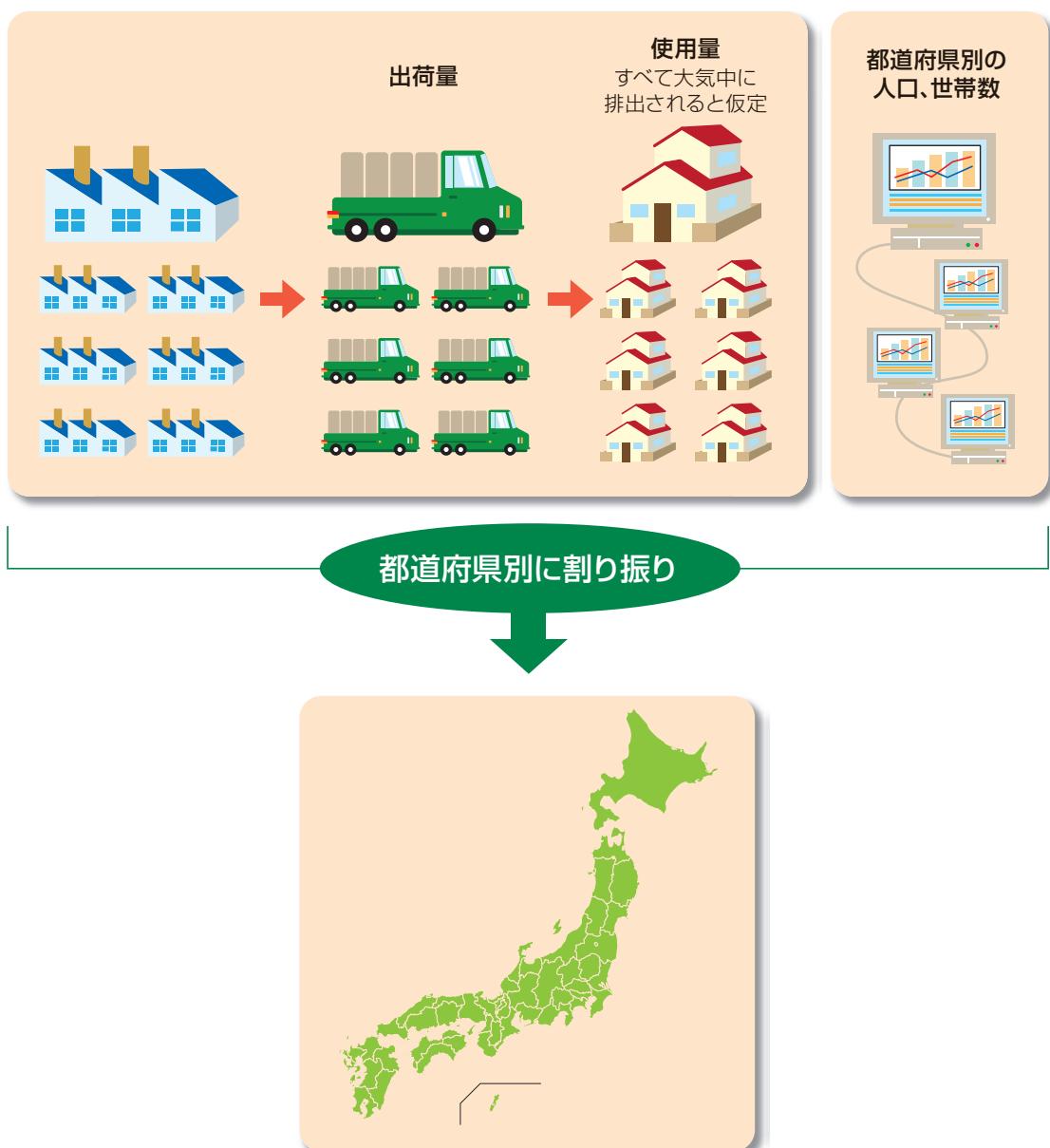
■推計方法の例



その物質の使用量すべてが大気へ排出されるような物質の場合

[推計方法]

- 推計対象年度の出荷量はすべて使用され、使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定します。
- 業界団体がまとめている製品の全国出荷量などのデータや、人口、世帯数の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計します。



III PRTRデータ

1. PRTRデータの概要	18
(1)PRTRデータの構成	18
(2)基本となる集計表	19
(3)PRTRデータでこんなことがわかる	21
(4)PRTRデータの取扱い上の留意点	21
2. ホームページ上でPRTRデータを見る	23
環境省「PRTR集計・公表システム」	23
3. 個別事業所のPRTRデータ入手する	27
(1)個別事業所のPRTRデータ	27
(2)個別事業所のデータと「PRTRけんさくくん」の利用について	27
(3)開示請求	29
(4)開示請求の窓口	30
(5)請求の方法	31
(6)開示請求の手数料	31



1 PRTRデータの概要

(1) PRTRデータの構成

PRTRデータは、排出源別に次の5種類のデータで構成されています。

	対象となる業種に含まれ、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの排出量
	対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出ていない事業所からの排出量
	届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出量
	家庭からの排出量
	自動車など移動体からの排出量

このうち  は届出データ、    は国による推計データです。推計の対象となる製品などについては図外に示してあります。 部分以外が国で推計した部分です。

●集計の対象となる排出量の構成



注)あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

*医療業…平成20年11月の化管法施行令の改正により対象業種として追加。平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届出開始。

(2) 基本となる集計表

PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた化学物質の排出量・移動量を表にして公表されます。結果を分かりやすく示すために、表やグラフなどに加工してありますが、基本となるのは「化学物質の名称」とその「排出量」、「排出先」についての単純な数値データです。なお、事業者の届出データには大気、公共用水域など排出先も記入されていますが、国の推計データには、現時点では大気や水域などへの割り振りが困難なことから、排出先の区分はありません。

平成20年度の届出データを例に見てみましょう。下表は、対象化学物質別に、いくつの事業所から届出があったか、それぞれ大気、公共用水域(河川や海など)、事業所敷地内の土壤のどこにどれだけ排出されたか、事業所敷地内にどれだけ埋立処分されたか、廃棄物として事業所の外へ運び出された量はどれくらいか、といった基礎的な情報を集計したものです。

このような数値データをもとに、全国的に排出量の多い物質は何か、業種別や地域別にどのような特徴があるか、といったさまざまな視点で整理、集計することができます。



この物質について何件の届出があったか

廃棄物として、また下水道に年間何kg移動されたか

大気・水域・土壤・埋立に年間何kg排出されたか

報告事業所番号	報告事業所名	届出件数		排出件数		移動件数		廃棄物移動件数		届出件数合計
		総	* 新規登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	新規登録	既存登録	
00001	福島県水道局	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00002	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00003	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00004	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00005	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00006	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00007	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00008	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00009	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00010	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00011	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00012	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00013	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00014	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00015	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00016	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00017	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00018	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00019	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00020	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00021	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00022	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00023	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00024	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00025	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00026	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00027	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00028	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00029	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00030	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00031	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00032	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00033	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00034	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00035	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00036	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00037	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00038	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00039	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00040	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00041	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00042	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00043	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00044	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00045	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00046	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00047	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00048	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00049	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00050	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00051	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00052	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00053	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00054	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00055	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00056	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00057	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00058	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00059	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00060	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00061	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00062	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00063	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00064	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00065	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00066	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00067	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00068	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00069	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00070	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00071	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00072	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00073	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00074	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00075	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00076	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00077	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00078	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00079	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00080	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00081	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00082	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00083	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00084	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00085	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00086	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00087	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00088	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00089	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00090	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00091	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00092	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00093	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00094	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00095	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00096	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00097	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00098	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00099	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00100	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00101	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00102	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00103	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00104	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00105	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00106	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00107	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00108	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00109	アサヒビール	100	100	100	0	100	0	100	0	100
00110</										

下表は、平成20年度データの都道府県別の届出排出量及び届出外排出量の概要です。この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、日本全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

●平成20年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出数	届出排出量 (kg/年)	届出外排出量(kg/年)					排出量合計 (kg/年)*	割 合
			対象業種*	非対象業種	家庭	移動体*	合 計*		
北海道	1,931	2,288,808	1,572,006	6,003,611	1,530,681	4,316,161	13,422,458	15,711,266	3.21%
青森県	459	574,325	402,381	2,286,168	1,007,860	1,253,726	4,950,134	5,524,460	1.13%
岩手県	548	2,263,324	405,475	1,295,283	880,630	1,469,638	4,051,025	6,314,349	1.29%
宮城県	831	1,625,905	684,287	1,275,511	948,875	1,823,307	4,731,981	6,357,886	1.30%
秋田県	536	2,832,531	441,188	846,171	741,086	1,008,128	3,036,572	5,869,104	1.20%
山形県	606	814,544	491,488	1,025,513	575,659	1,159,262	3,251,922	4,066,466	0.83%
福島県	1,089	5,967,956	1,038,203	1,214,418	1,229,126	1,785,208	5,266,954	11,234,910	2.29%
茨城県	1,186	8,866,196	1,382,231	4,343,771	1,690,528	2,941,515	10,358,045	19,224,241	3.92%
栃木県	781	6,342,539	882,360	1,575,547	1,123,381	2,202,002	5,783,290	12,125,830	2.47%
群馬県	861	4,831,881	1,015,690	3,256,818	1,295,215	2,120,520	7,688,244	12,520,125	2.55%
埼玉県	1,681	9,273,986	2,745,601	2,252,179	2,696,301	3,903,758	11,597,839	20,871,825	4.26%
千葉県	1,413	7,838,113	1,364,589	4,400,412	2,722,699	3,829,721	12,317,422	20,155,535	4.11%
東京都	1,438	2,386,180	4,118,007	9,706,451	2,294,960	4,788,404	20,907,821	23,294,001	4.75%
神奈川県	1,659	7,926,610	2,227,084	4,388,489	1,916,181	3,941,555	12,473,308	20,399,918	4.16%
新潟県	1,062	4,091,459	1,073,585	1,226,869	1,381,255	2,087,278	5,768,987	9,860,446	2.01%
富山県	601	2,266,730	484,039	1,641,672	523,970	891,898	3,541,578	5,808,308	1.19%
石川県	529	2,781,821	616,132	1,536,353	628,629	966,484	3,747,599	6,529,420	1.33%
福井県	414	2,522,792	492,410	1,174,870	411,909	878,549	2,957,738	5,480,530	1.12%
山梨県	371	1,625,504	464,230	487,254	505,934	1,145,941	2,603,359	4,228,863	0.86%
長野県	1,324	2,071,235	898,491	937,239	990,119	2,498,935	5,324,783	7,396,018	1.51%
岐阜県	988	6,840,261	1,069,274	863,838	1,099,507	2,070,713	5,103,332	11,943,593	2.44%
静岡県	1,605	13,208,329	1,843,327	1,900,340	2,281,605	3,067,158	9,092,429	22,300,759	4.55%
愛知県	2,340	13,950,230	3,693,360	4,321,543	3,559,602	4,347,580	15,922,085	29,872,315	6.10%
三重県	851	6,360,072	721,290	979,884	1,158,719	2,117,776	4,977,669	11,337,741	2.31%
滋賀県	636	4,052,492	442,810	413,258	529,570	1,543,773	2,929,410	6,981,902	1.42%
京都府	645	3,130,108	1,066,998	755,618	825,615	1,879,206	4,527,436	7,657,544	1.56%
大阪府	1,896	5,770,115	3,879,924	3,759,844	2,392,172	3,839,886	13,871,825	19,641,941	4.01%
兵庫県	1,762	8,569,234	1,893,991	1,675,161	1,624,075	3,179,878	8,373,105	16,942,338	3.46%
奈良県	352	866,782	444,801	384,726	663,018	1,304,070	2,796,615	3,663,398	0.75%
和歌山县	333	1,697,913	404,907	1,316,929	947,456	996,307	3,665,599	5,363,511	1.09%
鳥取県	299	605,645	163,145	555,170	364,554	720,378	1,803,248	2,408,893	0.49%
島根県	305	2,018,995	266,039	514,150	554,662	844,593	2,179,444	4,198,439	0.86%
岡山県	935	5,599,502	683,906	1,160,007	1,138,849	1,754,636	4,737,398	10,336,900	2.11%
広島県	985	10,316,819	1,130,912	1,769,592	1,451,584	2,320,978	6,673,066	16,989,885	3.47%
山口県	595	5,210,057	458,768	3,117,968	849,858	1,416,075	5,842,669	11,052,726	2.26%
徳島県	310	613,848	446,183	951,056	717,584	758,986	2,873,809	3,487,656	0.71%
香川県	433	5,775,959	324,059	636,990	712,589	955,013	2,628,650	8,404,609	1.71%
愛媛県	521	5,357,885	509,857	1,701,379	1,063,764	1,294,390	4,569,390	9,927,275	2.03%
高知県	187	457,309	258,976	1,179,812	631,157	734,565	2,804,510	3,261,819	0.67%
福岡県	1,367	6,461,818	1,407,242	3,382,232	2,108,966	2,950,338	9,848,778	16,310,597	3.33%
佐賀県	353	1,755,545	284,037	935,599	566,368	995,492	2,781,496	4,537,041	0.93%
長崎県	346	3,102,498	602,450	1,711,389	915,689	1,258,670	4,488,199	7,590,696	1.55%
熊本県	619	2,396,270	586,756	2,444,949	1,028,528	1,657,347	5,717,581	8,113,850	1.66%
大分県	419	1,248,608	378,986	930,697	882,954	1,242,783	3,435,420	4,684,028	0.96%
宮崎県	355	3,944,983	373,808	2,321,774	749,228	1,105,777	4,550,586	8,495,569	1.73%
鹿児島県	491	404,743	501,965	3,652,834	1,197,210	1,491,806	6,843,815	7,248,557	1.48%
沖縄県	224	286,180	482,826	735,306	740,626	974,627	2,933,385	3,219,565	0.66%
合 計**	39,472	199,194,636	47,120,076	94,946,640	55,850,504	92,955,226	290,872,446	490,067,083	100%
割合(%)		40.65%	9.62%	19.37%	11.40%	18.97%	59.35%	100%	

* 公表されるPRTRデータのうち、届出事業所が排出した量の合計は、各事業所から届け出られたデータ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数で表示したものです。このため公表される集計表の排出量などの各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

* 対象業種、移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と合計欄の数値が異なります。

(注)上の平成20年度データは、平成22年1月末日時点で把握していたものです。

(3) PRTRデータでこんなことがわかる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計されたPRTRデータからは、次のようなことが分かります。

- 全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内の土壤への排出及び事業所内で埋立処分している対象化学物質とその量
- 全国の事業者が廃棄物としてや下水道への放出によって事業所の外へ移動している対象化学物質とその量
- 全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される対象化学物質とその量
- 対象化学物質別の排出量・移動量
- 業種別の排出量・移動量
- 都道府県別の排出量・移動量 など



PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた、化学物質別の排出先と排出量の情報です。そのデータを排出量の大きい順番に並べたり、排出先(大気・公共用水域・事業所内土壤・事業所内埋立)別に集計したり、地域別や業種別に区分してみることで、その化学物質の排出状況にどのような特徴があるのかを知ることができます。

しかし、データの加工のしかたによっては誤解を招くものもあり、読み手にも注意が必要です。例えば、グラフ化すると分かりやすいという印象を受けますが、つい排出量の大小にだけ関心が向き、量が少なくても有害性が大きい物質などを見落としがちです。排出量の大きさがそのまま環境や人の健康への影響となるわけではありません。また、基になるデータそのものも届出や推計された数値であることから、データが絶対的な値を示しているとは限りません。

(4) PRTRデータの取扱い上の留意点

PRTRデータを見たり、活用したりする上で留意すべき点は次のとおりです。

1) 届出排出量・移動量の限界

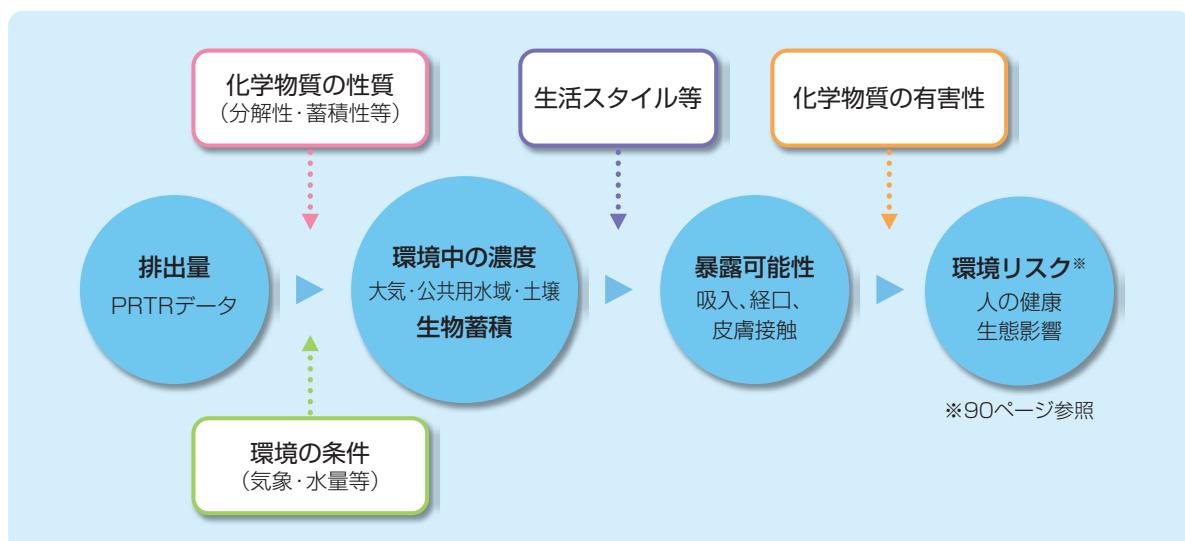
- 一定の要件を満たした事業者が届出を行うため、全国すべての事業者からの排出量等を網羅しているわけではありません。
- 事業者が届け出た排出量等は、必ずしもすべてが実際に測定した値に基づくものではないことから(12ページ参照)、データの精度には限界があります。

2) 届出外排出量の限界

- 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、推計を行った時点を利用可能な信頼できる知見が存在する排出源のみが対象となっており、すべての排出源を網羅したものとはなっていません。
- 届出外排出量については、利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っているものの、あくまで推計であり、データの精度には限界があります。また、排出源の種類によっても推計方法が異なるため、精度に開きがあります。

3)公表データによるリスク評価^{※1}の限界

- 公表されるPRTRデータはあくまで排出量・移動量の集計値であり、環境中の濃度や、人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(暴露量)ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ(リスク)の大小を直接表すものでもありません。
- 化学物質による環境や人への影響については、PRTRデータに加え、それが環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか(暴露可能性)、化学物質の有害性の程度、といったさまざまな要因とあわせて分析することが必要です。この過程を模式的に示すと次の図のようになります。



- PRTRで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物への影響を検討することはできませんが、排出量の多い物質や地域の特定等、リスク評価あるいはそのための**暴露評価**^{※2}の際の着目点が把握できます。
- なお、ダイオキシン類については、届出量の単位がmg(ミリグラム: 1/1000グラム)と、他の物質と比べて極端に小さいため、図表中でも単位を区別して表しています。また、ダイオキシンにはいくつもの種類があり、それぞれに毒性が異なるため、毒性の大きさを統一した量(TEQ)に変換されて届出がされます。(詳細は43ページ参照)



※1 リスク評価とは、人の健康や動植物への影響などを科学的に予測するために、化学物質の有害性と暴露の程度を評価することをいいます。

※2 暴露評価とは、人が皮膚や口、肺などを通じて体内に取り込む化学物質の量を推定し、評価することをいいます。

2 ホームページ上でPRTRデータを見る

環境省や経済産業省のホームページからPRTRデータの集計結果を入手することができます。

環境省「PRTR集計・公表システム」

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果の閲覧や検索、集計データのファイルをダウンロードすることができます。この「PRTR集計公表システム(PRTRインフォメーション広場内)」を利用するには、2通りの方法があります。

[1] 検索エンジン(Yahoo!、Googleなど)から検索する

検索欄に「PRTR」と入力し、検索結果一覧の中から

PRTRインフォメーション広場>集計結果・データ をクリックしてください。

PRTRインフォメーション広場トップページ

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>



集計結果・データを見る

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>



[2] 環境省のホームページから探す

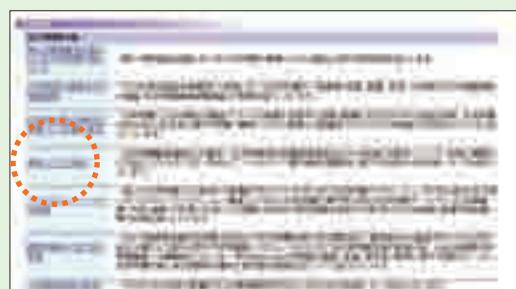
環境省のトップページから次に示す手順に沿って進んでください。

HP <http://www.env.go.jp/>

① 「保健化学物質対策」の
「化学物質(PRTR等)」を
クリックします。



2 「化学物質対策」の中の「環境リスクの低減」をクリックします。



3 「PRTR：化管法ホームページ(PRTRインフォメーション広場)」の「集計結果・データを見る」をクリックします。



4 「集計結果・データを見る」のページが表示されます。「グラフでデータを見る」をクリックします。



「グラフでデータを見る」のページが表示されます。ここで「集計・公表システム」を利用できます。



HP <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>

では、関心のある物質や業種について、
都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

1 目次画面

「全体像」「環境への排出」「下水や廃棄物としての移動」「届出外推計結果」から、見たいグラフを選びます。

ここでは例として、「環境への排出」を選択します。



2 「主な図表」の画面になります。

■や●等のアイコンをクリックすると、さまざまなグラフが表示されます。

(出力例)
排出量上位10物質とその排出量



3 「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。



4 1. 排出年度
2. 業種
3. 化学物質
について、それぞれ希望するものが選べます。

5 最後に、
●大気への排出量
●公共用水域への排出量
●土壤への排出量
●当該事業所敷地内での埋立
●排出量合計
の5項目から見たい項目を選択し、 をクリックしましょう



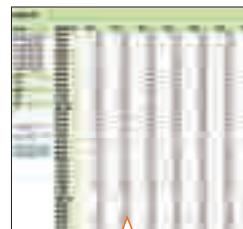
以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。



グラフでは、排出量の大きさが実数で示されているため、排出量の大小関係がわかります。



都道府県地図では、排出量の大きさが色でランク分けされているため、自分の住む都道府県が全国でどの位の位置にあるのかがわかります。



年度比較表では、排出量の増減がわかります。

3 個別事業所のPRTRデータ入手する

化学物質の環境中への排出状況に関する理解をより深めるため、個別事業所ごとのPRTRデータをホームページ上で容易に入手することができます。また、所定の手続きを経て、当該データについて国へ開示請求を行うことも可能です。

(1) 個別事業所のPRTRデータ

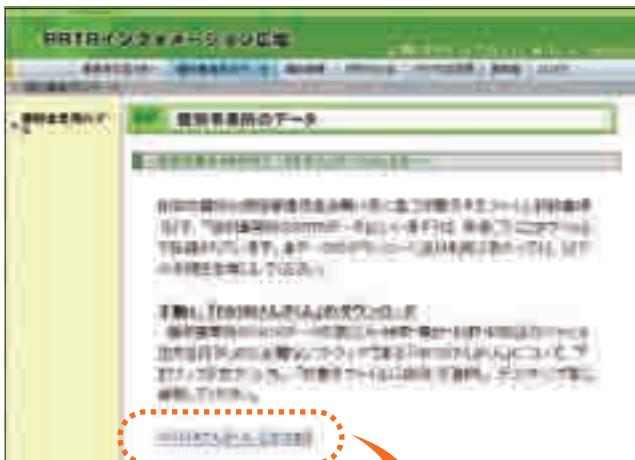
個別事業所のPRTRデータを公表していますので、届出された全国・全事業所の化学物質の排出量・移動量を、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」で入手することができます。詳しくは、以下をご参照ください。

なお、これまでのように開示請求をされる場合は、29ページをご参照ください。

(2) 個別事業所のデータと「PRTRけんさくん」の利用について

個別事業所のデータは、「PRTRインフォメーション広場>個別事業所のデータ」で入手できます。

ここで得られるデータは、「本紙ファイル(本紙.txt)」、「別紙ファイル(別紙.txt)」、「他業種ファイル(他業種.txt)」の3種類に分かれており、データを利用する際は、これらのファイルを1つに統合する作業が必要となります。「PRTRけんさくん」では、この作業をサポートし、PRTRデータの再集計や分析が容易にできます。



HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

PRTR
けんさくんの
機能

機能	説明
1. ファイルの読み込み	PRTRデータ(電子ファイル)を読み込む機能
2. データの検索・抽出	データ一覧画面に表示されるデータについて検索・抽出する機能
3. データの集計	データを全国・都道府県・市区町村毎に集計し、一覧表示またはグラフ表示する機能
4. データの比較	違う年度のデータを比較する機能
5. データの印刷	データを印刷する機能
6. ファイルの出力	読み込んだファイルをデータベースソフトや表計算ソフトで扱いやすいファイルに変換して出力する機能

●電子ファイル中の「PRTRけんさくん」の所在

「PRTRけんさくん」→「PRTRDAS」→「PRTR Data Analyze System」の中になります。

個別の事業所からの化学物質の排出・移動量について

PRTRけんさくくんを使うと、例えば自分が住んでいる地域の事業所ごとのPRTRデータを簡単に調べることができます。

『PRTRけんさくくんの使い方』ガイド

「PRTRけんさくくん」と「PRTRデータ」を27ページの記述に従いダウンロードし、「PRTRけんさくくん」を使えるような状態にしてください(詳細な方法については、<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>を参照してください。)。

- 1 prtrdas.exeをダブルクリックして「PRTR けんさくくん」を立ち上げます。
- 2 調べたい年度の「PRTRデータ」を以下の手順で「PRTRけんさくくん」に取り込みます。
 ファイル取込 → 基本ファイルの取込み → 参照 → 調べたい年度の「本紙.txt」「別紙.txt」「他業種.txt」の3つのファイルを同時に選択 → 開く → 取込み開始 → 「ファイル取込み処理を実行中」が表示され「PRTRけんさくくん」にPRTRデータが取り込まれます。

自分が住んでいる市区町村における個別事業所のPRTRデータ

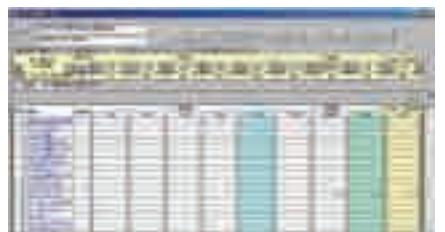
- 1 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 検索・抽出 →
- 3 文字列・数値で検索 → 事業所所在地 → 4 リストから入る →
- 5 都道府県を選択 → 6 市区町村を選択 → 7 OK → 8 新規検索
- 9 調べたい市区町村の 個別事業所データ が表示されます。



さらに調べてみましょう

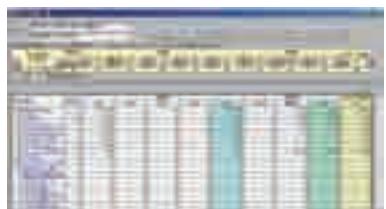
自分が住んでいる市区町村における化学物質別の排出・移動量

- 1 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 排出量集計 →
- 3 集計する範囲 → ○市区町村別に集計 を選択 → 4 都道府県を選択 →
- 5 市区町村を選択 → 6 OK →
- 7 集計する項目 → ○第一種指定化学物質別 を選択 →
- 8 全てチェック → 9 OK → 10 集計開始(S) →
- 11 自分が住んでいる市区町村における化学物質の 排出・移動量 の一覧 が表示されます。



排出・移動量の順番を並べ替える場合

- 1 排出・移動量一覧の表示画面 → 2 大気への排出量が大きい順に並べる →
 - 3 表示用の並び替え用のボタン
- | 排出量 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|
| △ | 大気 | ▽ | △ | 水域 | ▽ | △ | 土壤 | ▽ | △ | 埋立 | ▽ | △ | 合計 | ▽ |
- クリックすると、▽が黒く(▼)なり、排出量が降順に変わります。



(3) 開示請求

1) 開示されるデータ

事業者から届けられた個別事業所ごとの情報は、開示請求をすることによっても、個人情報等を除く次の情報を入手することができます。

①事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)

②事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報

- 第一種指定化学物質の名称
- 大気への排出量、公共用水域への排出量、事業所における土壤への排出量、事業所における埋立処分量及び排出先の名称
- 下水道への移動量
- 事業所外への移動量

開示されるデータは、電子媒体(光ディスク(CD-R) 又はフロッピーディスク)による交付、用紙による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

電子媒体により交付される事業所データの電子ファイルは、**CSV方式**^{※3}で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

また、電子ファイルにはPRTRデータ分析システム「PRTRけんさくん」が納められており、集計・分析等が簡単に行えます。「PRTRけんさくん」の利用については、27ページをご参照ください。

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

※3 CSV方式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

(4) 開示請求の窓口

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会(開示を希望する事業所等を特定するための事前の手続き)や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省)では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。

省庁名	問い合わせ部署	住所／電話／E-mail	対象となる業種
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話：03-3581-4111(内線2259) FAX：03-5251-2239	たばこ塩 製造業など
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話：03-5253-4111(内線4535) FAX：03-6734-4162	高等教育 機関など
厚生労働省	医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111(内線2426) FAX：03-3593-8913	医薬品 製造業など
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111(内線4500) FAX：03-3501-3774	農薬製造業 など
経済産業省	製造産業局化学物質管理課 化学物質リスク評価室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03-3501-1511(内線3691～3695) FAX：03-3580-6347	全業種
国土交通省	総合政策局環境政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話：03-5253-8111(内線24335) FAX：03-5253-1550	下水道、自動車 整備業など
環境省	環境保健部環境安全課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-3581-3351(内線6358) FAX：03-3580-3596 Eメール：ehs@env.go.jp	全業種
防衛省	大臣官房文書課環境対策室	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話：03-3268-3111(内線20902) FAX：03-5229-2134	駐屯地など



(5) 請求の方法

開示請求には、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定できる事項が必要です。

また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。その場合は、必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」(89ページ参照)

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>に記入し、

①開示窓口に直接提出する、②郵送により提出する、③インターネットを利用し提出するという、3つの方法のうちいずれかを選択します。

提出方法（国民）	開示方法（環境省）
①開示窓口に直接提出する	CD-R等の開示媒体をその場でお渡しします。
②郵送により提出する	
③インターネットを利用し提出する (環境省ホームページの「各種の窓口・案内(電子申請・届出窓口)から行う。)	CD-R等の開示媒体を郵送しますので、切手を貼付した返信用封筒(A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの)が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、140円(定形外封筒)です。

(6) 開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量(容量)によって決まります。手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内 容	開示媒体	手数料算出方法
事業所を検索して開示	用紙(A4)	紙1枚につき20円
	フレキシブルカートリッジ(FD)	FD1枚につき80円+0.5MB(メガバイト)までごとに260円
	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円+0.5MBまでごとに260円
年度の全データを開示	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円+200MBまでごとに900円

平成20年度の全国・全事業所のデータのみを1枚のCD-Rに収録したものは「1,100円」、過年度修正版と平成20年度の各々の全国・全事業所のデータを併せて1枚のCD-Rに収録したものは「2,000円」となります。

開示請求に関する詳しい情報は、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」の「開示を請求される方へ」をご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

IV

PRTRデータの集計結果

1. 平成20年度PRTRデータの集計結果	34
(1)平成20年度PRTRデータの概要	34
(2)平成20年度PRTRデータをグラフや表で見る	35
①全国で排出量が多かった物質	35
②都道府県別に見る	37
③大気・水・土壤に多く排出されている物質	38
④排出量の多い業種	40
⑤家庭から排出される物質	42
⑥身の回りの気になる物質	43
⑦移動量	45
2. 平成16～20年度PRTRデータの集計結果	46
(1)平成16～20年度PRTRデータをグラフや表で見る	46
①届出事業所の数	46
②全国の排出量	47
③大気・水・土壤に多く排出されている物質	49
④移動量	50



1 平成20年度PRTRデータの集計結果

(1) 平成20年度PRTRデータの概要

平成22年2月に公表されたPRTRの結果は、

- ①全国の事業者から平成21年(2009年)4月1日から6月30日までに届出のあった、平成20年(2008年)4月から翌21年(2009年)3月までの1年間の化学物質の排出量・移動量
- ②届出の対象にならなかった事業所や家庭、自動車等の移動体などからの国が推計した化学物質の排出量を集計したものです。



届出のあった物質と事業者

PRTRの届出対象である第一種指定化学物質(354物質)のうち、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は326物質でした。

事業者から全国39,472事業所の届出があり、1事業所あたりの平均届出物質数は5.6物質でした。

国が推計を行った物質

届出を行った事業者以外からの排出は、届出の対象とならない事業者からの排出や、家庭で使用される防虫剤や塗料、洗剤などの排出、自動車等の移動体から排出される267物質を推計しました。



注) ここで紹介する平成20年度PRTRデータは、平成22年1月末時点で把握していたものです。その後、届出値の修正等により、データが変更となる可能性があります。

(2) 平成20年度PRTRデータをグラフや表で見る

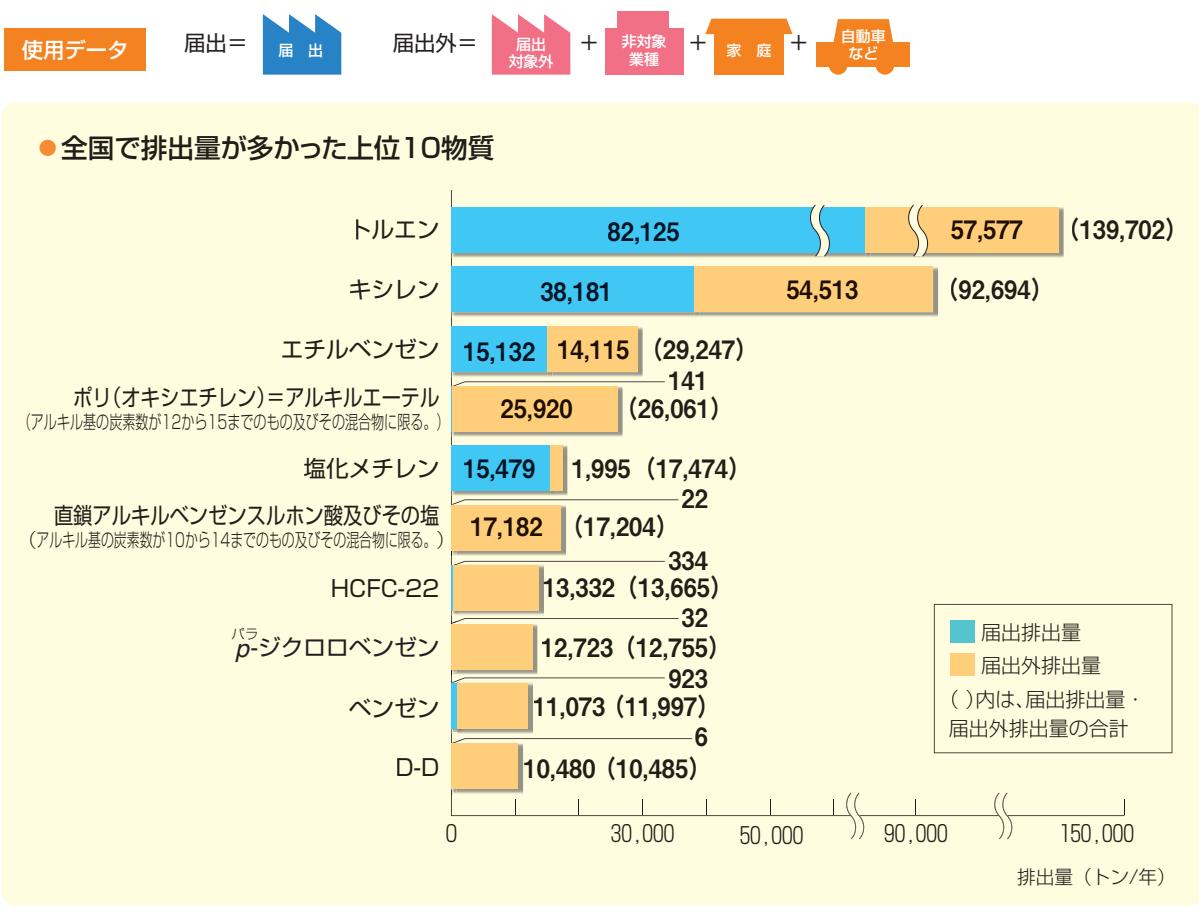
① 全国で排出量が多かった物質

[データの項目]

事業者から届け出られた排出量の326物質と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推計した267物質について、それぞれの物質毎に排出量を足し合わせ、ある物質が全国で1年間に環境中に排出された総量を計算します。

[集計・加工例]

届出排出量と届出外排出量の総排出量が多い上位10物質をグラフで示してみました。



[データを見る上で留意すること]

排出量の多い物質ほど人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響も大きいと考えがちですが、ある化学物質がどの程度の影響を及ぼすおそれがあるかについては、排出量の大小だけでは判断できません。

人の健康や環境への影響については、①化学物質の有害性の程度、②その化学物質が環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、③環境中から人や動植物にどれくらい取り込まれるのか(暴露量)などの情報を総合的に検討する必要があります。

[関連情報]

排出量の多かった上位5物質の主な用途と**有害性^{※1}**は次のとおりです。

排出量	物質名	主な用途	長時間(反復)暴露による人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響
1位	トルエン	多種多様な化学物質を合成する基礎原料、印刷インキや塗料、接着剤の溶剤、ガソリンの添加剤(排ガスに含まれる)	トルエンそのものを、そのまま長期間にわたって取り込むと視野狭く、記憶障害など中枢神経系に悪影響を与えます。シンナーはトルエンを主成分としており、シンナー中毒はこの例です。また、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから室内空気濃度の指針値が定められ、水質要監視項目の指針値も定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
2位	キシレン	化学物質の合成原料、塗料や接着剤、印刷インキ、農薬の溶剤、ガソリンや灯油の成分(排ガスに含まれる)	高濃度のキシレンは目やのどを刺激し、中枢神経系に影響を与えることがあります。シックハウス症候群との関連性が疑われていることから室内空気濃度の指針値が定められ、水質要監視項目の指針値も定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
3位	エチルベンゼン	プラスチックや発泡スチロールの原料となるスチレンモノマーの原料	エチルベンゼンは、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。
4位	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	台所用洗剤、洗濯用洗剤、化粧品のクリームやローションの乳化剤	人の皮膚に刺激はないか、あってもごく弱い一時的な刺激性がありますが、湿疹患者に対しては影響を及ぼすことがあります。現時点では、食物や飲み物を通じて口から取り込んだ場合について、人の健康に悪影響を及ぼすことはないと考えられていますが、皮膚からの経路については、情報の収集が必要であるとされています。
5位	塩化メチレン	金属部品や電子部品の工業用洗浄剤、石油系溶剤の不燃化剤	高濃度の塩化メチレンの吸入による吐き気、めまいなどの中枢神経系への影響から、大気環境基準が設定されています。また、ラットを用いた2年間の飲用水投与試験における肝腫瘍の増加を根拠に、水道水質基準等が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはないと判断されています。

※1 化学物質一般の有害性については90、91ページをご参照ください。

また、個別の対象物質の有害性については、以下のホームページが参考となります。

「PRTR法指定化学物質データ検索」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

「対象化学物質情報」 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

「化学物質ファクトシート」 <http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

② 都道府県別に見る

[データの項目]

全国の届出排出量と届出外排出量の合計を都道府県別に集計しました。

[集計・加工例]

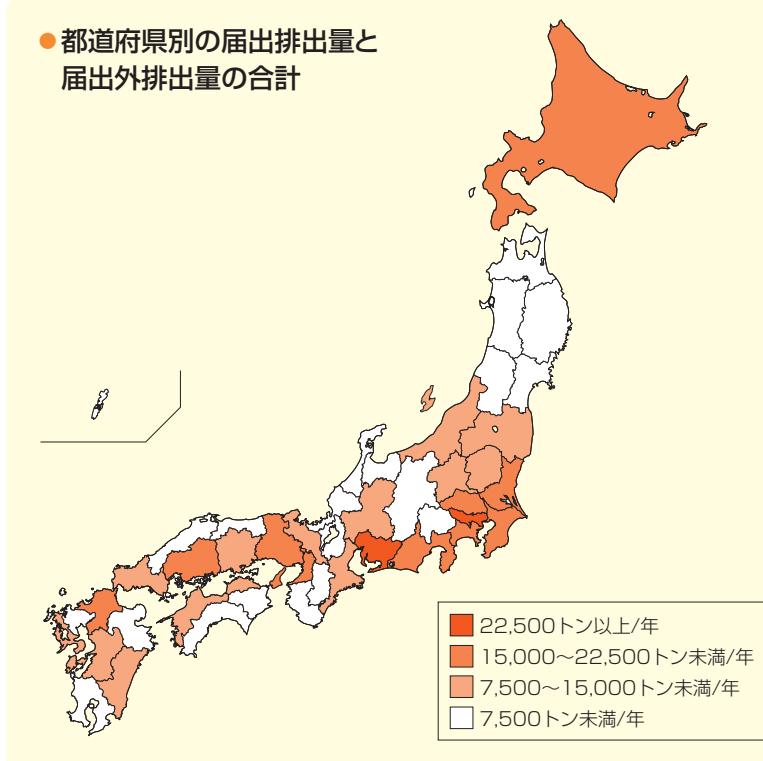
排出量の合計をそれぞれ4段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

届出排出量と届出外排出量の合計は49万トンで、このうち届出排出量は19万9千トン、届出外排出量は29万1千トンとなっています。届出外排出量の内訳は、届出対象外が4万7千トン、非対象業種が9万5千トン、家庭が5万6千トン、自動車などの移動体が9万3千トンです。

使用データ

$$\text{届出} = \text{届出} + \text{届出対象外} + \text{非対象業種} + \text{家庭} + \text{自動車など}$$

●都道府県別の届出排出量と届出外排出量の合計



[データの項目]

全国で環境への排出量が3番目に多いエチルベンゼンを取り上げ、都道府県別の排出量を集計しました。

[集計・加工例]

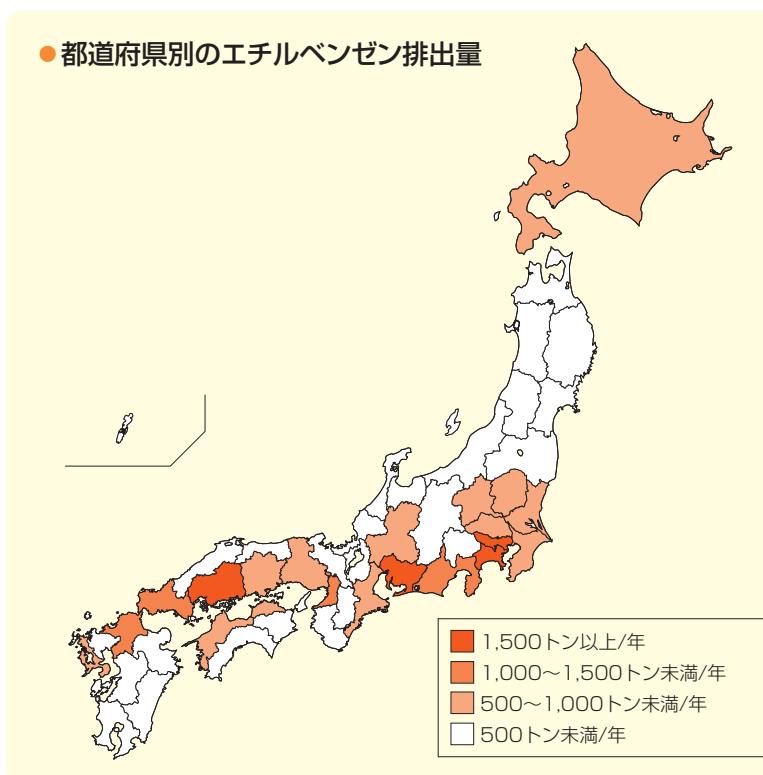
排出量の合計をそれぞれ4段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

エチルベンゼンの排出量が多い都道府県は、愛知県、東京都、神奈川県、広島県などでした。エチルベンゼンは、プラスチックや発泡スチロールの原料となるスチレンモノマーの原料です。また、油性塗料や接着剤、インキなどの溶剤として広く使用されている混合キシレンの中にも含まれます。対象事業所の主な排出源は、輸送用機械器具製造業や化学工業などです。また、届出の対象とならない事業所や、家庭、自動車などからも多く排出されています。

使用データ

$$\text{届出} + \text{届出対象外} + \text{非対象業種} + \text{家庭} + \text{自動車など}$$

●都道府県別のエチルベンゼン排出量



③ 大気・水・土壤に多く排出されている物質

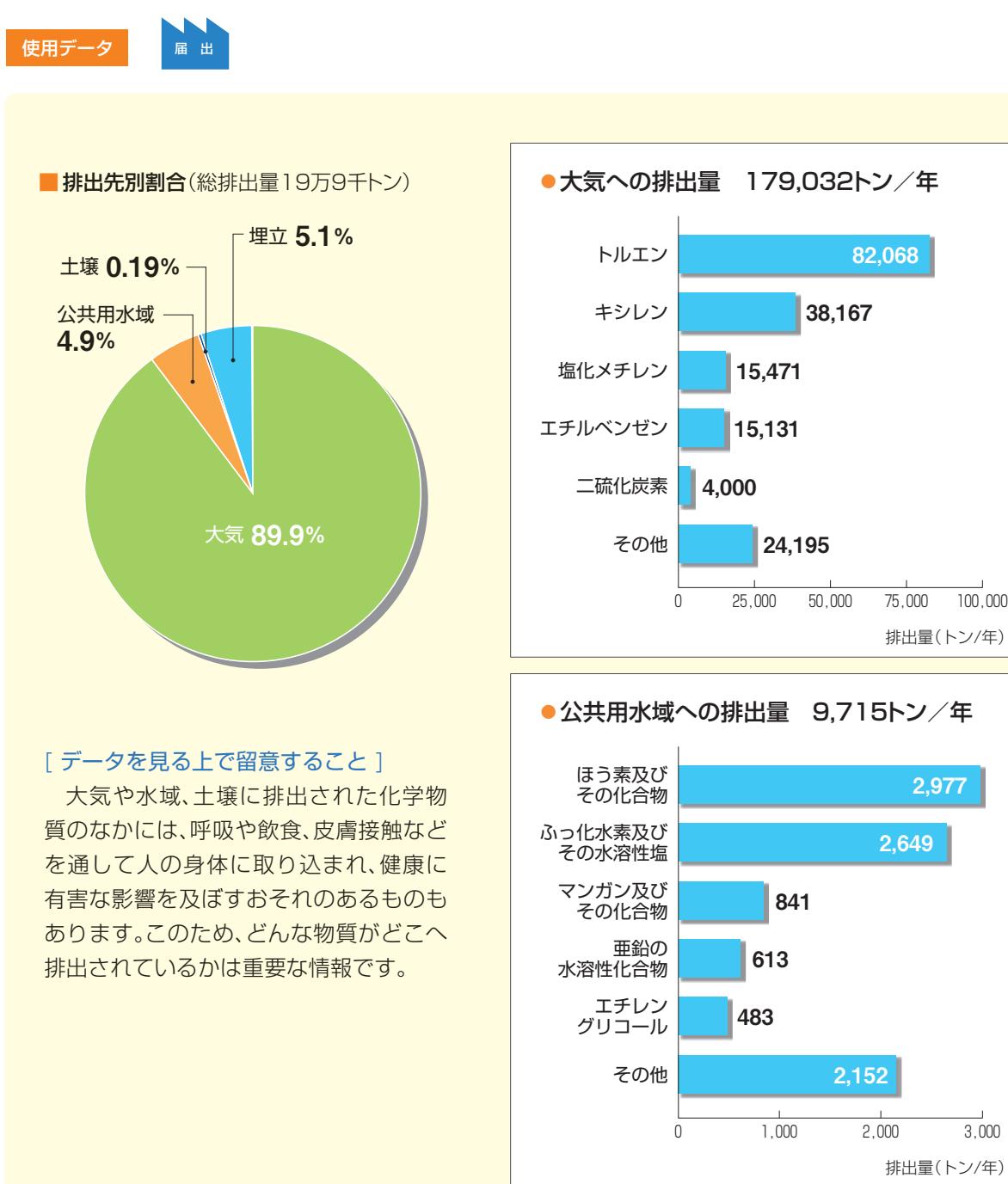
[データの項目]

事業者は、大気、公共用水域(河川、海など)、事業所敷地内の土壤、事業所敷地内の埋立処分のどこに化学物質を排出したかについても届け出ます。

ここでは、全国の事業所から報告された合計19万9千トンの化学物質の物質名と排出量を、大気、公共用水域、事業所内土壤、事業所内埋立処分の4つの排出先に分けて集計しました。

[集計・加工例]

排出先別の排出量の割合をみると、大気への排出が約90%で大部分を占めていることが分かります。排出先別に排出量の多い上位5物質を棒グラフで示してみます。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。



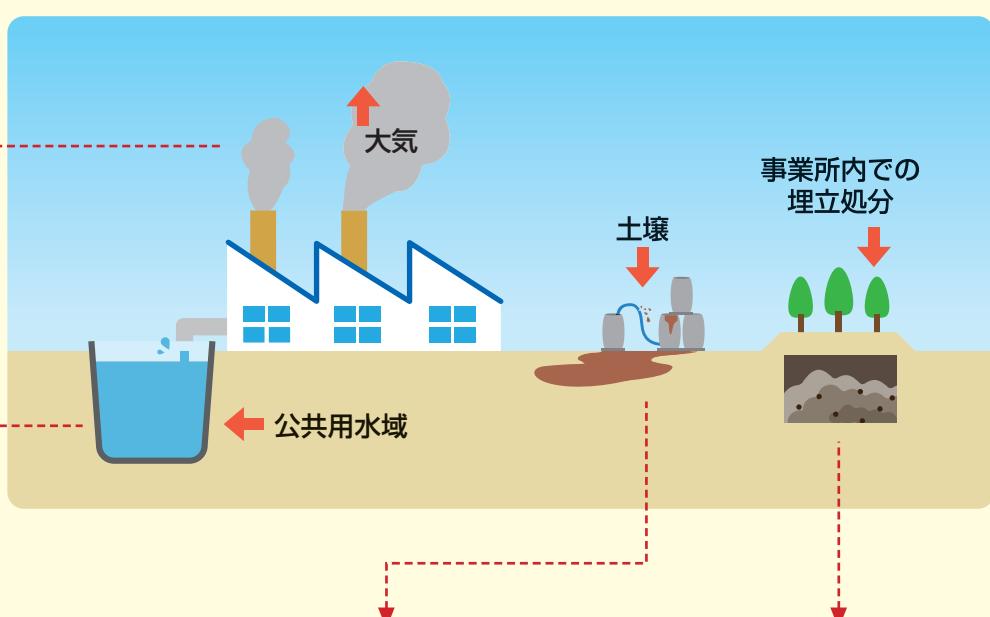
[データを見る上で留意すること]

大気や水域、土壤に排出された化学物質の中には、呼吸や飲食、皮膚接触などを通して人の身体に取り込まれ、健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このため、どんな物質がどこへ排出されているかは重要な情報です。

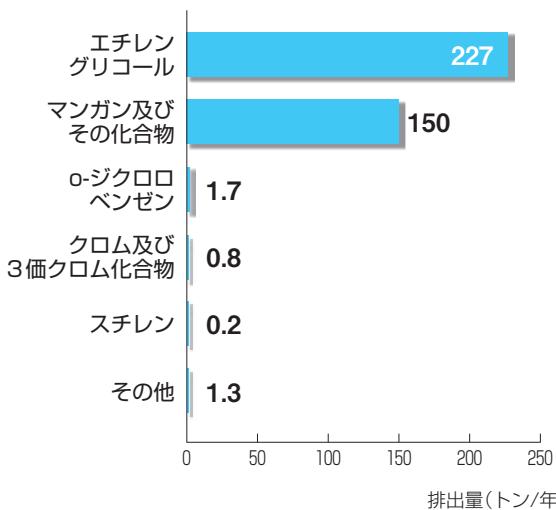
土壤への排出と埋立の違い

「土壤」への排出は、漏洩や地下浸透などによって環境中へ排出した量を指します。

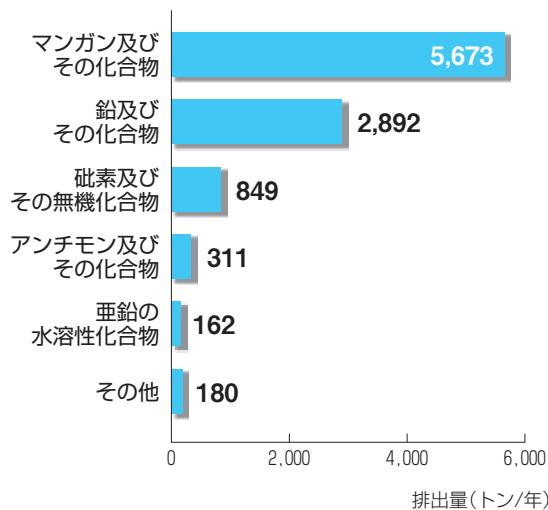
「埋立」は、対象事業者の事業所から対象物質を含む廃棄物が発生する場合に、事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てた量を指します。なお、産業廃棄物処理業者に廃棄物処分を委ねた場合は、「当該事業所の外への移動量」となります。



●事業所内の土壤への排出 381トン／年



●事業所内での埋立処分 10,067トン／年



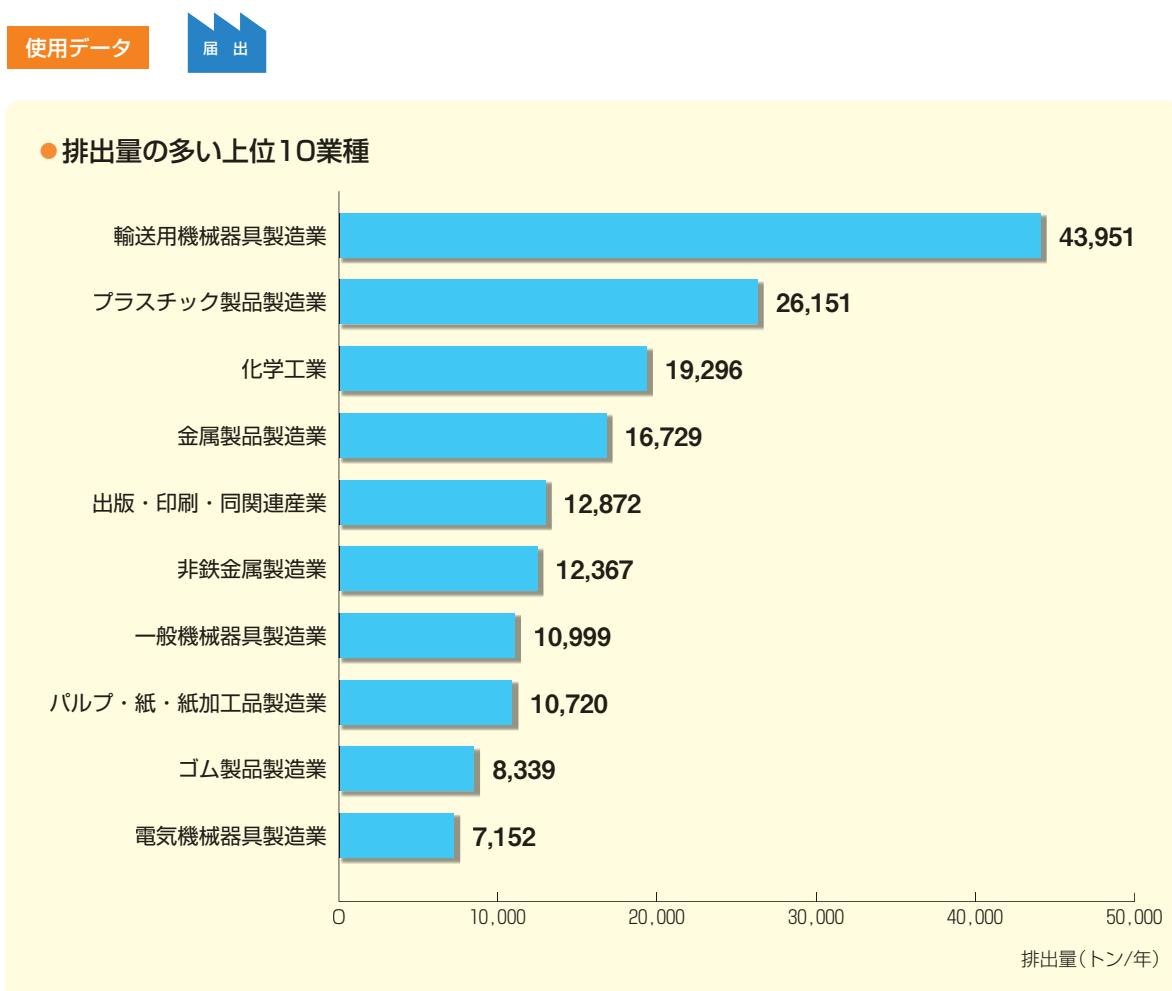
④ 排出量の多い業種

[データの項目]

事業者からの届出には、その事業者が属する業種(例えば、化学工業、プラスチック製品製造業など)が記入してあります。ここでは、届出データのうち同じ業種に属する事業者の排出量を合計し、業種別の総排出量を算出しました。

[集計・加工例]

棒グラフにして総排出量の多い順番に10業種を示してみました。



※各業種の詳しい解説は、PRTR排出量等算出マニュアル第4版「4-1-2 対象業種の概要」
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/sansyutsu/3_4_1.pdfを参照ください。

[データを見る上で留意すること]

このデータは、異なる物質の排出量を単純に足し合わせたもので、その業種から排出される化学物質が環境にどのような影響を与えていたのかを具体的に示す情報ではありません。ある業種がどの化学物質を優先的に削減した方がよいかといったことを知るためには、物質ごとや大気、水、土壤などの媒体ごとに見る必要があります。同じように「排出量の多い事業所上位10」といった集計も、物質ごとに詳細に見ていくことが必要です。

[データの項目]

次に、同じ業種に属する事業所の排出量を物質ごとに集計し、業種によって排出される物質の種類や量にどのような違いがあるのかを見てみましょう。

業種別に集計することで、ある物質の削減に優先的に取り組む必要があるのはどの業種かといったことを判断する手がかりを得ることができます。

[集計・加工例]

主な業種として化学系、金属系、機械系に分けて、それぞれ排出量の多い物質順に円グラフに示してみました。円グラフの大きさは排出量の大小を表しています。

使用データ
届出

化学系製造業

- 化学工業
- 石油製品・石炭製品製造業
- プラスチック製品製造業
- ゴム製品製造業

金属系製造業

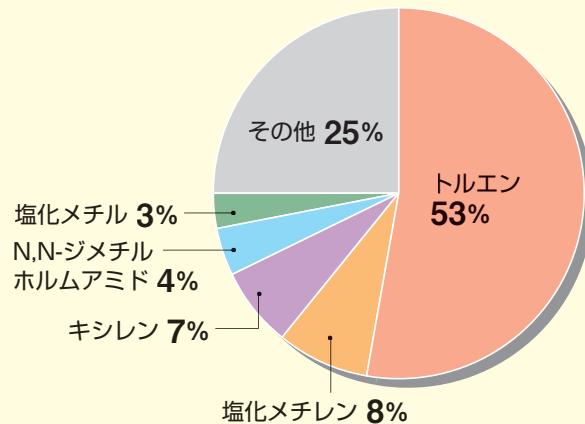
- 鉄鋼業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業

機械系製造業

- 一般機械器具製造業
- 電気機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 精密機械器具製造業

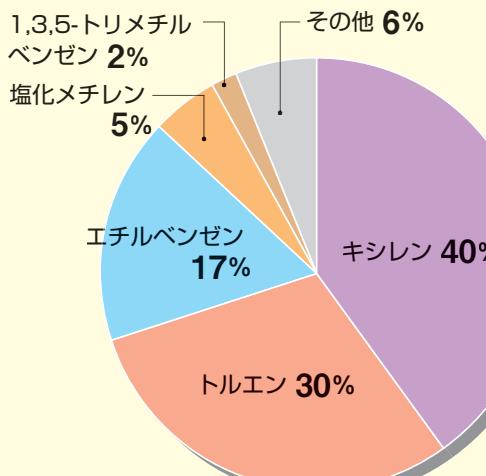
化学系製造業

排出量合計：5万5千トン／年



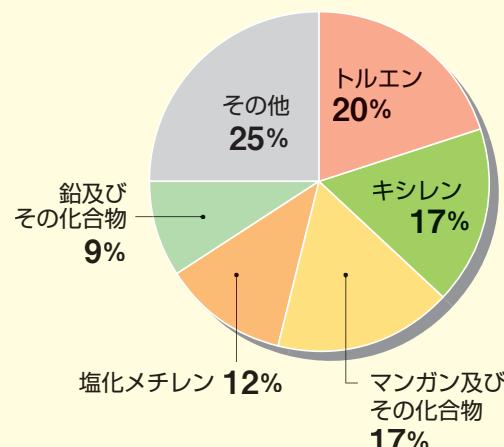
機械系製造業

排出量合計：6万3千トン／年



金属系製造業

排出量合計：3万4千トン／年



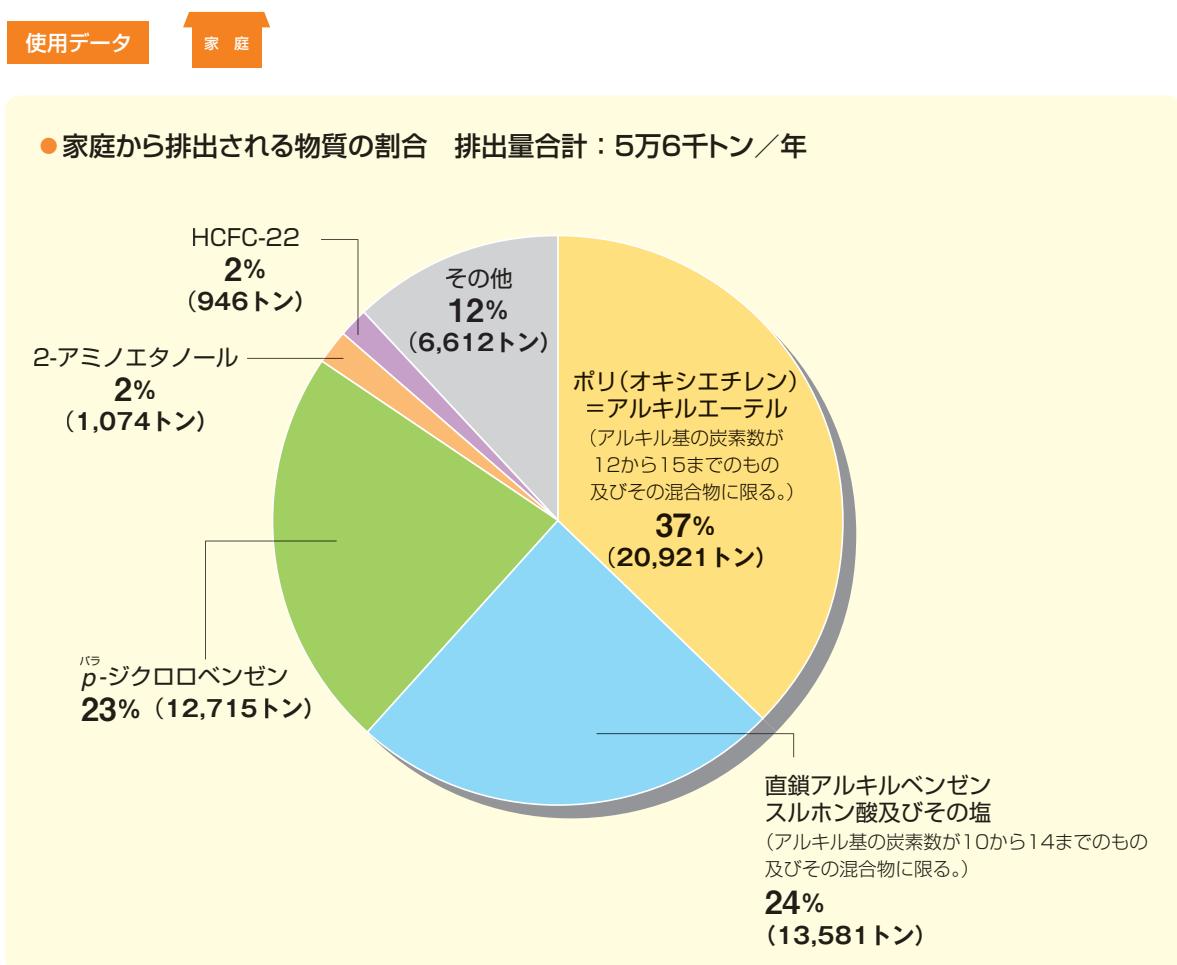
⑤ 家庭から排出される物質

[データの項目]

事業所からの報告とは別に、国では届出対象事業所以外からの排出量を推計しています。ここでは、家庭から排出される物質の排出量を集計してみます。

[集計・加工例]

国が推計したデータのうち、家庭から排出される上位5物質の割合をグラフで示してみました。



排出量の多い上位5物質の主な用途は次のとおりです。

ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテルは、家庭の台所用洗剤や洗濯用洗剤などに使われています。また、化粧品のクリームやローションなどにも使用されています。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般にはLASといわれており、そのほとんどが家庭の洗濯用洗剤として使われています。

パラ

-ジクロロベンゼン

は、家庭で使用される衣類防虫剤が主な排出源となっています。

2-アミノエタノールは、家庭用や業務用の洗剤や洗浄剤の中和剤等として使われています。

HCFC-22はフロン類の中でもオゾン層を破壊する力は比較的弱い物質で、断熱材の発泡剤や業務用冷凍空調機器の冷媒などに使われています。

⑥ 身の回りの気になる物質

発がん性があると評価されている物質や自動車などから排出されている物質など、身の回りの気になる化学物質の排出量を見てみましょう。

a) 発がん性があると評価されている物質

[データの項目]

発がん性があると評価されている物質は12物質あります。

特定第一種指定化学物質^{※2}

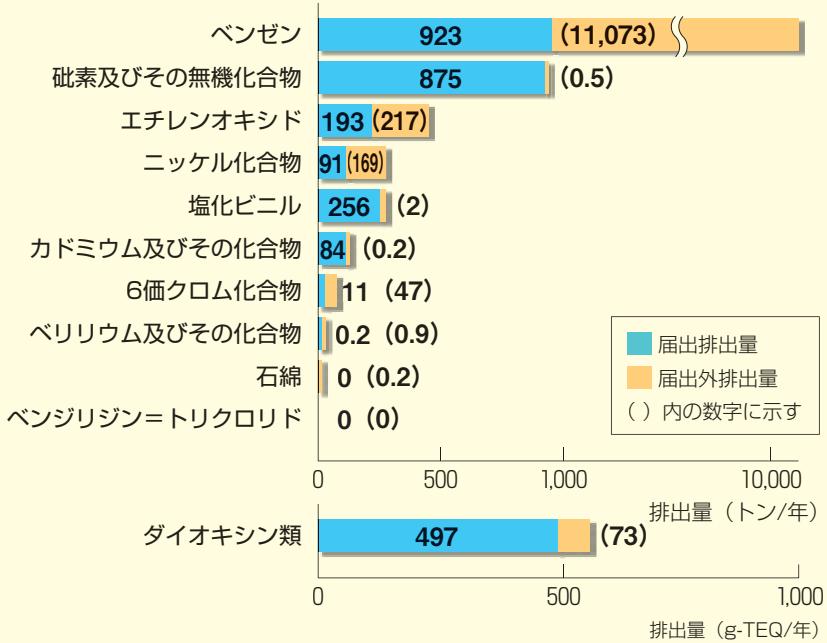
- 石綿
- 塩化ビニル
- ベリリウム及びその化合物
- エチレンオキシド
- ダイオキシン類
- ベンジリジン=トリクロロид
- カドミウム及びその化合物
- ニッケル化合物
- ベンゼン
- 6価クロム化合物
- 硒素及びその無機化合物
- メトキサレン

[集計・加工例]

特定第一種指定化学物質の排出量を集計し、排出量の多い順番にグラフで示してみました。なお、ダイオキシン類は他の物質と排出量の単位が異なるため、グラフを別にしてみました。



● 発がん性があると評価されている物質



排出量が最も多かった物質は、ベンゼンでした。ベンゼンのほとんどが主に自動車やオートバイなどの排気ガスに含まれて排出されています。

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)にコブラナーやPCBを加えた総称です。また、それぞれの異性体^{※3}ごとに毒性の強さが異なっており、PCDDのうち2と3と7と8の位置に塩素の付いたものの(2,3,7,8-TCDD)がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考える必要があります。

そこで、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(通常、毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent)という単位で表現)が用いられています。

※2 化管法政令改正前の特定第一種指定化学物質。特定第一種指定化学物質については、8ページをご参照ください。

※3 異性体とは、分子式は同じで異なる物理的・科学的性質を持つ化合物をさします。これは分子内における原子の配列方法が異なるために起こります。

b)自動車などから排出される物質

[データの項目]

自動車などから排出される物質には、どのようなものがあるのか見てみましょう。

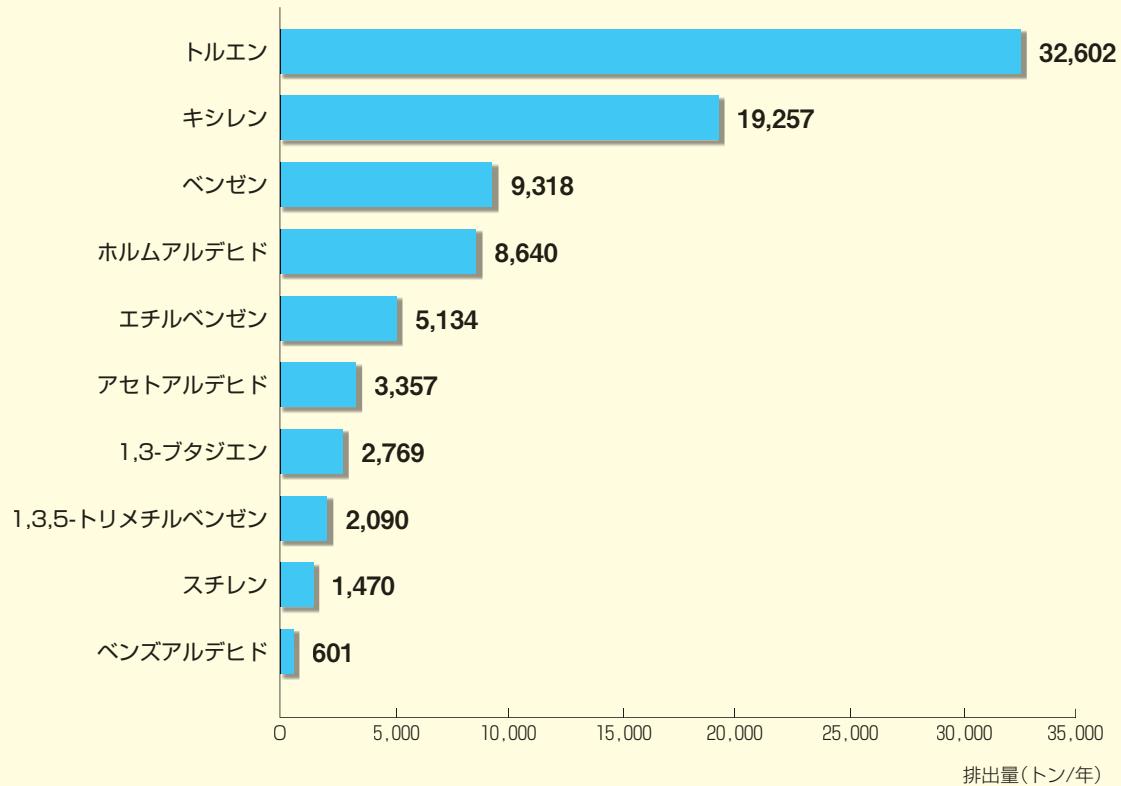
[集計・加工例]

国による推計データから自動車と二輪車及び特殊自動車(建設機械、農業機械、産業機械)のデータを排出量の多い順に上位10物質をグラフで示してみました。



使用データ
自動車など

●自動車(二輪車及び特殊自動車含む)から排出される物質



自動車や二輪車及び特殊自動車から多く排出される物質は、事業所からの排出量の多いトルエンやキシレンでした。また、シックハウス症候群の原因物質の一つといわれるホルムアルデヒドは、ディーゼル車からの排出が多いとされています。

⑦ 移動量

[データの項目]

事業所は、大気や公共用水域、土壤などへの排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

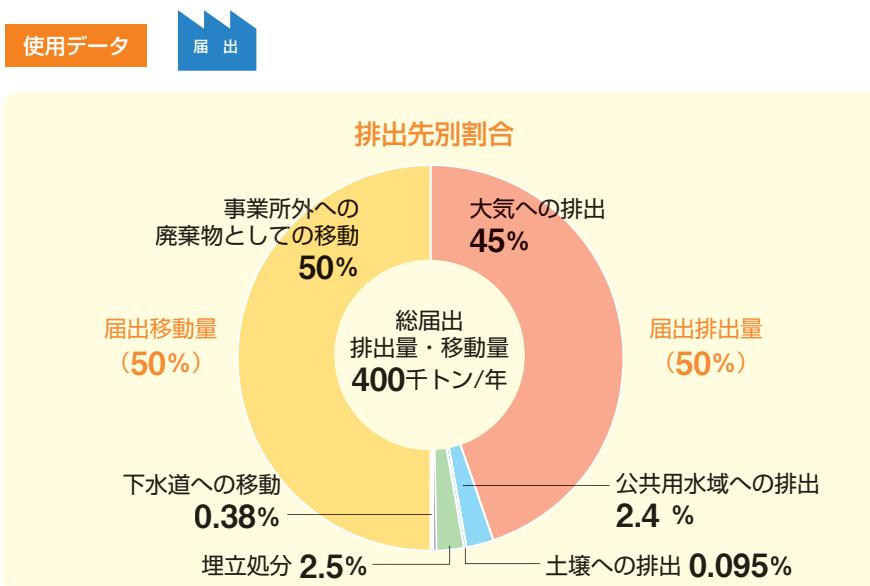
移動量には、

- a) 対象事業者の事業所から発生した対象化学物質を含む廃棄物を、廃棄物処理業者に処分を委託して、当該事業所の外へ移動した量
 - b) 事業所内での工程からの排水や排水処理施設・装置からの排出などを、下水道^{※4}に放出した量
- の2つが該当します。



[集計・加工例]

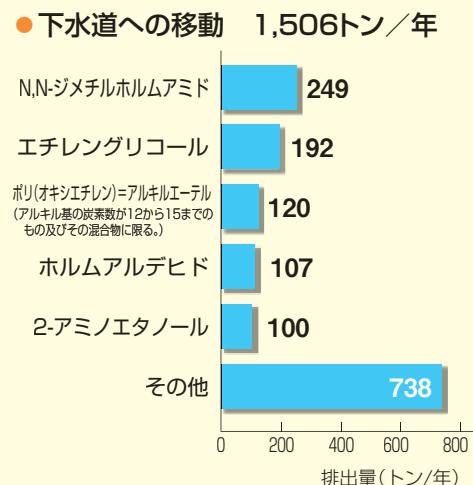
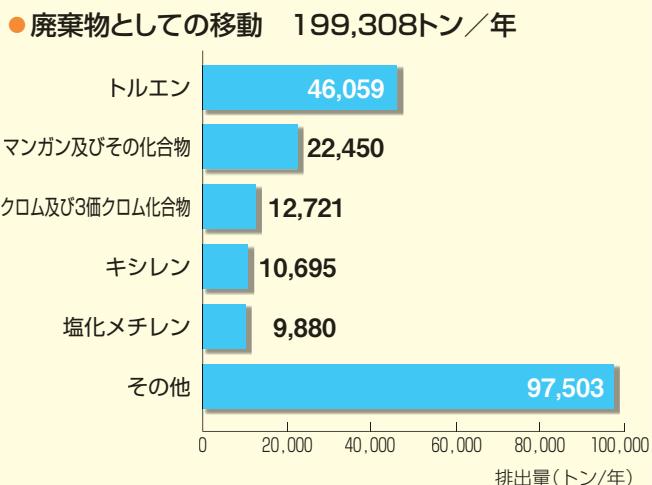
総届出排出量・移動量に占める、廃棄物としての移動と下水道への移動の割合をグラフで示してみました。



届出移動量の合計は、約20万1千トンで、総届出排出量・移動量の合計の50%を占めています。うち、ほとんどが事業所外への廃棄物としての移動(約19万9千トン)となっており、下水道への移動は約1千500トンです。

[集計・加工例]

廃棄物として移動される量と下水道への移動量についてそれぞれ上位5物質をグラフで示してみました。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。



※4 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

2 平成16～20年度PRTRデータの集計結果

(1) 平成16～20年度PRTRデータをグラフや表で見る

PRTRデータの集計結果は毎年公表されるため、ある物質の排出量など自分の関心のある項目に注目し、何年にもわたって継続的にデータを見ることは、増減の傾向を知り、削減の取組の成果が上がっているかどうかを確認するのに有効です。ここでは、平成16～20年度までのデータをグラフに示しました。

① 届出事業所の数

平成20年度に事業者から届出のあった全国の事業所の総数は39,472事業所で、前年度より約1,370事業所減っています。都道府県別にみた届出状況は次のとおりです。

● 都道府県別にみた届出事業所数と届出物質種類数

都道府県	年度	届出事業所数	届出物質種類数												
北海道	20	1,931	133	東京都	20	1,438	104	滋賀県	20	636	137	香川県	20	433	92
	19	2,169	137		19	1,537	107		19	670	141		19	444	91
	18	2,222	143		18	1,475	120		18	652	138		18	416	94
	17	2,051	140		17	1,489	120		17	652	142		17	422	88
	16	2,131	134		16	1,511	117		16	645	141		16	418	95
青森県	20	459	77	神奈川県	20	1,659	172	京都府	20	645	129	愛媛県	20	521	131
	19	448	76		19	1,736	173		19	696	132		19	516	137
	18	473	77		18	1,779	175		18	705	131		18	548	141
	17	419	76		17	1,798	172		17	703	131		17	550	135
	16	394	75		16	1,827	174		16	710	131		16	537	138
岩手県	20	548	80	新潟県	20	1,062	152	大阪府	20	1,896	178	高知県	20	187	46
	19	573	78		19	1,111	151		19	2,017	181		19	210	49
	18	570	76		18	1,090	153		18	1,946	183		18	213	50
	17	578	78		17	1,091	147		17	1,927	187		17	208	48
	16	548	75		16	1,046	143		16	1,946	189		16	225	47
宮城県	20	831	107	富山県	20	601	121	兵庫県	20	1,762	193	福岡県	20	1,367	145
	19	862	110		19	632	122		19	1,828	194		19	1,408	153
	18	891	108		18	640	129		18	1,853	195		18	1,447	148
	17	871	109		17	656	129		17	1,815	191		17	1,447	156
	16	862	108		16	674	131		16	1,847	194		16	1,470	157
秋田県	20	536	77	石川県	20	529	110	奈良県	20	352	92	佐賀県	20	353	105
	19	556	77		19	535	107		19	364	91		19	360	109
	18	561	76		18	534	108		18	386	90		18	385	100
	17	558	75		17	550	105		17	382	90		17	384	107
	16	552	74		16	550	110		16	359	91		16	301	113
山形県	20	606	104	福井県	20	414	138	和歌山県	20	333	132	長崎県	20	346	52
	19	626	101		19	425	138		19	373	137		19	356	53
	18	636	102		18	422	140		18	362	136		18	368	54
	17	650	104		17	416	137		17	363	138		17	381	51
	16	626	105		16	420	139		16	371	137		16	385	60
福島県	20	1,089	198	山梨県	20	371	72	鳥取県	20	299	48	熊本県	20	619	104
	19	1,114	198		19	383	74		19	318	49		19	623	101
	18	1,138	205		18	385	77		18	319	47		18	647	106
	17	1,188	207		17	399	78		17	325	47		17	605	102
	16	1,139	210		16	392	77		16	294	51		16	587	96
茨城県	20	1,186	190	長野県	20	1,324	112	島根県	20	305	73	大分県	20	419	111
	19	1,160	188		19	1,334	115		19	314	76		19	397	112
	18	1,165	192		18	1,343	120		18	316	80		18	378	111
	17	1,208	190		17	1,344	113		17	300	77		17	380	111
	16	1,098	193		16	1,278	115		16	295	75		16	407	112
栃木県	20	781	129	岐阜県	20	988	128	岡山県	20	935	172	宮崎県	20	355	95
	19	828	136		19	987	126		19	959	175		19	369	97
	18	879	133		18	955	128		18	932	176		18	371	94
	17	805	134		17	950	128		17	921	177		17	378	97
	16	754	132		16	959	131		16	874	178		16	383	93
群馬県	20	861	130	静岡県	20	1,605	166	広島県	20	985	175	鹿児島県	20	491	82
	19	838	135		19	1,629	170		19	1,008	174		19	506	87
	18	826	134		18	1,644	178		18	1,007	180		18	504	87
	17	828	135		17	1,632	185		17	1,012	180		17	506	91
	16	813	132		16	1,569	188		16	1,014	180		16	508	89
埼玉県	20	1,681	186	愛知県	20	2,340	165	山口県	20	595	199	沖縄県	20	224	57
	19	1,714	188		19	2,492	165		19	653	204		19	185	58
	18	1,712	185		18	2,516	167		18	636	200		18	174	48
	17	1,724	188		17	2,564	171		17	619	199		17	185	57
	16	1,675	191		16	2,595	172		16	632	200		16	151	46
千葉県	20	1,413	179	三重県	20	851	163	徳島県	20	310	102	合 計	20	39,472	326
	19	1,417	176		19	844	167		19	321	108		19	40,845	326
	18	1,455	179		18	836	166		18	342	109		18	41,054	327
	17	1,469	179		17	853	167		17	321	114		17	40,877	330
	16	1,445	180		16	857	169		16	335	113		16	40,409	334

注) 平成16年度から平成19年度までのデータについては、平成21年2月の公表後に変更された届出事項を反映したものを用いています。

② 全国の排出量

[データの項目]

平成16～20年度の届出排出量と届出移動量を見てみましょう。

[集計・加工例]

平成16～20年度の届出排出量と届出移動量を足した総排出量を棒グラフで示してみました。内訳は、表に示しています。

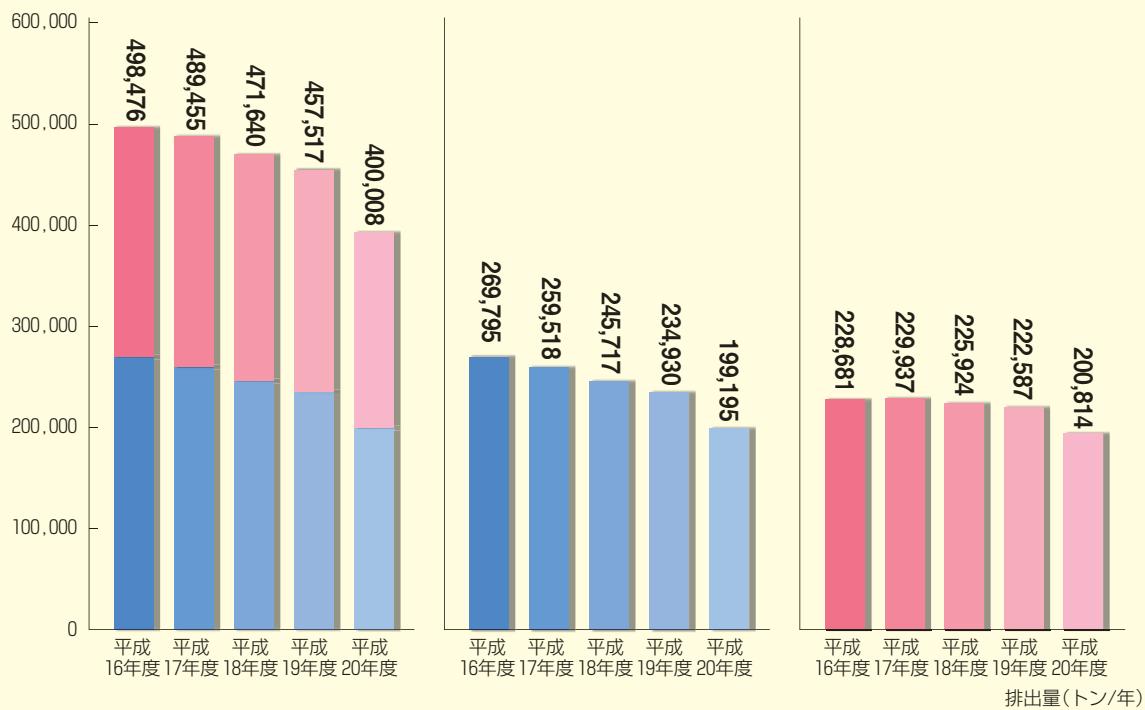
使用データ
届出

● 平成16～20年度までの届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の合計

届出排出量

届出移動量



排 出 先		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
排出量 (トン/年)	大気	233,583	226,169	217,310	210,034	179,032
	公共用水域	11,351	10,941	10,335	10,101	9,715
	土壤	252	234	166	344	381
	埋立	24,609	22,173	17,906	14,451	10,067
	合 計	269,795	259,518	245,717	234,930	199,195
移動量 (トン/年)	廃棄物移動	225,796	227,346	223,667	220,759	199,308
	下水道への移動	2,885	2,591	2,256	1,827	1,506
	合 計	228,681	229,937	225,924	222,587	200,814
排出量・移動量合計 (トン/年)		498,476	489,455	471,640	457,517	400,008

平成20年度に事業者から届出のあった届出排出量・移動量の総計は、約40万トンでした。届出排出量・移動量ともに前年度より減少しています。

[集計・加工例]

平成20年度の届出排出量と届出移動量を足した合計が多かった上位5物質を過去4年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。

使用データ



●平成16～20年度までの届出排出量・移動量上位5物質



届出排出量・移動量の総量は、減少傾向にあります。上位5物質の構成と順位は、平成19年度と同じです。

排出量が多かったトルエンやキシレンは、製造業全般で主に油性塗料や接着剤などの溶剤として使われています。これらの2物質は、揮発性が高い液体という点が共通しています。マンガン及びその化合物は、主に鉄鋼業や非鉄金属製造業、化学工業などから排出されており、そのほとんどが廃棄物として事業所から移動されたり、埋立処分されたりしています。

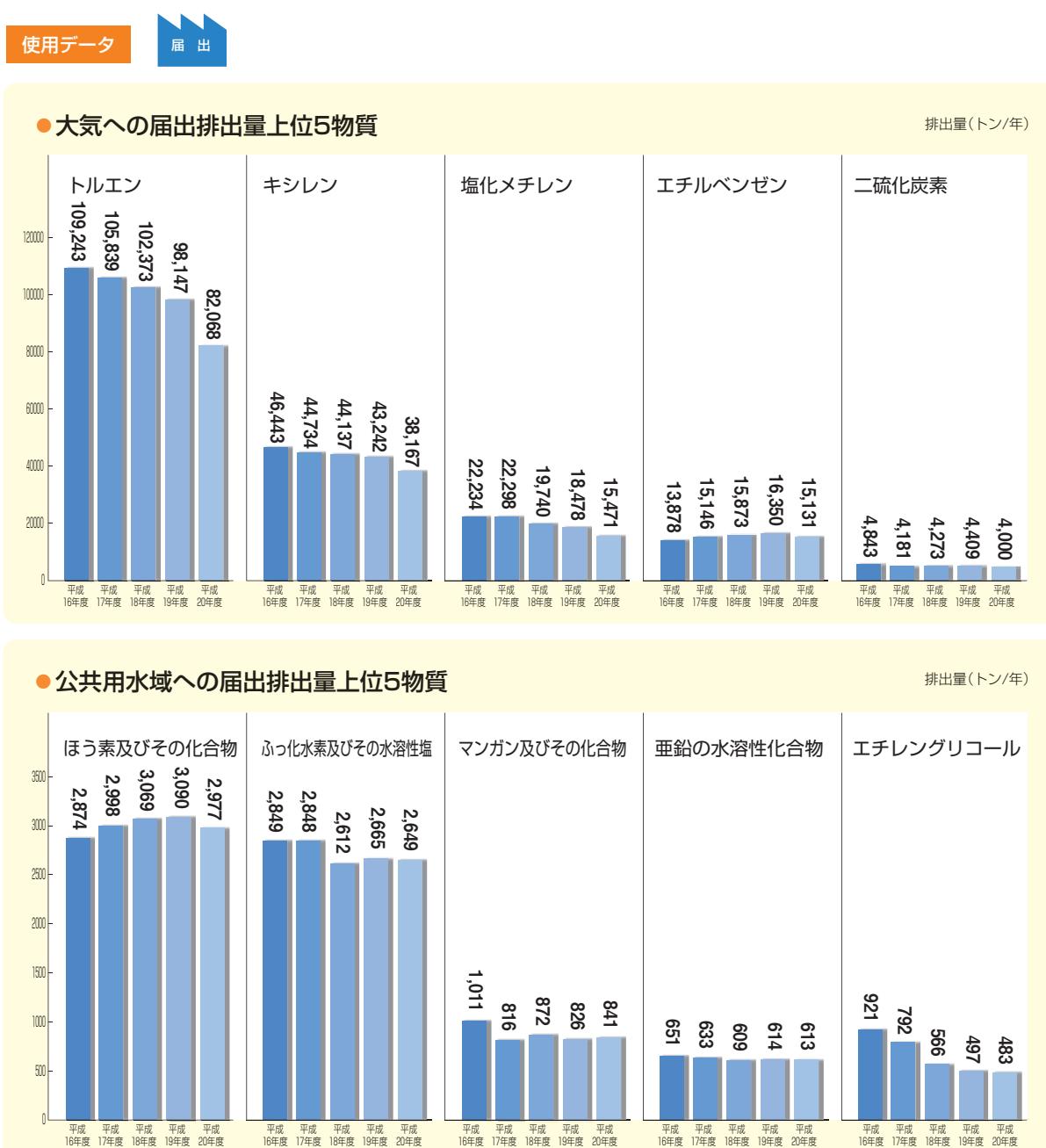
③ 大気・水・土壤に多く排出されている物質

[データの項目]

平成16～20年度の排出先別(大気、公共用水域、事業所敷地内の土壤、事業所敷地内の埋立処分)の届出排出量を見てみましょう。

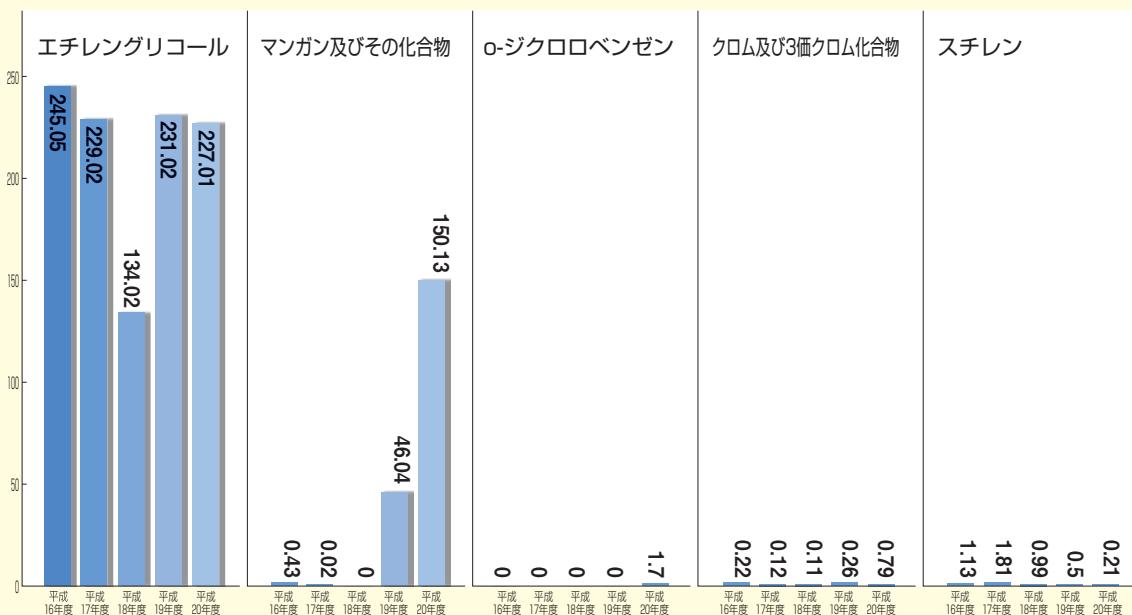
[集計・加工例]

平成20年度の排出先別に排出量の多い上位5物質を過去4年分のデータとあわせて棒グラフで示します。なお、グラフ毎に縦軸の単位が異なることに留意しましょう。



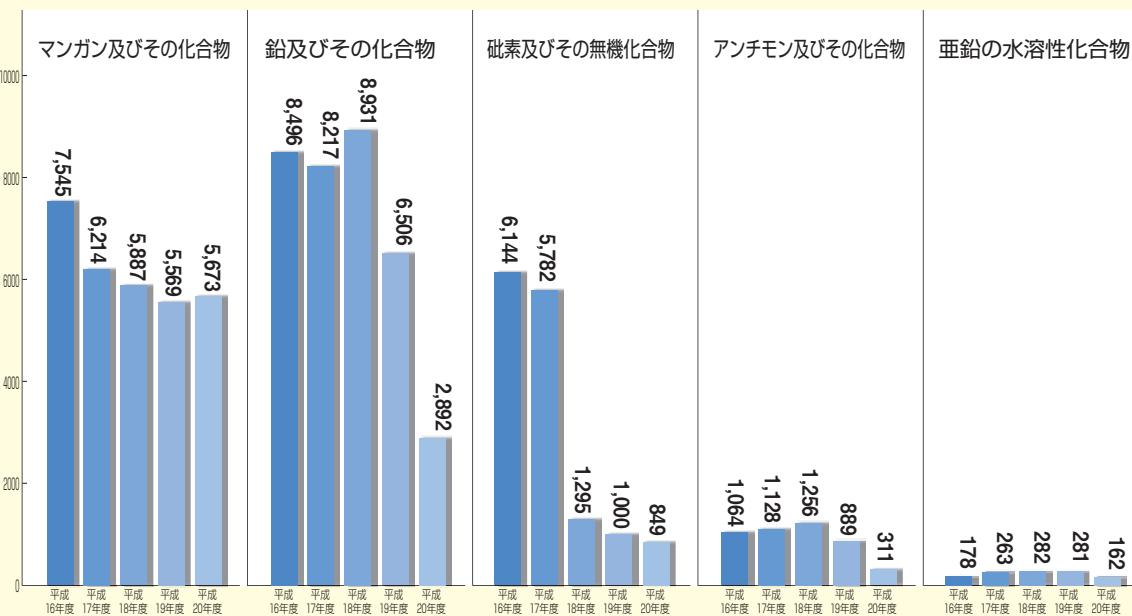
●事業所内の土壤への届出排出量上位5物質

排出量(トン/年)



●事業所内の埋立処分の届出排出量上位5物質

排出量(トン/年)



(4) 移動量

[データの項目]

平成16～20年度の廃棄物に含まれて移動される物質と下水道へ移動される物質にはどのようなものがあるのか見てみましょう。

[集計・加工例]

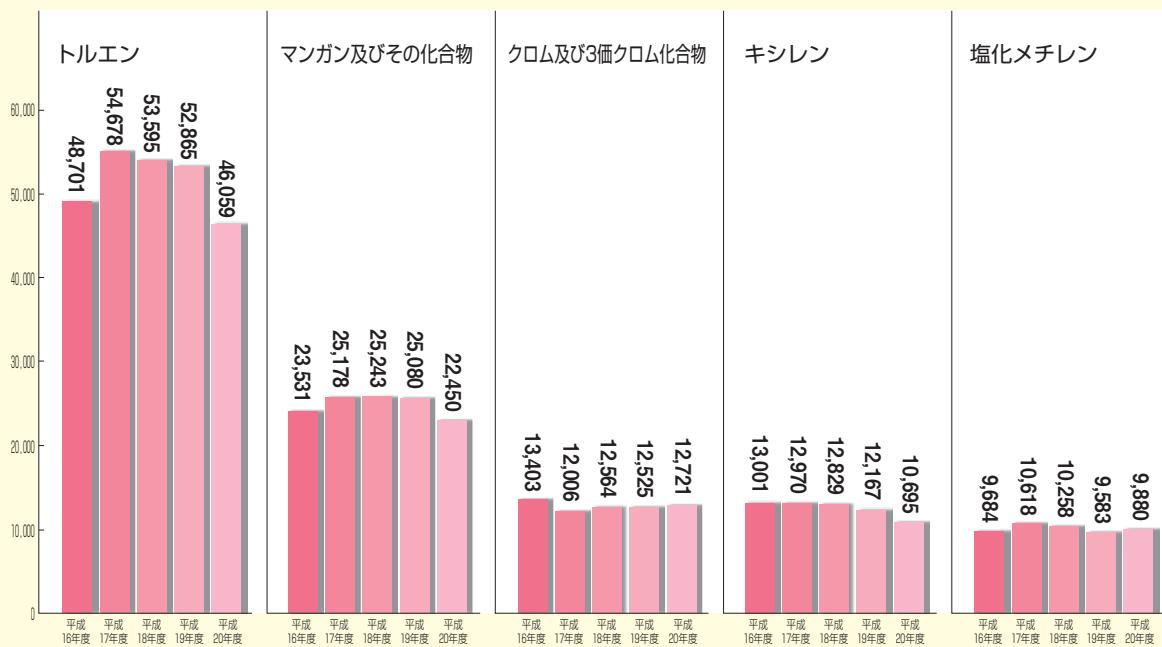
平成20年度の廃棄物としての移動量と下水道への移動量のそれぞれ上位5物質を過去4年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。

使用データ

届出

●事業所外への廃棄物としての届出移動量上位5物質

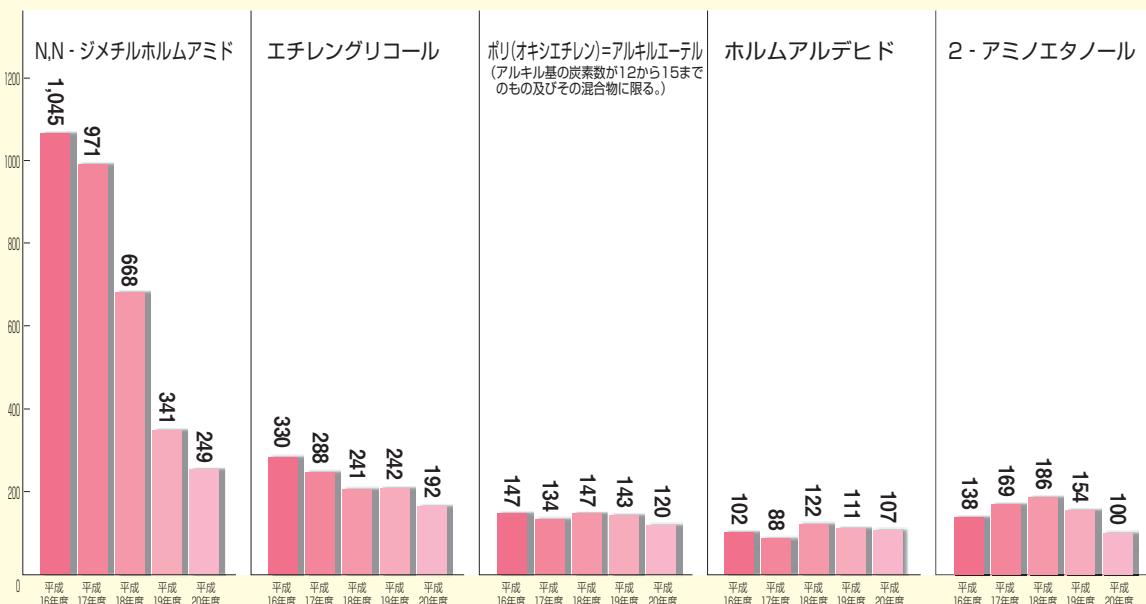
排出量(トン/年)



廃棄物としての届出移動量上位5物質の構成は、平成19年度と同じです。2番目に多いマンガンは、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使用されています。また、マンガンの化合物としては、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガンや飲料水の処理などに使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。3番目のクロム及び3価クロム化合物は、合金の成分として特殊鋼や非鉄金属などに使用されています。

●下水道への届出移動量上位5物質

排出量(トン/年)



下水道への届出移動量上位5物質の構成は平成19年度に6番目だったホルムアルデヒドが4番になりました。排出量が最も多いN,N-ジメチルホルムアミドは、合成繊維や合成皮革、医薬品、農薬、特殊インキなどを作るときの溶剤として使用されています。また、2番目に多いエチレングリコールは、ポリエステル繊維やペットボトルを作るPET(ポリエチレンテレフタレート)の原料として使用されています。

V 化学物質による 環境リスク低減のために

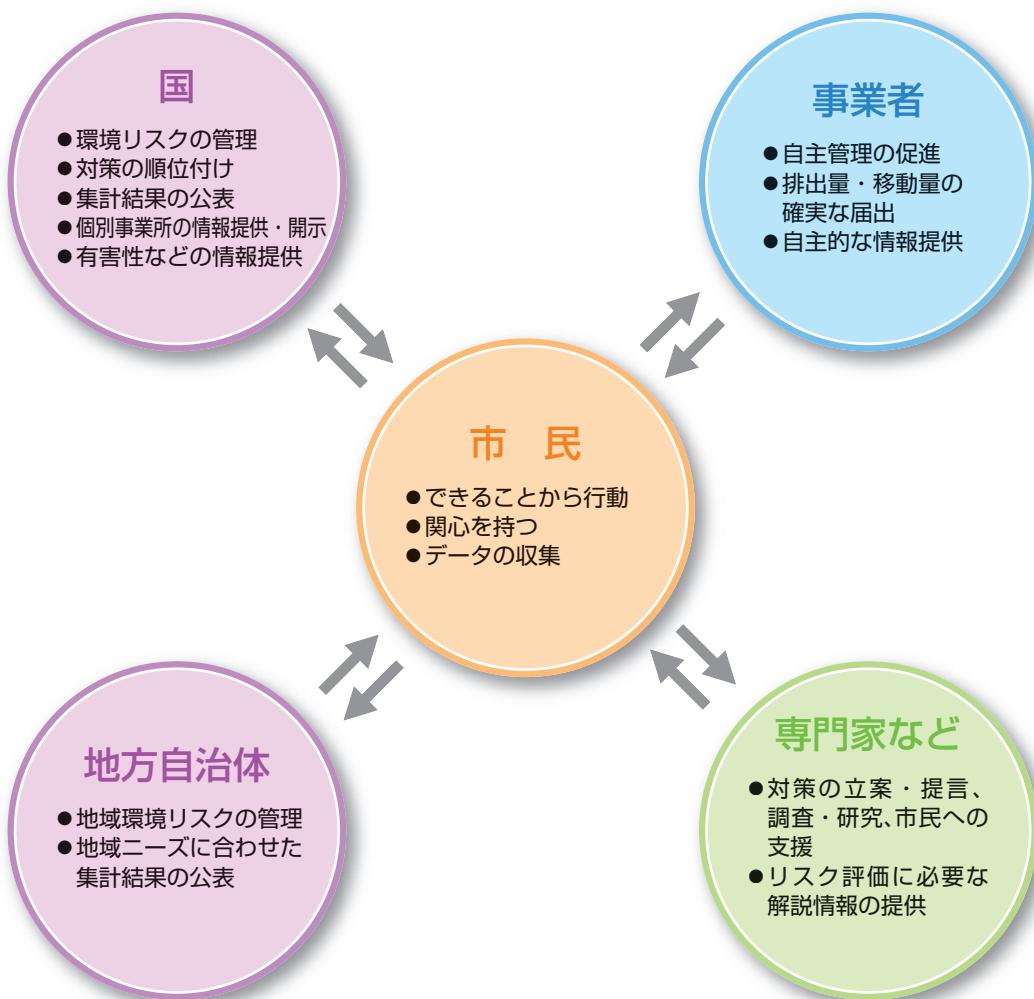
1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	54
2. リスクコミュニケーション	55
(1)リスクコミュニケーションとは	55
(2)近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは	56
コラム1:リスクコミュニケーションを支援するしくみ「化学物質に関する冊子」	57
コラム2:リスクコミュニケーションを支援するしくみ「化学物質アドバイザー」	58
3. PRTRデータの活用例	59
(1)NGO・NPOの取組	59
(2)地方自治体の取組	60
(3)企業の取組	61



1 市民・事業者・行政のそれぞれの役割

PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方自治体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。

●PRTR制度におけるそれぞれの役割



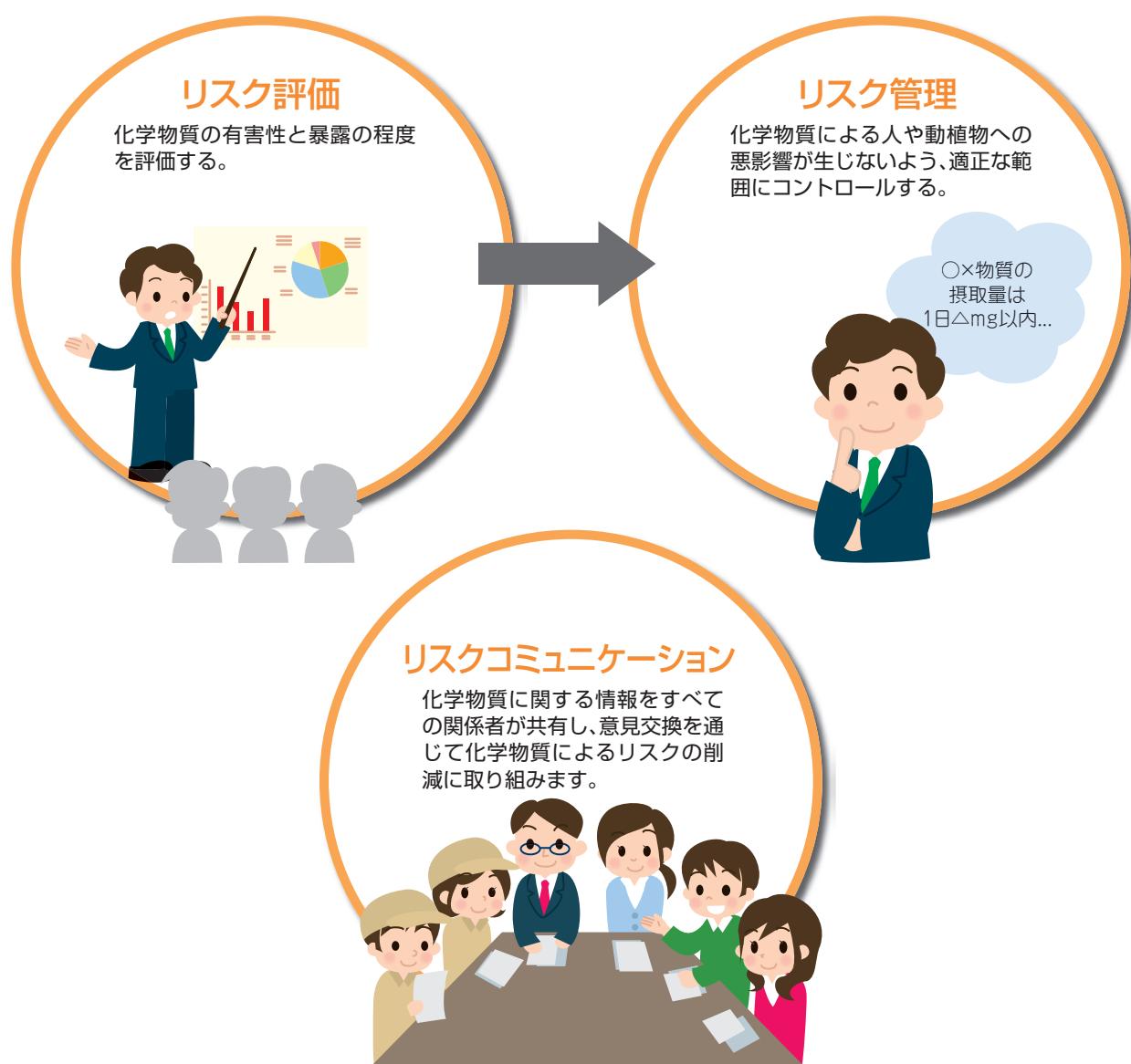
市民は、まず身の回りの化学物質に少しでも関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。PRTR制度で情報が公表されるようになっても、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

2 リスクコミュニケーション

PRTR制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

(1) リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかつたら、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理することが必要になります。より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張していては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。



(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは

「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安だった」という方は、リスクコミュニケーションしたいと思われるかもしれません。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれです。

このような状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から住民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めればよいのでしょうか。

1) 住民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めるとよいでしょう。事業者には必ず問い合わせ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「環境報告書に掲載されている情報について解説してほしい」などと要請すれば対応してもらえます。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。

また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼すれば対応してくれる場合もあります。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータ入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくと効果的です。

最初から難しい議論をしようとせず、まずは「分からないことを聞く」、「自分たちが何を考えているか知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。



2) 事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを必ずと言っていいほど持っているものです。おそらくは総務部門が担当していることだと思いますので、環境安全部署の方はすでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われます。

また、市役所等に相談すれば、町内会長など地域住民の核となる方を紹介してくれる場合もあります。



3) 行政からアクションを起こす

行政は、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明し開催を促すとともに、事業者や市民から「開催したい」という手が上がったら、積極的に協力しましょう。

コラム 1

リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質に関する冊子」

化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成しています。現在配布している2008年度版は、平成19年度PRTR集計結果から、排出量・移動量の多い順に303物質について収録しています。ファクトシートは毎年発表されるPRTR集計結果やモニタリング結果に併せて改訂され、残りの対象化学物質については、改訂時に随時追加される予定です。

ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

- ①物質名、別名、PRTR政令番号、CAS番号、構造式
- ②用途(その化学物質がどのように使用されているか)
- ③排出・移動(環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先など)
- ④環境中での動き(環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など)
- ⑤健康影響(人の健康への有害性についての記載、またはPRTR対象化学物質に選ばれる理由となった毒性等について)
- ⑥基本的な情報の一覧表(性状、生産量、排出・移動量、PRTR対象選定理由、環境データ、適用法令等)
- ⑦引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト

化学物質ファクトシートは、環境省のホームページ上で見ることができます。冊子の入手方法についても紹介していますので、ぜひご参照ください。



HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

かんたん化学物質ガイド



環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成し、配布しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、①生活編(総論編)、②乗り物編、③洗剤編、④殺虫剤編、⑤塗料・接着剤編が発行されており、今後もシリーズで発行する予定です。

かんたん化学物質ガイドは、環境省のホームページ上で見ることができます。冊子の入手方法についても紹介していますので、ぜひご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質アドバイザー」



対話集会にて



講演会にて

化学物質やその環境リスクに関する話は、とかく専門的になりがちで、一般の市民には理解できないこともあります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持つてしまったりします。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を設けています。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではありません。

右の写真は、「暮らしの中の化学物質を知ろう」をテーマにした講演会の風景です。この他に「身の回りの化学物質について」、「界面活性剤(洗剤)について」など皆さんのが生活に密接した化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



？
化学物質アドバイザーに関するお問い合わせは
こちらです。

化学物質アドバイザー事務局

〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19
(社)環境情報科学センター内 化学物質アドバイザー事業事務局
TEL:03-3265-4000 FAX:03-3234-5407
E-mail : adviser@ceis.or.jp

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

(1) NGO・NPOの取組

●特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク(略称:Tウォッチ)

HP <http://www.toxwatch.net/>

PRTR データを市民が有効活用できるように、わかりやすく情報提供する市民のネットワークです（2002 年任意団体として発足、2004 年 10 月 NPO 法人として認可）。PRTR 情報を活用して、有害化学物質削減に取り組んでおり、ホームページ上の PRTR 検索データベースでは、さまざまな検索方法で PRTR 届出情報の閲覧や比較することができます。

例) 個別の工場や会社を
名称・業種・住所で検索 など



●エコケミストリー研究会

HP <http://www.ecochemi.jp>

1990年に「化学物質と環境との調和」という目標を掲げて設立され、幅広い立場の人が化学物質に関する最新情報を共有し、意見交換できる場を提供しています。ホームページ上のPRTR情報には、リスクの高い地域や物質が分かる「市区町村別の毒性重み付け排出量」とその順位や原因物質、自主管理の目標となる「環境管理参考濃度」、対象化学物質の「用途や毒性・物性」などが分かりやすく掲載されています。



この他にもさまざまな団体で活動が行われています。

(2) 地方自治体の取組

都道府県や政令指定都市等において、P R T Rデータを活用した化学物質に関する取組が行われていることがあります。ここではこうした取組の一例として川崎市における環境リスク評価の実施等の取組を以下に紹介しましょう。

① 化学物質の環境リスク評価の実施

川崎市では化学物質に関する環境汚染対策について、未然防止の観点から、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「川崎市環境基本計画」により各種取組が行われていますが、こうした取組の一つとして、化学物質の環境リスクの低減対策を目的として平成21年10月に「化学物質の環境リスク評価結果報告書」がまとめられています。

報告書では、多くの化学物質の中から優先的に取り組みを行う14種類の化学物質(エチレンオキシド、クロロメタン等)が選ばれ、川崎市を臨海部、内陸部、丘陵部の3区分に分け、それぞれ環境リスク評価が行われています。

なお、この報告書は、事業者が実施する化学物質の適正管理の判断材料のひとつとして活用されるようホームページ上で公表されています。



② 「化学物質と環境」セミナーの開催

市民及び事業者を対象とした化学物質と環境に関するセミナーが定期的に開催されています。市民向けセミナーでは、市民に化学物質の排出実態、環境リスク、市や事業者における取組など化学物質に関する理解を深めてもらいたいリスクコミュニケーションを推進することを、事業者向けセミナーでは、事業者に化学物質の自主管理の取り組みを促進してもらいたいリスクコミュニケーションを推進することを目指しています。

平成21年度の市民向けのセミナー(平成22年1月開催)では、生活に身近な洗剤をテーマとして、化学物質アドバイザーや洗剤製造企業の専門家による2つの講演が行われました。事業者向けセミナー(平成21年9月開催)では、「化学物質のリスクとその削減の考え方」について講演等が行われました。



(3) 企業の取組

地域全体の環境リスクを減らすために事業所、市民、行政が共に話し合い、行動していくことが求められています。ここでは事業所におけるリスクコミュニケーションの取組事例をみてみましょう。この事例は、平成21年2月に名古屋市にある電機製品のM社製作所で行われたものです。

① 実施のきっかけ

このリスクコミュニケーションは、名古屋市の平成20年度モデル事業として開催されました。この事業所は、日頃からまつりや施設の開放を行うなど地域とのコミュニケーションを図っており、また、同社の他工場での実施経験があることから行政の働きかけがきっかけで実現したものです。開催に当たっては、事業者と行政の間で何度か事前打合せが行われ、参加者や説明資料、工場見学コースの決定等の準備が進められました。また、住民が事業所に対して日頃からどのような関心や意見をもっているかを事前に把握し、適正な情報提供と意見交換が行われるよう事前にアンケート調査も行われました。

② 実施された様子

このリスクコミュニケーションには、地域住民10名、行政2名、事業所6名、化学物質アドバイザー1名、ファシリテーター1名、傍聴者16名の計36名が参加し、会場は事業所のコミュニケーションセンターで開催されました。当日のプログラムは、午後1時30分に開会し、開会の挨拶やオリエンテーション、工場概要の説明、工場見学の後、化学物質アドバイザーによる化学物質のリスクに関する説明、事業所から環境への取組について説明、参加者間による意見交換が行われ、4時30分に閉会しました。

③ 住民との意見交換内容、事業所の感想

住民からは、臭いや化学物質の安全管理、製品中に含まれる希少金属、土壤汚染、ごみ処理など、たくさんの質問が寄せられました。参加した住民の感想は、総体的に好意的な意見が多く出されました。開催した事業所の感想は、住民、行政、事業者が化学物質に関する情報を共有し相互理解を深めることができ、非常に有意義であったと、前向きにとらえられています。

このリスクコミュニケーションの詳細は、環境省ホームページで公開されています。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/jisseki/jirei.html>



VI もっと知りたい時には

1. 法律に関すること	64				
(1)化学物質排出把握管理促進法の概要	64				
(2)化管法の見直しについて	65				
コラム3：情報提供を受け付ける窓口「PRTR目安箱」	67				
(3)第一種指定化学物質リスト	68				
(4)ファイル記録事項開示請求書	89				
2. PRTRに関連する用語の解説	90				
<hr/>					
環境リスク	排出量	移動量	取扱量	化学物質管理指針	有害性
発がん性	変異原性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物質	
CAS番号	レスポンシブル・ケア			環境マネジメントシステム	
環境報告書	MSDS	指定化学物質等取扱事業者			
3. 関連サイトアドレス集	94				
4. 各自治体のPRTR担当窓口	96				
5. 索引	99				

1 法律に関すること

(1) 化学物質排出把握管理促進法の概要

化管法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、1999年(平成11年)7月13日に公布されました。その目的や対象となる化学物質、事業者、データの届出や集計、公表について次のようなことを定めています。

1) 法律の目的

●化管法の目的(第1条)

化管法は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定しています。

2) 法律の概要

●化管法の対象化学物質(第2条)

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに区分しています。このうちPRTR制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」です。

対象化学物質の選定は、有害性についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決定しています。

●化管法の対象事業者(第2条)

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者に、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けています。

●事業者による化学物質の管理の改善の促進(第4条)

事業者には、国が定める技術的な指針(化学物質管理指針)に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえるよう努められています。

●情報の流れ(第5条、第8~第11条)

事業者の届出は都道府県を経由して国に集められ、集計されたのち、その他の排出源(家庭、農地、自動車など)からの排出量と併せて公表します。国は届出データを都道府県に提供しますので、都道府県は地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。国は、国民からの請求に基づき、個別事業所データを開示します。

●国による調査の実施(第12条)

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

●化学物質等安全データシート(MSDS)の交付の義務付け(第14条)

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して化学物質等安全データシート(MSDS)を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供することを義務付けています。

●国および地方公共団体による支援措置(第17条)

化管法では、さらに国や地方公共団体が次のような支援措置に努めるよう定めています。

1. 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
2. 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
3. 事業者に対する技術的な助言
4. 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
5. 3.や4.のための人材育成

(2) 化管法の見直しについて

これまで化管法やPRTR制度は、以下のような経緯をたどってきました。

- 1999年7月 化管法 公布
- 2000年3月 化管法 施行
- 2001年4月 PRTR制度がスタート
- 2002年4月 事業者による排出量・移動量の届出開始
- 2003年3月 国が届出結果を公表開始

化管法は附則第三条により、施行後7年(2007年3月)を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされています。これを受け、中央環境審議会と産業構造審議会は2007年2月から合同で審議会を開催し、化管法の施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ、今後の方向性について検討を行い、2007年8月に中間とりまとめとして公表しました。

化管法見直し合同会合中間とりまとめ(概要)

PRTR制度に関する課題と方向性

方向性1 施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化

1. 対象物質の見直し
 - GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
2. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
 - 建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
3. 届出事項の追加
 - 廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
4. 排出量の把握手法や推計手法の改善
 - 算出マニュアルの継続的改善を実施
5. 未届出事業者に対する対応
 - 悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

方向性2 PRTRデータの多面的利用の促進

1. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
2. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
 - 地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
 - 事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

化管法の役割と施行状況

- 事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進
- PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり
- MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着
- 現行の役割を維持することが適当

MSDS制度に関する課題と方向性

1. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用
2. GHSとの整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

1. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化
2. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
3. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
4. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

詳細は環境省ホームページをご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8709>

化管法政省令の改正の概要

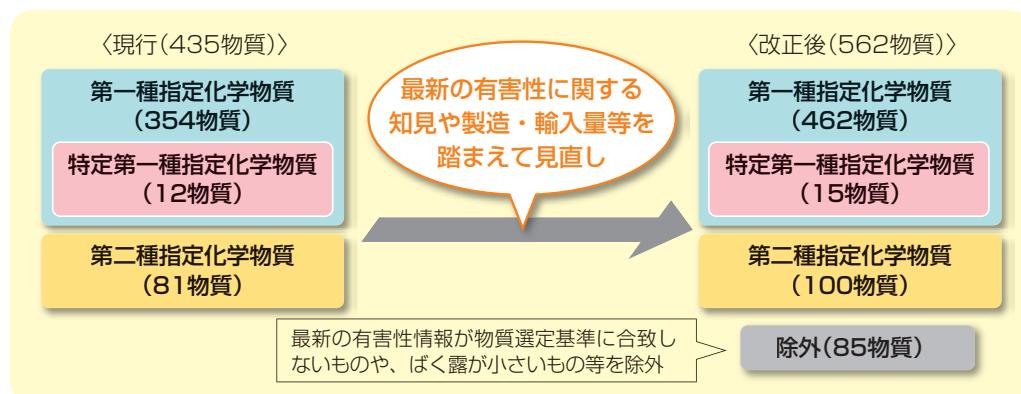
平成20年11月、化管法施行令の一部が改正されました。この改正に伴い、平成22年度から変更後の第一種指定化学物質(82~88ページ参照)の排出量・移動量が把握され、平成23年度から届け出られます。また、平成22年4月、化管法施行規則の一部が改正され、平成23年度以降の届出については、改正後の様式第1で行われます。

なお、平成22年度の届出においては、引き続き、平成21年度に把握された変更前の第一種指定化学物質(68~81ページ参照)の排出量・移動量を改正前の様式第1で届け出ことになります。

改 正 内 容

①第一種指定化学物質の変更

- PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、現行354物質から462物質に変更
- 第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切りがより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、現行12物質から15物質に変更
- MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、現行81物質から100物質に変更



②業種の追加

- 届出を行う義務を負う事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)となり得る対象業種に「医療業」が追加

改正後のPRTR制度の対象となり得る業種(現行23業種に医療業を追加)

1 金属鉱業	7 下水道業	13 燃料小売業	19 計量証明業
2 原油及び天然ガス鉱業	8 鉄道業	14 洗濯業	20 一般廃棄物処理業
3 製造業	9 倉庫業	15 写真業	21 産業廃棄物処理業
4 電気業	10 石油卸売業	16 自動車整備業	22 医療業
5 ガス業	11 鉄スクラップ卸売業	17 機械修理業	23 高等教育機関
6 熱供給業	12 自動車卸売業	18 商品検査業	24 自然化学研究所

③届出事項の追加

- 届出書様式第1による届出事項として、「移動先の下水道処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加

スケジュール

年度	2009(平成21)年度	2010(平成22)年度	2011(平成23)年度
事業者による把握	2009年度分把握 (現行指定物質)①	2010年度分把握 (新規指定物質)② 医療業追加	2011年度分把握 (新規指定物質)
事業者による届出、国による集計・公表	① 改正前の様式第1で届出	2009年度分①公表	② 改正後の様式第1で届出 2010年度分①公表

HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10428>

情報提供を受け付ける窓口 「PRTR目安箱」

化管法に基づくPRTR制度では、対象事業者は事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量・移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適用されることが同法に規定されています。

化管法は、PRTR制度及びMSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このような状況から、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されています。

詳しくは環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場>PRTR目安箱」をご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>



(3) 第一種指定化学物質リスト

- 名称など、正式なものは環境省ホームページの対象化学物質の情報をご参照ください。
[HP] http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html
- で塗られているものは、特定第一種指定化学物質です。
特定第一種指定化学物質については、8ページをご参照ください。
- 用途の合成樹脂原料、合成原料等の後の()内には、当該指定化学物質を使用して生成された合成樹脂等の用途や樹脂名等を示しています。

第一種指定化学物質リスト 平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
1	—	亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤
2	79-06-1	アクリルアミド	合成樹脂原料(凝集剤、土壤改良剤、接着剤、紙力増強剤)、加工剤(繊維改質)
3	79-10-7	アクリル酸	合成樹脂原料(高吸水性樹脂、増粘剤、凝集剤)、加工剤(繊維改質)
4	140-88-5	アクリル酸エチル	合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革)
5	2439-35-2	アクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(凝集剤、エマルジョン改質剤、繊維処理剤、粘着剤、接着剤)
6	96-33-3	アクリル酸メチル	合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革)
7	107-13-1	アクリロニトリル	合成樹脂原料(アクリル系合成繊維、合成ゴム、ABS樹脂、AS樹脂)
8	107-02-8	アクロレイン	合成原料(医薬品、アリルアルコール、グリセリン、架橋剤)、合成樹脂原料(アクリルフォーム)
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤
10	111-69-3	アジポニトリル	合成原料(ナイロン 6,6)
11	75-07-0	アセトアルデヒド	合成原料(酢酸、過酢酸、無水酢酸、酢酸エチル)、農薬(防かび剤)、香料、還元剤、防腐剤
12	75-05-8	アセトニトリル	合成原料(ビタミン B1、サルファ剤、香料、染料)溶剤、電池の電解液
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	重合開始剤、加工剤(ゴム、合成樹脂の発泡剤)
14	90-04-0	o-アニシジン	合成原料(各種染料)
15	62-53-3	アニリン	合成原料(染料、媒染料、ゴム薬品、火薬、ハイドロキノン、医薬品、ウレタン樹脂原料)
16	141-43-5	2-アミノエタノール	添加剤(洗剤、界面活性剤、化粧品、潤滑油)、溶剤、洗浄剤(半導体用)、繊維柔軟剤
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン (別名ジエチレントリアミン)	加工剤(繊維、紙)、合成原料(キレート剤、接着剤、農薬)
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	農薬(殺虫剤、殺虫殺菌剤)
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	農薬(除草剤)、硬化剤(合成樹脂用)、分散染料
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	農薬(除草剤)
21	591-27-5	m-アミノフェノール	合成原料(染料、医薬品、農薬、アラミド繊維原料)、染毛剤
22	107-18-6	アリルアルコール	合成原料(エピクロロヒドリン、香料、難燃剤、医薬品、ジアリールフタレート樹脂)

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
23	106-92-3	1-アリルオキシー-2,3-エポキシプロパン	合成原料(染料、エポキシ樹脂)、加工剤(繊維)、安定剤(樹脂、農薬)
24	—	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤
25	—	アンチモン及びその化合物	樹脂難燃助剤、顔料、蓄電池、半導体、ガラス材料
26	1332-21-4	石綿	断熱材、建材原料(補強剤)、摩擦材
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシリ=イソシアネート	合成樹脂(ポリウレタン)原料、接着剤、加工剤(表面処理剤)
28	78-79-5	イソブレン	合成樹脂原料(ポリイソブレン(イソブレンゴム、ブチルゴム))
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	合成樹脂原料(エポキシ樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリスルホン)、安定剤(塩化ビニル用)、酸化防止剤
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)	エポキシ樹脂(接着剤、シール剤、塗料、電気・電子部品、複合材料)
31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール	難燃剤
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	加硫促進剤
33	13516-27-3	1,1'-(イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	農薬(殺菌剤)
34	76578-14-8	エチル-[2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	農薬(除草剤)
35	25319-90-8	S-エチル-[2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)	農薬(除草剤)
36	36335-67-8	O-エチル-[O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	農薬(除草剤)
37	2104-64-5	O-エチル-[O-4-ニトロフェニル]-フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	農薬(殺虫剤)
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ペンディメタリン)	農薬(除草剤)
39	2212-67-1	S-エチル-[ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネット)	農薬(除草剤)
40	100-41-4	エチルベンゼン	合成原料(スチレン)、溶剤
41	151-56-4	エチレンイミン	合成原料(タウリン、ポリエチレンイミン、農薬)
42	75-21-8	エチレンオキシド	合成原料(エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジオキサン)、界面活性剤、殺菌剤
43	107-21-1	エチレングリコール	合成樹脂原料(ポリエステル樹脂)、不凍液、合成原料(染料、香料)、溶剤(農薬用)
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	溶媒(各種樹脂用、印刷インキ)、医薬品抽出剤
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	溶媒(各種樹脂用、印刷インキ、ポリサルファイトゴム製造用)、電解コンデンサー、ガソリン添加剤
46	107-15-3	エチレンジアミン	加工剤(繊維防しわ剤、紙の湿潤強化剤)、界面活性剤、キレート剤、合成樹脂原料(エポキシ樹脂硬化剤)
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	加工剤(染色助剤、繊維処理助剤、金属表面処理剤)、安定剤(塩化ビニル樹脂用)、重合開始剤(合成ゴム)、食品添加剤、化粧品添加剤
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)	農薬(殺菌剤)

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	農薬(殺菌剤)
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	農薬(殺菌剤)
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	農薬(除草剤)
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	医薬品
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	農薬(除草剤)
54	106-89-8	エピクロロヒドリン	合成樹脂原料(エポキシ樹脂)、合成原料(グリセリン、界面活性剤、イオン交換樹脂、医薬品)、加工剤(繊維処理)、可塑剤、農薬(殺虫・殺菌剤)
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	安定剤(樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂アルキド樹脂の反応性希釈剤
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	合成原料(プロピレングリコール、プロピレンカーボネート、ウレタン樹脂、界面活性剤、医薬品、農薬)
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	安定剤(合成樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤
58	111-87-5	1-オクタノール	溶剤(香料、化粧品、有機合成反応)、合成原料(可塑剤、安定剤、界面活性剤、合成樹脂)
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	合成原料(界面活性剤)、合成樹脂原料(フェノール樹脂)
60	—	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金
61	105-60-2	ε -カプロラクタム	合成樹脂原料(衣料用繊維、イヤコード、各種成型加工部品、食品包装用フィルム)
62	576-26-1	2,6-キシリノール	合成樹脂原料(エンジニアリングプラスチック)、合成原料(防かび剤、抗酸化剤)
63	1330-20-7	キシレン	合成原料(テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、医薬品)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬)
64	—	銀及びその水溶性化合物	写真材料、電池、電気接点、銀口ウ
65	107-22-2	グリオキサール	加工剤(繊維処理、土壤硬化、紙仕上げ)、合成原料(香料、医薬品)
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	架橋剤、試薬、殺ウイルス剤
67	1319-77-3	クレゾール	合成樹脂原料(半導体封止材料、ワニス)、合成原料(染料、農薬、可塑剤)、消毒剤
68	—	クロム及び3価クロム化合物	ステンレス鋼、メッキ、スーパーアロイ(超硬合金)、顔料、皮なめし剤
69	—	6価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒、金属表面処理剤
70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド	合成原料(クロルアセチル化剤)
71	95-51-2	o-クロロアニリン	合成原料(医薬・農薬中間体)、架橋剤(樹脂用)
72	106-47-8	p-クロロアニリン	合成原料
73	108-42-9	m-クロロアニリン	合成原料(染料)
74	75-00-3	クロロエタン	合成原料(重合触媒、農薬、エチル化剤)、発泡剤(発泡ポリスチレン等)
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	農薬(除草剤)
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	農薬(除草剤)
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	合成樹脂原料(ポリ塩化ビニル樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合樹脂、塩化ビニル-塩化ビニリデン共重合樹脂)

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-α, α, α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トライジン(別名フルアジナム)	農薬(殺菌剤)
79	119446-68-3	1-(12-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	農薬(殺虫剤)
80	79-11-8	クロロ酢酸	合成原料(マロン酸、アミノ酸、香料、医薬品、除草剤、可塑剤)
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	農薬(除草剤)
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	農薬(除草剤)
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	合成原料(染料)
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)	フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤)
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名 HCFC-22)	フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤)
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名 HCFC-124)	フルオロカーボン(冷媒)
87	—	クロロトリフルオロエタン(別名 HCFC-133)	フルオロカーボン(冷媒、合成原料)
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名 CFC-13)	フルオロカーボン(冷媒、エッティング剤、合成原料)
89	95-49-8	0-クロロトルエン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又は CAT)	農薬(除草剤)
91	107-05-1	3-クロロプロベン(別名塩化アリル)	合成原料(アリル誘導体化合物、香料、農薬、医薬品)
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	農薬(殺菌剤)
93	108-90-7	クロロベンゼン	合成原料(染料、香料、医薬品、農薬)
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名 CFC-115)	フルオロカーボン(冷媒)
95	67-66-3	クロロホルム	合成原料(代替フロン、フッ素樹脂)、医薬品(麻醉剤、消毒剤、血液防腐剤)、溶剤(ゴム・メチルセルロース用)
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	合成原料(シリコーン樹脂、ブチルゴム)、溶剤(医薬品製造用、農薬製造用)、発泡剤(発泡ポリスチレン用)
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名 MCP 又は MCPA)	農薬(除草剤)
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)	農薬(除草剤)
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	触媒、特殊鋼、合成原料(バナジウム化合物)
100	—	コバルト及びその化合物	特殊鋼、磁性材料、触媒
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、インキ)
102	108-05-4	酢酸ビニル	合成樹脂原料(ポリ酢酸ビニル、酢酸ビニル共重合樹脂、ポリビニルアルコール)
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、接着剤)
104	90-02-8	サリチルアルデヒド	試薬(Cu,Ni 等の検出用)
105	102851-06-9	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-α, α, α-トリフルオロ-p-トリル)-ローバリナート(別名フルバリネット)	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
106	51630-58-1	α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名フェンバレレート)	農薬(殺虫剤)
107	52315-07-8	α -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シペリメトリン)	農薬(殺虫剤)
108	—	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	メッキ助剤、写真材料
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	医薬品原料(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、鎮痛剤)、防錆剤、合成原料(凝集剤)、溶剤(印刷インキ・アゾ染料の緩性揮発剤)
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	農薬(除草剤)
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	農薬(除草剤)
112	56-23-5	四塩化炭素	合成原料(ホスゲン、農薬(殺虫剤))、溶剤
113	123-91-1	1,4-ジオキサン	溶剤(合成皮革、塗料、合成反応用)、分散剤
114	108-91-8	シクロヘキシリアミン	防錆剤、ゴム用薬品、清缶剤、染色助剤、酸素吸収剤、不凍液
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	加硫促進剤
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	合成原料(塩化ビニル原料、エチレンジアミン、医薬品、農薬(殺虫剤))、合成樹脂原料(ポリアミノ酸樹脂)、洗浄剤(フィルム用)、溶剤、くん蒸剤
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	合成樹脂原料(ポリ塩化ビニリデン(食品包装用フィルム))
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン製造の副生成物
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	洗浄剤の微量添加物
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	硬化剤(ウレタン樹脂・エポキシ樹脂・エポキシウレタン樹脂用)
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	フルオロカーボン(冷媒、噴射剤、発泡剤)
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	農薬(除草剤)
123	—	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	フルオロカーボン(噴射剤、発泡剤、合成原料)
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、発泡剤)
125	106917-52-6	2',4-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホニアリド(別名フルスルファミド)	農薬(殺菌剤)
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	農薬(除草剤)
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	合成原料
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	合成原料(染料、有機顔料)
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	農薬(除草剤)
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)	農薬(除草剤)
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	農薬(除草剤)
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HFC-141b)	フルオロカーボン(洗浄剤、発泡剤)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名 HCFC-21)	フルオロカーボン(合成原料、冷媒)
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	架橋剤(セルロース系材料)、溶剤(プラスチック・合成樹脂用)、合成原料
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	農薬(殺虫剤)、溶剤(合成樹脂用)、くん蒸剤
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパン二ル又は DCPA)	農薬(除草剤)
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	農薬(殺虫剤)
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジン	合成原料(顔料)
139	95-50-1	0-ジクロロベンゼン	合成原料(染料、顔料、農薬、医薬品)、溶剤、洗浄剤(グリース用)、その他(消毒剤、伝導熱媒体)
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	合成原料(ジアミノベンゼン(染料、合成樹脂用)、農薬(殺虫剤)、防臭剤)
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	農薬(除草剤)
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	農薬(除草剤)
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又は DBN)	農薬(除草剤)
144	—	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225)	フルオロカーボン(洗浄剤)
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤(重合用)、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	農薬(殺菌剤)
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	農薬(殺菌剤)
148	17109-49-8	ジチオりん酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又は EDDP)	農薬(殺菌剤)
149	640-15-3	ジチオりん酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	農薬(殺虫剤)
150	35400-43-2	ジチオりん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルブロホス)	農薬(殺虫剤)
151	298-04-4	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	農薬(殺虫剤)
152	2310-17-0	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	農薬(殺虫剤)
153	34643-46-4	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	農薬(殺虫剤)
154	950-37-8	ジチオりん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又は DMTP)	農薬(殺虫剤)
155	121-75-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	農薬(殺虫剤)
156	60-51-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	農薬(殺虫剤)
157	25321-14-6	ジニトロトルエン	合成原料(2,4-トルエンジアミン、染料、火薬)
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	合成原料(黒色硫化染料)、試薬、防腐剤

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
159	122-39-4	ジフェニルアミン	合成原料(染料、医薬品)、安定剤(火薬・塩素系溶剤用)、有機ゴム薬品
160	102-81-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	触媒(ポリウレタン合成)、繊維助剤、乳化剤
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	農薬(殺虫剤)
162	—	ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	ハロン(消火剤)
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	合成原料(染料、顔料)
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	合成原料(ビタミンB2等)
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸 S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	農薬(殺虫剤)
166	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	洗浄剤(シャンプー、台所用洗剤)
167	52-68-6	ジメチル-2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)	農薬(殺虫剤)
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビペリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)	農薬(殺虫剤)
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビペリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	農薬(除草剤)
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸 S-ベンジル(別名エヌプロカルブ)	農薬(除草剤)
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)	合成原料(染料(ナフトールAS-G、トルイレンオレンジR、ベンゾブルー3B等))
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤(合成繊維、合成皮革、医薬品、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、ガス吸収剤
173	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	農薬(殺虫剤)
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)	農薬(除草剤)
175	—	水銀及びその化合物	蛍光灯、温度計、アマルガム、触媒
176	—	有機スズ化合物	殺菌剤
177	100-42-5	スチレン	合成樹脂原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、イオン交換樹脂)
178	—	セレン及びその化合物	ガラス着色剤、整流器、光電セル
179	—	ダイオキシン類	非意図的生成物
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)	農薬(土壤殺菌剤、除草剤)
181	62-56-6	チオ尿素	医薬品原料(チオウラシル、メチオニン等)、農薬(発芽ホルモン)、加工剤(繊維・紙・樹脂用)
182	108-98-5	チオフェノール	合成原料(医薬品、農薬)、安定剤(重合・酸化防止剤)、ゴム用素練り促進剤
183	77458-01-6	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	農薬(殺虫剤)
184	2636-26-2	チオりん酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	農薬(殺虫剤)
185	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	農薬(殺虫剤)
186	119-12-0	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	農薬(殺虫剤)

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
187	13593-03-8	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	農薬(殺虫剤)
188	2921-88-2	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	農薬(殺虫剤)
189	18854-01-8	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	農薬(殺虫剤)
190	97-17-6	チオりん酸 O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロフェンチオノン又は ECP)	農薬(殺虫剤)
191	2275-23-2	チオりん酸 O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バミドチオン)	農薬(殺虫剤)
192	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオノン又は MEP)	農薬(殺虫剤)
193	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオノン又は MPP)	農薬(殺虫剤)
194	5598-13-0	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	農薬(殺虫剤)
195	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	農薬(殺虫剤)
196	26087-47-8	チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又は IBP)	農薬(殺菌剤)
197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	難燃剤(ポリエチレン・ABS樹脂・ポリスチレン・ポリエステル樹脂用)
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	硬化剤(熱硬化性樹脂)、加硫促進剤、その他(発砲剤、ホスゲンの吸収剤)
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又は TPN)	農薬(殺菌剤)
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	溶剤(ドライクリーニング、医薬品、香料、塗料)、洗浄剤(原毛用)、合成原料(代替フロン)
201	—	テトラクロロジフルオロエタン(別名 CFC-112)	フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、合成原料)
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂、アルキッド樹脂)、エポキシ樹脂用硬化剤
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	合成樹脂原料(フッ素樹脂)、合成原料(含フッ素化合物)
204	137-26-8	テラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
205	100-21-0	テレフタル酸	合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂)
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂)
207	—	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	メッキ、電池、顔料、触媒、皮なめし、農薬、殺菌剤
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	合成原料(染料、農薬、医薬品)
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	合成原料(代替フロン用)、試薬、溶剤、洗浄剤
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	洗浄剤
211	79-01-6	トリクロロエチレン	溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、洗浄剤(脱脂、原毛用)、合成原料(代替フロン)、農薬(殺虫剤)
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	合成原料(アゾ染料、アンスラキノン染料、蛍光染料、合成樹脂、農薬)、加硫促進剤
213	—	トリクロロトリフルオロエタン(別名 CFC-113)	フルオロカーボン(洗浄剤、合成原料)

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	農薬(殺虫剤)
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロー-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	農薬(殺虫剤)
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロー-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	農薬(除草剤)
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	溶剤、合成原料(フッ素樹脂、医薬品)、フッ素系冷媒、血液防腐剤
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオ	硬化剤(ポリエステル系)、エポキシ樹脂改質剤、安定剤(難燃プラスチック)、その他(エポキシ系樹脂の主剤)
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	炸薬、硝安爆薬用銳感剤
220	1582-09-8	α, α, α -トリフルオロー-2,6-ジニトロ-N,N-ジブロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	農薬(除草剤)
221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	難燃剤(プラスチック、繊維)
222	75-25-2	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)	難燃剤、ゲージ剤
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	合成原料(可塑剤、香料、溶剤、界面活性剤)
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤
225	95-53-4	o-トルイジン	合成原料(エポキシ樹脂硬化剤、染料等)、溶剤
226	106-49-0	p-トルイジン	合成原料、溶剤
227	108-88-3	トルエン	合成原料(合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ))
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、合成原料(染料)
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	農薬(除草剤)
230	—	鉛及びその化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料、塩化ビニル樹脂安定剤
231	7440-02-0	ニッケル	メッキ、磁性材料、ステンレス鋼、ニッケル鋼
232	—	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池
233	139-13-9	ニトロロ三酢酸	キレート化剤
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	合成原料(染料:ダイレクトグリーンB、チアゾールエロ-R等、アゾ染料・アゾイック染料の合成中間体)
235	628-96-6	ニトログリコール	火薬
236	55-63-0	ニトログリセリン	ダイナマイトの基材、無煙火薬の主剤、医薬品
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	合成原料(アゾ染料、硫化染料、p-アミノフェノール、p-アニジン)
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	スコーチ防止剤(ゴム薬品)
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	合成原料(フェネチジン・アセトフェネチジンの合成中間体)、試薬(指示薬)、農薬(殺菌剤)
240	98-95-3	ニトロベンゼン	合成原料(アニリン、ベンジジン、キノリン、アゾベンゼン(染料、香料中間体))、溶剤(硝酸セルロース)、塵埃防止剤、酸化剤
241	75-15-0	二硫化炭素	溶剤(ビスコース人絹、セロハン)、合成原料(農薬、医薬品)、加硫促進剤、その他(浮遊選鉱剤、ゴム製造用添加剤)
242	25154-52-3	ノニルフェノール	合成原料(界面活性剤)、安定剤(エチルセルロース)、加硫促進剤、ゴム助剤
243	—	バリウム及びその水溶性化合物	紙加工剤、ガラス材料、顔料、電子材料、触媒、セラミック原料

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
244	88-89-1	ピクリン酸	合成原料(クロロピクリン(農薬)、染料)、花火
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	農薬(除草剤)
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)	農薬(殺菌剤)
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	農薬(殺虫剤)
248	563-12-2	ビス(ジチオりん酸)S,S'-メチレン-0,0,O,O'-テトラエチル(別名エチオン)	農薬(殺虫剤)
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	農薬(殺菌剤)
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	界面活性剤
252	—	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤
253	302-01-2	ヒドラジン	清缶剤、合成原料(農薬)、水処理剤、ロケット燃料、還元剤
254	123-31-9	ヒドロキノン	写真用材料(現像薬)、安定剤(重合防止剤)、合成原料(メトール、染料)
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	合成原料(難燃剤、塗料)
256	100-69-6	2-ビニルピリジン	合成原料(タイヤコード接着剤、殺虫剤、殺菌剤)
257	55179-31-2	1-(4-ビフェニリルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ビテルタノール)	農薬(殺菌剤)
258	110-85-0	ピペラジン	触媒(ウレタン用)、合成原料、試薬(アンチモン・ビスマス・金の検出試薬)
259	110-86-1	ピリジン	合成原料(医薬品(スルフォンアミド剤、抗ヒスタミン剤)、界面活性剤、加硫促進剤、農薬)、アルコールの変性剤
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	合成原料(医薬品、香料)、加硫剤、重合防止剤、その他(酸化抑制剤)
261	96-09-3	フェニルオキシラン	合成原料(フェニルエチルアルコール、フェニルアラニン、合成樹脂、香料)
262	95-54-5	p-フェニレンジアミン	合成原料(農薬、医薬、ゴム薬、顔料)
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	合成原料(アゾ染料、白髪染め)、写真用材料(現像薬)
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	合成原料(アゾ染料、白髪染め)、その他(顔色剤)
265	156-43-4	p-フェネチジン	合成原料(染料)
266	108-95-2	フェノール	合成樹脂原料(フェノール樹脂)、合成原料(ピクリン酸、アニリン、ビスフェノール-A、農薬、可塑剤、染料)、消毒剤、歯科用局所麻酔
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	農薬(殺虫剤)
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料(ブタンジオール)
269	117-84-0	フタル酸ジ- <i>n</i> -オクチル	可塑剤
270	84-74-2	フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル	可塑剤
271	3648-21-3	フタル酸ジ- <i>n</i> -ヘプチル	可塑剤
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
273	85-68-7	フタル酸 n-ブチル=ベンジル	可塑剤
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブロフェジン)	農薬(殺虫剤)
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンジル)-3,5-ジメチルベンジヒドライド(別名テブフェノジド)	農薬(殺虫剤)
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンジイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	農薬(殺菌剤)
277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	農薬(除草剤)
278	134098-61-6	tert-ブチル=4-([(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシメチル)ベンジアート(別名フェンピロキシメート)	農薬(殺虫剤)
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシリ=2-ブロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	農薬(殺虫剤)
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ビリダジノン(別名ピリダベン)	農薬(殺虫剤)
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	農薬(殺虫剤)
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンジチアゾールスルファンアミド	加硫促進剤
283	—	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料(フロン)、金属・ガラスの表面処理剤(エッティング剤)、半導体製造用エッティング剤
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)	農薬(殺菌剤)
285	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	ハロン(消火剤)
286	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	ハロン(消火剤、冷媒)
287	75-26-3	2-プロモプロパン	合成原料(医薬、農薬、感光剤)
288	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	合成原料、その他(食品・土壤くん蒸剤)
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	農薬(殺虫剤)
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンジオキサチエビン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンジエビン)	農薬(殺虫剤)
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	合成樹脂原料(ポリアミド(ナイロン 66)樹脂・染料、ポリウレタン)
293	822-06-0	ヘキサメチレンジイソシアート	合成樹脂原料(塗料、接着剤、コーティング加工用樹脂)
294	—	ベリリウム及びその化合物	電子機器用バネ材、X線管、安全工具
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	合成原料(医薬品、安定剤(老化防止剤)、染料、農薬)、その他(紫外線吸収剤)
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	合成原料
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	合成原料(キノリンレッド、アリザリンエロー A: 染料、合成樹脂、香料、ピロガロール、イソキノリン、ガソリン重合物生成防止剤)

政令番号	CAS番号	名称(和文)	用途
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	合成原料(安息香酸、香料、医薬品、染料)、加工剤(合成繊維助剤)
299	71-43-2	ベンゼン	合成原料(スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物	合成原料(水溶性塗料、エステル系耐熱性可塑剤、ポリアミド)、硬化剤(エポキシ樹脂)、加工剤(繊維処理剤)、安定剤
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)	農薬(除草剤)
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	農薬(殺菌剤)
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	農薬(防菌剤・防かび剤)
304	—	ほう素及びその化合物	電機・電子工業(液晶パネル、ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤
305	75-44-5	ホスゲン	合成原料(染料、イソシアネート類、医薬品、可塑剤、ポリカーボネート樹脂、紫外線吸収剤)、加工剤(繊維処理剤)、農薬(除草剤)
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	熱媒体、コンデンサー油
307	—	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエ	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料(フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、繊維処理剤、その他(消毒剤、一般防腐剤)
311	—	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池、磁性材料、脱酸素剤、酸化剤
312	85-44-9	無水フタル酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエスチル樹脂)、合成原料(フタル酸系可塑剤(DOP、DBP)、フタルイミド、安息香酸)、ゴム薬品(スコーチ防止剤))
313	108-31-6	無水マレイン酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエスチル樹脂)、合成原料(テトラヒドロフラン、フマル酸、コハク酸、可塑剤(DOM))、その他(皮なめし剤)
314	79-41-4	メタクリル酸	合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、接着剤、塗料)、加工剤(ラッテックス改質剤、プラスチック改質剤、紙・繊維加工剤、皮革処理剤)
315	688-84-6	メタクリル酸 2-エチルヘキシリ	合成樹脂原料(塗料、被覆材料)、加工剤(繊維処理剤)、接着剤、その他(潤滑油添加剤、歯科材料、分散剤、内部可塑剤)
316	106-91-2	メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル	合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、イオン交換樹脂)、加工剤(繊維処理剤、ゴム・樹脂の改質剤)、接着剤、帯電防止剤、安定剤(塩化ビニル)、印刷インキのバインダー
317	105-16-8	メタクリル酸 2-(ジエチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、紙加工剤、安定剤(ゴム)、潤滑油添加剤
318	2867-47-2	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、加工剤(紙)、安定剤(ゴム)、潤滑油添加剤
319	97-88-1	メタクリル酸 n-ブチル	合成樹脂原料(樹脂)、金属表面処理剤、加工剤(繊維処理剤、紙加工剤)、可塑剤(塗料内部可塑剤)、潤滑油添加剤
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	合成樹脂原料(メタクリル樹脂、接着剤)
321	126-98-7	メタクリロニトリル	合成樹脂原料(樹脂)
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ペリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	農薬(殺菌剤)

第一種指定化学物質リスト

平成22年度までの届出対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
323	100-61-8	N-メチルアニリン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネット	農薬(殺虫剤)
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又は MIPC)	農薬(殺虫剤)
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又は PHC)	農薬(殺虫剤)
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	農薬(殺虫剤)
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸 3,5-ジメチルフェニル(別名 XMC)	農薬(殺虫剤)
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル(別名カルバリル又は NAC)	農薬(殺虫剤)
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又は BPMC)	農薬(殺虫剤)
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)	農薬(除草剤)
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)	農薬(殺虫剤)
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	農薬(殺虫剤)
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	農薬(殺菌剤)
335	98-83-9	α -メチルスチレン	加工剤(樹脂改質剤)
336	108-99-6	3-メチルピリジン	合成原料(医薬品、農薬、ゴム薬品、界面活性剤)、溶剤
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピベリジン-1-カルボチオアート(別名ジメピペレート)	農薬(除草剤)
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネット(別名 m-トリレンジイソシアネット)	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	農薬(除草剤)
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	合成原料(染料)、合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、硬化剤(エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂)
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネット	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸 O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	農薬(除草剤)
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラヌーフォン(別名メトキサレン)	医薬品
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	合成原料(アゾ染料:エオサミンB、コクシニンB等)
345	68-11-1	メルカブト酢酸	安定剤(塩化ビニル・ゴム)、医薬中間体、加工剤(動物織維)、脱毛剤、重金属の除去剤
346	—	モリブデン及びその化合物	特殊鋼、顔料、触媒
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンビンホス又は CVP)	農薬(殺虫剤)
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)	農薬(殺虫剤)
349	300-76-5	りん酸1,2-ジブロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又は BRP)	農薬(殺虫剤)

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用 途
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	農薬(殺虫剤)
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)	農薬(殺虫剤)
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	難燃剤(塩化ビニル・硬質ウレタンフォーム・ポリエステル・エポキシ樹脂用)
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	可塑剤、難燃剤
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	触媒、安定剤(樹脂、繊維)、可塑剤、潤滑油添加剤、レザーア用消泡剤

第一種指定化学物質リスト

平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質

政令番号	CAS番号	名称(和文)
1	—	亜鉛の水溶性化合物
2	79-06-1	アクリルアミド
3	140-88-5	アクリル酸エチル
4	—	アクリル酸及びその水溶性塩
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルーブチル
8	96-33-3	アクリル酸メチル
9	107-13-1	アクリロニトリル
10	107-02-8	アクロレイン
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム
12	75-07-0	アセトアルデヒド
13	75-05-8	アセトニトリル
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン
15	83-32-9	アセナフテン
16	78-67-1	2,2'-アズビスイソブチロニトリル
17	90-04-0	オルト-アニシジン
18	62-53-3	アニリン
19	82-45-1	1-アミノ-9,10-アントラキノン
20	141-43-5	2-アミノエタノール
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニル ピリダジン-3(2H)-オノン(別名クロリ ダゾン)
22	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シ アノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフ ィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)
23	123-30-8	パラーアミノフェノール
24	591-27-5	メターアミノフェノール
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリーブチル- 3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン- 5(4H)-オノン(別名メトリブジン)
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロパン
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル- 1,2,4-トリアジン-5(4H)-オノン (別名メタミトロン)
28	107-18-6	アリルアルコール
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン
30	—	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びそ の塩(アルキル基の炭素数が10から14 までのもの及びその混合物に限る。)
31	—	アンチモン及びその化合物
32	120-12-7	アントラセン
33	1332-21-4	石綿
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリ メチルシクロヘキシル=イソシアネート
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド
36	78-79-5	イソブレン
37	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)
38	4162-45-2	2,2'-{イソプロピリデンビス[(2,6-ジ プロモ-4,1-フェニレン)オキシ]}ジエ タノール
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O- エチル-O-(3-メチル-4-メチルチ オフェニル)(別名フェナミホス)
40	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシブ フェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート (別名ビフェナゼート)

政令番号	CAS番号	名称(和文)
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメ チルベンズアニリド(別名フルトラニル)
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン
43	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグ アニジン(別名イミノクタジン)
44	—	インジウム及びその化合物
45	75-08-1	エタンチオール
46	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノ キサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオ ナート(別名キザロホップエチル)
47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロメタ トリル)=セカンダリーブチルホスホル アミドチオアート(別名ブタミホス)
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フ ェニルホスホノチオアート(別名EPN)
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニ トロ-3,4-キシリジン(別名ペンディ メタリン)
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロー-1H-アゼ ピン-1カルボチオアート(別名モリ ネート)
51	149-57-5	2-エチルヘキサン酸
52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N- [[メチル(1-メチルチオエチリデンアミ ノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミ ノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
53	100-41-4	エチルベンゼン
54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアジリジニル)ホスホ ノチオアート(別名ホスチアゼート)
55	151-56-4	エチレンイミン
56	75-21-8	エチレンオキシド
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル
59	107-15-3	エチレンジアミン
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸
61	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミ ン酸)マンガン(別名マンネブ)
62	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミ ン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジ チオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名 マンコゼブ又はマンゼブ)
63	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム =ジブロミド(別名ジクアトジブロミド 又はジクワット)
64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチ ルプロピル=3-フェノキシベンジルエ ーテル(別名エトフェンプロックス)
65	106-89-8	エピクロロヒドリン
66	106-88-7	1,2-エポキシブタン
67	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパン
68	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化ブ ロブレン)
69	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメク チンB 1a 安息香酸塩及びエマメクチン B 1b 安息香酸塩の混合物)
71	7705-08-0	塩化第二鉄
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13ま でのもの及びその混合物に限る。)
73	111-87-5	1-オクタノール
74	1806-26-4	パラーオクチルフェノール

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)
75	—	カドミウム及びその化合物	108	7085-19-0 93-65-2	(R S)-2-(4-クロローオルトートリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)
76	105-60-2	イプシロンーカプロラクタム	109	95-49-8	オルトークロロトルエン
77	156-62-7	カルシウムシアナミド	110	106-43-4	パラーコロロトルエン
78	105-67-9	2,4-キシレノール	111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン
79	576-26-1	2,6-キシレノール	112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン
80	1330-20-7	キシレン	113	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)
81	91-22-5	キノリン	114	133220-30-1	(R S)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名インダノファン)
82	—	銀及びその水溶性化合物	115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)
83	98-82-8	クメン	116	78587-05-0	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)
84	107-22-2	グリオキサール	117	107534-96-3	(R S)-1-パラーコロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名テブコナゾール)
85	111-30-8	グルタルアルデヒド	118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)
86	1319-77-3	クレゾール	119	114369-43-6	(R S)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)
87	—	クロム及び3価クロム化合物	120	95-57-8	オルトークロロフェノール
88	—	6価クロム化合物	121	106-48-9	パラーコロロフェノール
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン	122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	123	107-05-1	3-クロロプロベン(別名塩化アリル)
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)	124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルエンピラド)	125	108-90-7	クロロベンゼン
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)
94	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	127	67-66-3	クロロホルム
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ、アルファ、アルファートリフルオロー-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名フルアジナム)	128	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)
96	119446-68-3	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)
98	79-11-8	クロロ酢酸	131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロパン
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	132	—	コバルト及びその化合物
100	51218-49-6	2-クロロ-2',2'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名ブレチラクロール)	133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
101	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	134	108-05-4	酢酸ビニル
102	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
103	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	136	90-02-8	サリチルアルデヒド
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	137	420-04-2	シアナミド
105	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	138	139920-32-4	(R S)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)
106	—	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)			
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)			

第一種指定化学物質リスト

平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質

政令番号	CAS番号	名称(和文)	政令番号	CAS番号	名称(和文)
139	66841-25-6	(S)-アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	169	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)
140	39515-41-8	(RS)-アルファーアシアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロバンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)	170	112281-77-3	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イル]1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)
142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	172	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロメホン)
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサソリジン-2,4-ジオン(別名ビンクロゾリン)
144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	174	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)
145	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	175	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)
146	29232-93-7	0-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O,O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ビリミホスマチル)	176	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)
147	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)
148	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	178	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン
149	56-23-5	四塩化炭素	179	542-75-6	1,3-ジクロロプロパン(別名D-D)
150	123-91-1	1,4-ジオキサン	180	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名カルタップ)	182	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)
153	7696-12-0	シクロヘキサー-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	183	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)
154	108-91-8	シクロヘキシリアミン	184	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシリチオ)フタルイミド	185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)
156	27134-27-6	ジクロロアニリン	186	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
157	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	187	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアントラキノン(別名ジチアノン)
158	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシリアミン
159	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	189	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド
160	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	190	77-73-6	ジシクロヘキシリアミン
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	191	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
162	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	192	17109-49-8	ジチオりん酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	193	298-04-4	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
164	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	194	2310-17-0	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキシベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン			
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン			
167	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン			
168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)			

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)
195	34643-46-4	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名ブロチオホス)	227	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)
196	950-37-8	ジチオりん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	228	91-97-4	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイール=ジイソシアネート
197	121-75-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	229	23564-05-8	ジメチル=4,4'-(オルトフェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)
198	60-51-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名C1フルオレスセント260)	231	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジン(別名オルトトリジン)
200	25321-14-6	ジニトロトルエン	232	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	233	2597-03-7	2-[ジメトキシホスフィノチオイル]チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン	234	7726-95-6	臭素
203	122-39-4	ジフェニルアミン	235	—	臭素酸の水溶性塩
204	101-84-8	ジフェニルエーテル	236	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)
205	102-06-7	1,3-ジフェニルレグアニジン	237	—	水銀及びその化合物
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名カルボスルファン)	238	61788-32-7	水素化アルフェニル
207	128-37-0	2,6-ジーターシャリーブチル-4-ケレゾール(別名BHT)	239	—	有機スズ化合物
208	96-76-4	2,4-ジーターシャリーブチルフェノール	240	100-42-5	スチレン
209	124-48-1	ジブロモクロロメタン	241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩
210	10222-01-2	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド(別名DBNPA)	242	—	セレン及びその化合物
211	—	ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	243	—	ダイオキシン類
212	30560-19-1	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	244	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)
213	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	245	62-56-6	チオ尿素
214	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン	246	108-98-5	チオフェノール
215	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	247	77458-01-6	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-0-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)
216	121-69-7	N,N-ジメチルアニリン	248	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン(別名チオシクラム)	249	2921-88-2	チオりん酸O,O-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
218	124-40-3	ジメチルアミン	250	18854-01-8	チオりん酸O,O-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサツリル)(別名イソキサチオン)
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド	251	122-14-5	チオりん酸O,O-ジエチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトオチオン又はMEP)
220	—	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	252	55-38-9	チオりん酸O,O-ジエチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)
221	82560-54-1	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	253	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名ブロフェノホス)
222	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	254	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-0,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
223	112-18-5	N,N-ジメチルドデシルアミン	255	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル
224	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	256	334-48-5	デカン酸
225	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)	257	112-30-1 25339-17-7	デシルアルコール(別名デカノール)
226	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン	258	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

第一種指定化学物質リスト

平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
261	27355-22-2	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラノ-1(3H)-オン(別名フライド)
262	127-18-4	テトラクロロエチレン
263	—	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)
264	118-75-2	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸
266	79538-32-2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-ブロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)
267	59669-26-0	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザベンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオジカルブ)
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
269	505-32-8	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名イソフィトール)
270	100-21-0	テレフタル酸
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル
272	—	銅水溶性塩(錯塩を除く。)
273	112-53-8	1-ドデカノール(別名ノルマルードデシルアルコール)
274	25103-58-6	ターシャリードデカンチオール
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム
276	112-57-2	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名テトラエチレンペタミン)
277	121-44-8	トリエチルアミン
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン
279	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン
280	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン
281	79-01-6	トリクロロエチレン
282	76-03-9	トリクロロ酢酸
283	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン
284	—	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)
286	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ビリジル)オキシ酢酸(別名トリクロビル)
287	88-06-2	2,4,6-トリクロロフェノール
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)
289	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン
291	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオ
292	102-82-9	トリブチルアミン
293	1582-09-8	アルファ、アルファ、アルファートリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジブロピル-パラ-トルイジン(別名トリフルラリン)

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)
294	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール
295	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン
297	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート
299	95-53-4 106-49-0	トレイジン
300	108-88-3	トルエン
301	25376-45-8	トルエンジアミン
302	91-20-3	ナフタレン
303	3173-72-6	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
304	7439-92-1	鉛
305	—	鉛化合物
306	13048-33-4	ニアクリル酸ヘキサメチレン(別名HDDA)
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム
308	7440-02-0	ニッケル
309	—	ニッケル化合物
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン
313	55-63-0	ニトログリセリン
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン
316	98-95-3	ニトロベンゼン
317	75-52-5	ニトロメタン
318	75-15-0	二硫化炭素
319	143-08-8	1-ノナノール(別名ノルマルーノニルアルコール)
320	25154-52-3	ノニルフェノール
321	—	バナジウム化合物
322	3618-72-2	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルazo)-4'-メトキシアセトアニリド
323	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルオキ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)
324	101-90-6	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)
326	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)
327	782-74-1	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン
328	137-30-4	ビス(N,N'-ジメチルジオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)
329	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド
331	95465-99-9	S,S-ビス(1-メチルブロピル)=O-エチル=ホスホロジオアート(別名カズサホス)
332	—	砒素及びその無機化合物
333	302-01-2	ヒドラジン

政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)	政令番号	CAS番号	名 称 (和 文)
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	370	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジル)オ-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	371	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)
336	123-31-9	ヒドロキノン	372	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアジールスルフェンアミド
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	373	88-60-8	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール
338	100-69-6	2-ビニルピリジン	374	—	ふつ化水素及びその水溶性塩
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	375	4170-30-3	2-ブテナール
340	92-52-4	ピフェニル	376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクリール)
341	110-85-0	ピペラジン	377	110-00-9	フラン
342	110-86-1	ピリジン	378	12071-83-9	N,N'-ブロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名ブロビネブ)
343	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	379	107-19-7	2-ブロピニ-1-オール
344	96-09-3	フェニルオキシラン	380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)
345	100-63-0	フェニルヒドラジン	381	75-27-4	ブロモジクロロメタン
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	383	314-40-9	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名ブロマシル)
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン	384	106-94-5	1-ブロモプロパン
349	108-95-2	フェノール	385	75-26-3	2-ブロモプロパン
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリソ)	386	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)
351	106-99-0	1,3-ブタジエン	387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルブロピル)ジスタンキサン(別名酸化フェンブタスズ)
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド
354	84-74-2	フタル酸ジ-ノルマルブチル	390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシリ)	391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネット
356	85-68-7	フタル酸ノルマルブチル=ベンジル	392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソブロビル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オノン(別名ブロフェジン)	393	135-19-3	ベタナフトール
358	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンジル)-3,5-ジメチルベンジドラジド(別名テブフェノジド)	394	—	ベリリウム及びその化合物
359	2426-08-6	ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	395	—	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩
360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマルブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(2-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロップブチル)	397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド
362	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソブロビル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフエンチウロソ)	398	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソブロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オノン(別名オキサジアゾン)	399	100-52-7	ベンズアルデヒド
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	400	71-43-2	ベンゼン
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)	401	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)
367	89-72-5	オルト-セカンダリーブチルフェノール	403	119-61-9	ベンゾフェノン
368	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール			
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-ブロピニル=スルフリット(別名プロパルギット又はBPPS)			

第一種指定化学物質リスト

平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届け出る対象物質

政令番号	CAS番号	名称(和文)
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール
405	—	ほう素化合物
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
407	—	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル
411	50-00-0	ホルムアルデヒド
412	—	マンガン及びその化合物
413	85-44-9	無水フタル酸
414	108-31-6	無水マレイン酸
415	79-41-4	メタクリル酸
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシリ
417	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルーブチル
420	80-62-6	メタクリル酸メチル
421	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン(別名ジケテン)
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ビリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)
423	74-89-5	メチルアミン
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネット
425	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-2-ベンゾ[b]フラン(別名カルボフラン)
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名インドキサカルブ)
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ビリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名アゾキシストロビン)
432	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンダー-1,4-ジエン(別名アミトラズ)
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)
434	23135-22-0	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート(別名オキサミル)

政令番号	CAS番号	名称(和文)
435	136191-64-5	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ビリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ビリミノパックメチル)
436	98-83-9	アルファーメチルスチレン
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール
438	1321-94-4	メチルナフタレン
439	108-99-6	3-メチルピリジン
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド
441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メブロニル)
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名メソミル)
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-(2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル)フェニル)アセタート(別名トリフロキシストロビン)
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレスキシムメチル)
446	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
447	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネット
448	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネット(別名MDI)
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名フェンメディファム)
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ビリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名ビリブチカルブ)
451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール
453	—	モリブデン及びその化合物
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール
455	110-91-8	モルホリン
456	20859-73-8	りん化アルミニウム
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシリ)
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)
460	1330-78-5	りん酸トリトリル
461	115-86-6	りん酸トリフェニル
462	126-73-8	りん酸トリノルマルーブチル

(4) ファイル記録事項開示請求書

<p>(裏面)</p> <p>※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を開示した場合は、必ず以下を記入してください。</p> <p>※以下の上に記入した□にレ点を付し、必要事項を記入してください。</p> <p>欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の事業所の情報　開示請求の内容及び所在場所を記入してください。</p>									
<p>氏名</p> <p>開い合わせ先　郵便番号はインターネットで輸送を担当する通局の (電話番号)　(開設者名前、上記住所までとなります。)</p> <p>—　—　—　(内線)</p> <p>(担当者の氏名)</p> <p>郵便局との他の連絡においては、担当者の氏名も記載。</p>									
<p>□ 一定の条件を満たす事業所の情報　※以下、①～⑤のうち複数箇所を記載してください。</p> <p>※以下①～⑤のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めてます。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>①都道府県・ 市区町村名</td> <td>に所在する事業所であること</td> </tr> <tr> <td>②業種名 又は 業種コード</td> <td>に属する事業を営む事業所であること</td> </tr> <tr> <td>③化学物質名称 及び 施行令号番号</td> <td>の届けをした事業所であること</td> </tr> <tr> <td>④その他 備考</td> <td></td> </tr> </table>		①都道府県・ 市区町村名	に所在する事業所であること	②業種名 又は 業種コード	に属する事業を営む事業所であること	③化学物質名称 及び 施行令号番号	の届けをした事業所であること	④その他 備考	
①都道府県・ 市区町村名	に所在する事業所であること								
②業種名 又は 業種コード	に属する事業を営む事業所であること								
③化学物質名称 及び 施行令号番号	の届けをした事業所であること								
④その他 備考									
<p>開示を請求するファイル記録事項等の対象事業者が記載した情報 (提出年度)</p> <p>開示を請求する情報</p> <p>希望する開示実施方法</p>									
<p>開示を請求するファイル記録事項の一部に記入ください。 ※以下の上に記入の□にレ点を付してください。上記や「すべてのファイル記録事項」を選択された場合は、この欄への記入は不要です。(光ディスクでの開示となります。)</p> <p>□ ファイルを記録事項の一部に記入ください。 □ ファイルを記録事項の一部に記入ください。</p> <p>希望する開示実施方法</p> <p>※以下の欄には記入しないで下さい。</p>									
<p>開示を請求する事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、開示項目(①～⑤)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して記入してください。</p> <p>1. 特定の事業所の情報(事業所の名前及び所在地)を記載してください。</p> <p>2. 特定の事業所に所属する都道府県及び市区町村名を記載してください。</p> <p>3. 一定の条件を満たす事業所の情報①～⑤には、それぞれ複数の条件を記載することができます。</p> <p>4. 一定の条件を満たす事業所の情報「⑥その他」の欄には、①～⑤以外の条件を記載することができます。</p> <p>(可能な限り具体的に記載してください。)</p> <p>ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。</p>									

<p>ファイル記録事項開示請求書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>請求者</p> <p>住所 平 —</p> <p>氏名</p> <p>開い合わせ先　郵便番号はインターネットで輸送を担当する通局の (電話番号)　(開設者名前、上記住所までとなります。)</p> <p>—　—　—　(内線)</p> <p>(担当者の氏名)</p> <p>郵便局との他の連絡においては、担当者の氏名も記載。</p>	
<p>開示を請求するファイル記録事項の一部を記入してください。</p> <p>希望する開示実施方法</p>	
<p>開示を請求する事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、開示項目(①～⑤)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して記入してください。</p> <p>1. 特定の事業所の情報(事業所の名前及び所在地)を記載してください。</p> <p>2. 特定の事業所に所属する都道府県及び市区町村名を記載してください。</p> <p>3. 一定の条件を満たす事業所の情報①～⑤には、それぞれ複数の条件を記載することができます。</p> <p>4. 一定の条件を満たす事業所の情報「⑥その他」の欄には、①～⑤以外の条件を記載することができます。</p> <p>(可能な限り具体的に記載してください。)</p> <p>ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。</p>	
<p>(取扱印紙貼付欄)</p> <p>(受付印)</p> <p>用紙・F/D・CD-R 枚 / 箱 (料金) 円</p>	

2 PRTRに関する用語の解説

環境リスク

【かんきょうリスク】

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか(暴露量)で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

化学物質の環境リスク＝有害性の程度×暴露量

化学物質は、安全なものと有害なものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量に暴露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の暴露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、暴露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

排出量

【はいしゅつりょう】

生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壤ではタンクやパイプから土壤への漏洩などが含まれる。

移動量

【いどうりょう】

その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量。

取扱量

【とりあつかいりょう】

当該化学物質の製造量・使用量等を合計した量。

化学物質管理指針

【かがくぶっしつかんりししん】

「化学物質管理指針」とは、化管法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講すべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。(化学物質管理指針、平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号)

有害性

【ゆうがいせい】

化学物質のもつ物性(融点や密度)とともに固有の性質の一つで、有害さの程度を示す。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を1回投与するか短時間暴露してからだいたい数日以内に発症する毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間暴露したとき数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

発がん性

【はつがんせい】

発がん性に基づき2つのクラスに分類されている。発がん性とは動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。分類に際してはIARC(国際がん研究機関)、EPA(米国環境保護庁)、EU(欧州連合)、NTP(米国毒性プログラム)、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)、日本産業衛生学会の6つの機関の発がん性ランクを利用している。

発がん性の分類

クラス	評価方法	機関名	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業衛生学会
1	人発がん性あり (1機関以上)		1	A	1	a	A1	1
2	人発がん性の疑いが 強い (IARCで2Aまたは 2Bまたは複数機関)		2A 2B	B1 B2	2	b	A2 A3	2A 2B

変異原性

【へんいげんせい】

変異原性とは突然変異を引き起こす性質のことで、発がん性などと関係がある。

感作性

【かんさせい】

感作性とは化学物質への反復暴露後に、暴露された人または動物の大部分にその正常な組織にアレルギー反応を生じさせる性質のことである。

生態毒性

【せいたいどくせい】

生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性試験で示されるもので、動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある性質のことである。

オゾン層破壊物質

【おぞんそうはかいぶっしつ】

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。国際的にもモントリオール議定書において規定されている。

CAS番号

【キャスばんごう】

アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が化学物質に付与している登録番号で、* * * * * - * * * - * の数字。世界共通の化学物質に対するコードで、現在5,200万種類以上の有機・無機化合物の登録がある
(2010年2月現在<http://www.cas.org/expertise/cascontent/index.html>参照)。

レスポンシブル・ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。1985年にカナダではじまり、日本では平成7年(1995年)に(社)日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業約100社(2008年10月現在)が加盟して取組を進めている。

環境マネジメントシステム

【かんきょうマネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO(国際標準化機構)がISO14000シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

環境報告書

【かんきょうほうこうくしょ】

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。

MSDS

【エムエスディーエス】

(Material Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート)

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性状や取扱い方法などが記載されたものを化学物質等安全データシート(MSDS)という。MSDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、事前にその相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、化管法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このMSDSを提供することが義務づけられています。(次ページ参照)

MSDSに関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」(平成12年12月22日通産省令第401号)

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/law_5.htmlで定められている。

指定化学物質等取扱事業者

【していかがくぶっしつとうとりあつかいじぎょうしゃ】

化管法では、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義しています。ここでは、PRTR制度の対象業種や従業員数、取扱量などの要件(10ページ参照)ではなく、これらの指定化学物質を出荷する際には、MSDSを提供することが義務づけられている事業者を指します。なお、第一種指定化学物質等を取り扱い、対象業種に指定され、取扱量の要件を満たす事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」といいます。

■MSDSの例

化学物質等安全データシート(性状取扱情報)

1. 製品及び会社情報

製品名	トリクロロエチレン
会社名	霞が関工業株式会社
住所	神奈川県横浜市中央区1丁目1番地
担当部門	品質保証部
担当者(作成者)	製品太郎
電話番号	045-123-4567
FAX番号	045-123-4568
製品コード	COS-0001
緊急連絡先	横浜工場(電話番号 045-123-1234)
整理番号	TCE-1

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の區別	単一製品
化学名	トリクロロエチレン
別名	トリクロルエチレン、三塩化エチレン
成分及び含有量	99%
化学特性(化学式又は構造式)	CHCl=CCl ₂
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	2-105
CAS No.	79-01-6
化学物質管理促進法	第一種指定化学物質政令番号第211号
労働安全衛生法	57条の2第1項(通知対象物政令番号第383号)

3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性	吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。
有 害 性	蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する。
環 境 影 韻	水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。
物理的及び化学的危険性	トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温度や高酸素濃度等の特殊な条件の下では引火し、時には爆発する。
主要な微候	麻酔作用
分類の名称	(分類基準は日本方式) 急性毒性物質、その他の有害性物質

4. 応急措置

吸入した場合	傷病者を新鮮な空気のところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行うとともに、医師の診断を受けさせる。
---------------	--

(以下略)

(以下略)

3 関連サイトアドレス集

国 内

行政機関

環境省環境保健部環境安全課・PRTR 担当 TEL : 03-5521-8260 ehs@env.go.jp

●PRTR 制度に関する情報

「PRTR インフォメーション広場」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
「PRTR 集計結果のコーナー」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/>
「PRTR 集計・公表システム」 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>

●対象化学物質の有害性など

「PRTR 法指定化学物質データ検索」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>
「対象化学物質情報」 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

●リスクコミュニケーションなど

「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>
「化学物質に関するリスクコミュニケーション－環境省における取組－」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html>

●パンフレット・冊子

「PRTR について」（環境省・経済産業省）
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/prtr_panf/prtr_panf.html
「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システムについて」
<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>
「化学物質ファクトシート 2008 年度版」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>
「かんたん化学物質ガイド」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/>

経済産業省製造産業局化学物質管理課 TEL : 03-3501-0080

「化学物質管理政策サイト」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html
「化学物質排出把握管理促進法サイト」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

自 治 体

各自治体のホームページアドレスは、96 ページ以降にある「各自治体の PRTR 担当窓口」をご参照ください。

関連団体

(独) 国立環境研究所
「化学物質データベース」
(独) 製品評価技術基盤機構
「化学物質総合情報提供システム (CHRIPIP)」
(独) 国立医薬品食品衛生研究所
「国際化学物質安全性カード (ICSC)」
(独) 産業技術総合研究所 化学物質リスク管理研究センター
(財) 化学物質評価研究機構
「化学物質安全性 (ハザード) 評価シート」
(社) 環境情報科学センター
(社) 日本化学物質安全・情報センター
(社) 日本化学工業協会
石油化学工業協会
中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

<http://www.nies.go.jp/index-j.html>
<http://w-chemdb.nies.go.jp/>
<http://www.nite.go.jp/>
<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>
<http://www.nihs.go.jp/index-j.html>
<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>
<http://www.aist-riss.jp/contents/index.html>
http://www.cerij.or.jp/ceri_jp/index.html
http://www.cerij.or.jp/db/sheet/sheet_idx.htm
<http://www.ceis.or.jp/>
<http://www.jetoc.or.jp/>
<http://www.nikkakyo.org/>
<http://www.jpca.or.jp/index.html>
<http://www.jaish.gr.jp/>

民間団体

有害化学物質削減ネットワーク
エコケミストリー研究会

<http://toxwatch.net/>
<http://www.ecochemi.jp/>

諸外国

行政機関

EC (欧州委員会)

「EPER (European Pollutant Emission Register)」
<http://www.eper.ec.europa.eu/eper/>

英 国

「PI (Pollution Inventory)」
<http://www.environment-agency.gov.uk/business/topics/pollution/32254.aspx>

ドイツ

「EPER (European Pollutant Emission Register)」 <http://www.eper.de/>

オランダ

「PER (Pollutant Emission Register)」
<http://www.emissieregistratie.nl/erpubliek/bumper.nl.aspx>

米 国

「TRI (Toxics Release Inventory)」 <http://www.epa.gov/tri/>
「Envirofacts」 <http://www.epa.gov/enviro/>
「TOXNET」 <http://toxnet.nlm.nih.gov/>

カナダ

「NPRI (National Pollutant Release Inventory)」 <http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/>

オーストラリア

「NPI (National Pollutant Inventory)」 <http://www.npi.gov.au/>

韓 国

「TRI (Toxic Release Inventory)」 http://ncis.nier.go.kr/total/triopen/default.jsp?sort=6&sub_sort=1

国際機関

UNECE (国連欧州経済委員会)

「PRTR」 <http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm>

OECD (経済開発協力機構)

「PRTR」
http://www.oecd.org/department/0,2688,en_2649_34411_1_1_1_1,00.html

民間団体

米国

「Scorecard」 <http://www.scorecard.org/>

カナダ

「Pollution Watch」 <http://www.pollutionwatch.org/>

4 各自治体のPRTR担当窓口

※関連ホームページについて、PRTR 専門サイトがない場合は、環境担当部局のサイトになっており、環境担当部局のサイトがない場合やアドレスが比較的長い場合は、各自治体のトップページになっています。

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
北海道	環境生活部環境局環境保全課大気環境グループ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/	011-231-4111(内24-264)
札幌市	環境局環境都市推進部環境対策課 http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_busshitsu/kagaku_busshitsu/index.html	011-211-2882
青森県	環境生活部環境政策課環境保全グループ http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html	017-734-9242
岩手県	環境生活部環境保全課環境調整担当 http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=281&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281	019-629-5359
宮古市	市民生活部環境課 http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-376-4036.html	0193-68-9078
花巻市	生活福祉部生活環境課 http://www.city.hanamaki.iwate.jp/living/kankyo/	0198-24-2111(内257)
北上市	生活環境部生活環境課 http://www.city.kitakami.iwate.jp/	0197-64-2111
宮城県	環境生活部環境対策課大気環境班 http://www.pref.miagi.jp/kankyo-t/index_prtr.htm	022-211-2665
仙台市	環境局環境部環境対策課 http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kagaku/index.html#2	022-214-8221
秋田県	生活環境部環境管理課 http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1139297038610&SiteID=0	018-860-1601
山形県	生活環境部水大気環境課 http://www.pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050009/	023-630-2338
福島県	生活環境部水・大気環境課 http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/	024-521-7261
茨城県	生活環境部環境対策課 http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kantai/kantai.htm	029-301-2956
栃木県	環境森林部環境保全課大気環境担当 http://www.pref.tochigi.lg.jp/eco/kankyou/hozen/	028-623-3188
宇都宮市	環境部環境保全課 http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/seikatsukankyo/004611.html	028-632-2420
群馬県	環境森林部環境保全課大気保全係 http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=7410	027-226-2837
埼玉県	環境部大気環境課化学物質担当 http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BFOO/contents.html#8	048-830-2986
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課大気騒音係 http://www.city.saitama.jp/www/genre/0000000000000/1229646546224/index.html	048-829-1330
川越市	環境部環境保全課大気保全担当 http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/genre/0000000000000/1105424512771/index.htm	049-224-5894
所沢市	環境クリーン部環境対策課青空・化学物質グループ http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/soshiki/kankyo/kankyoaisaku/index.html	04-2998-9230
川口市	環境部環境保全課大気係 http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28039999/28039999.html	048-228-5389
越谷市	環境経済部環境保全課大気水質係 http://www2.city.koshigaya.saitama.jp/sisei/siyakusyomado/kankyokeizai/kankyozenka/taikisuisitu/taikisuisitu_syoukai/index.html	048-963-9186
千葉県	環境生活部大気保全課大気・特殊公害指導室 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_taiki/kagaku/kagaku.html	043-223-3805
千葉市	環境局環境保全部環境規制課 http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyozen/kankyokisei/chemi_prtr_top.html	043-245-5185
東京都	環境局環境改善部化学物質対策課企画係 http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/tekisei/tekiseikanri.htm	03-5388-3503
神奈川県	環境農政局環境部大気水質課調整グループ http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index_prtr.html	045-210-4107
横浜市	環境創造局環境保全部環境管理課 http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/kaihatsu/kisei/kagaku/index.html	045-671-2487

☆印のついた部局は平成22年4月からの窓口です。

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス
川崎市	環境局環境対策部企画指導課化学物質対策担当 044-200-2532 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/kagaku/kagakutop.htm
☆相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課 042-769-8241 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/index.html
新潟県	県民生活・環境部環境対策課環境保全係 025-280-5154 http://www.pref.niigata.lg.jp/kankytaisaku/1207069266614.html
新潟市	環境部環境対策課水質係 025-226-1371 http://www.city.niigata.jp/info/kantai/mizu/PRTR/PRTP.htm
富山県	生活環境文化部環境保全課 076-444-3144 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/index.html
富山市	環境部環境保全課 076-443-2086 http://www.city.toyama.toyama.jp/division/kankyou/kankyouhozen/index.htm
石川県	環境部環境政策課環境管理グループ 076-225-1463 http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/PRTR-HP/prtrhome.htm
福井県	安全環境部環境政策課環境管理審査室 0776-20-0303 http://www.erc.pref.fukui.jp/chem/prtr/index.html
山梨県	森林環境部大気水質保全課大気担当 055-223-1510 http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_043.html
長野県	環境部水大気環境課大気保全係 026-235-7177 http://www.pref.nagano.jp/kankyo/mizutaiki/taiki/prtr/t-prtr.htm
長野市	環境部環境政策課 026-224-8034 http://www.city.nagano.nagano.jp/
岐阜県	環境生活部地球環境課 058-272-1111 (内 2696、2697) http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11264/taiki/prtrHP/index.htm
静岡県	くらし・環境部環境局生活環境課 054-221-2258 http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/taiki/prtr/prtr_top.html
静岡市	環境局環境創造部環境保全課大気担当 054-221-1358 http://www.city.shizuoka.jp/deps/kankyo/kagakubussitsuindex.html
浜松市	環境部環境保全課 053-453-6170 http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/env/prtr.htm
愛知県	環境部環境活動推進課環境リスク対策グループ 052-954-6212 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html
名古屋市	環境局地域環境対策部地域環境対策課有害化学物質対策係 052-972-2677 http://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/kankyo/kogai/kagaku/
豊橋市	環境部環境保全課 0532-51-2395 http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo_hozan/index.html
岡崎市	環境部環境保全課 0564-23-6194 http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu1126.html
豊田市	環境部環境保全課 0565-34-6628 http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ae00/ae03/index.html
三重県	環境森林部地球温暖化対策室 059-224-2380 http://www.pref.mie.jp/EARTH/
滋賀県	琵琶湖環境部琵琶湖再生課 077-528-3456 http://www.pref.shiga.jp/d/biwako/index.html
京都府	文化環境部環境管理課指導担当 075-414-4707 http://www.pref.kyoto.jp/prtr/
京都市	環境政策局環境企画部環境指導課 075-213-0928 http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-3-0-0_1.html
大阪府	環境農林水産部環境管理室環境保全課化学物質対策グループ 06-6944-9247 http://www.epcc.pref.osaka.jp/main/chemical/index.html
大阪市	環境局環境保全部環境規制担当 06-6615-7988 http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000056158.html
堺市	環境局環境保全部環境指導課化学物質係 072-228-7474 http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kankei/chem/chem_top.html
兵庫県	農政環境部環境管理局環境影響評価室環境情報担当 078-362-3276 http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/new-prtr/prtrindex.htm
神戸市	環境局環境創造部環境評価共生推進室 078-322-5312 http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/chemical/index_02.html

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
奈良県	くらし創造部景観・環境局環境政策課 http://www.eco.pref.nara.jp/prtr/index.html	0742-27-8734
和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/prtr/	073-441-2683
鳥取県	生活環境部水・大気環境課 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422	0857-26-7206
島根県	環境生活部環境政策課化学物質管理スタッフ http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/kankyo/kankyo/kagaku/	0852-22-6445
岡山県	生活環境部環境管理課化学物質対策班 http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=6097	086-226-7305
岡山市	環境局環境保全課 http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyoukisei/	086-803-1280
倉敷市	環境リサイクル局環境政策部環境政策課 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1637	086-426-3391
新見市	福祉部生活環境課 http://www.city.niimi.okayama.jp/?ID=5017	0867-72-6124
広島県	環境県民局環境部環境保全課 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/g/index.html	082-513-2920
広島市	環境局エネルギー・温暖化対策部環境保全課 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/0000000000000/1110547527754/index.html	082-504-2692
呉市	環境部環境管理課環境調査係 http://www.city.kure.lg.jp/~kankyo/index.html	0823-25-3551
福山市	経済環境局環境部環境保全課 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/detail.php?hdnKey=4104	084-928-1072
山口県	環境生活部環境政策課大気・化学物質環境班 http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/env/index.htm	083-933-3034
徳島県	県民環境部環境総局環境管理課企画調査担当 http://www.pref.tokushima.jp/docs/2005052400097	088-621-2271
香川県	環境森林部環境管理課大気保全・環境安全グループ http://www.pref.kagawa.jp/USERS/s14910/kankyo/taiki/taiki_top.htm#	087-832-3219
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課 http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/060kankyou/00005442040812/PRTRmain.htm	089-912-2347
高知県	林業振興・環境部環境対策課 http://www.pref.kochi.lg.jp/~kankyout/prtr/index.html	088-821-4524
福岡県	環境部環境保全課調査指導係 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/1900200.html	092-643-3359
北九州市	環境局環境監視部環境保全課 http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=16295	093-582-2290
福岡市	環境局環境政策部環境保全課(有害汚染物質専任) http://kankyo.city.fukuoka.lg.jp/data/kagaku/index.html	092-733-5386
佐賀県	くらし環境本部循環型社会推進課 http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kankyo/kankyo/env/sonota/prtr.htm	0952-25-7774
長崎県	環境部環境政策課環境監視班 http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/dept/index.php	095-895-2356
熊本県	環境生活部環境保全課大気・化学物質班 http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/	096-333-2269
大分県	生活環境部環境保全課大気保全班 http://www.pref.oita.jp/13350/shokai/	097-506-3114
宮崎県	環境森林部環境管理課大気・化学物質担当 http://www.pref.miayasaki.lg.jp/	0985-26-7085
☆宮崎市	環境部環境保全課大気騒音係 http://www.city.miayasaki.miayasaki.jp/	0985-21-1761
鹿児島県	環境林務部環境保全課環境管理係 http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/kagaku/prtr/index.html	099-286-2624
鹿児島市	環境局環境部環境保全課水質係 http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/4kankyoricicle/4-4kankyochozen/4-3-22prtr.html	099-216-1298
沖縄県	文化環境部環境保全課 http://www.pref.okinawa.jp/kankyouhozen/index.html	098-866-2236

※都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。

☆印のついた部局は平成22年4月からの窓口です。

5 索引

PRTRデータを読み解くための 市民ガイドブック

アルファベット

- CAS番号 91
- MSDS 92
- PRTR制度 6

い

- 移動量 11、90

う

- 埋立 11、39

お

- オゾン層破壊物質 91

か

- 開示請求 29
- 化学物質アドバイザー 58
- 化学物質管理指針 90
- 化管法 7、64
- 環境報告書 92
- 環境マネジメントシステム 92
- 環境リスク 90
- 感作性 91

け

- 下水道 11

こ

- 公共用水域 11
- 公表 6

し

- 指定化学物質等取扱事業者 92

す

- 推計方法 13、14

せ

- 生態毒性 91

た

- 第一種指定化学物質 8、68~88
- ダイオキシン類の単位 43
- 対象化学物質 8
- 対象事業者 10
- 第二種指定化学物質 8

と

- 特定第一種指定化学物質 8、43
- 土壤への排出 11、39
- 届出事業所 46
- 取扱量 90

は

- 排出量 11、90
- 暴露量 22
- 発がん性 91

へ

- 変異原性 91

ゆ

- 有害性 90

れ

- レスポンシブル・ケア 92

PRTRデータを読み解くための**市民ガイドブック**

化学物質による環境リスクを減らすために／平成20年度集計結果から

平成22年(2010年)3月

発 行 環境省環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL.03-3581-3351(内線6358) FAX.03-3580-3596
E-mail ehs@env.go.jp
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

編 集 財団法人 日本環境衛生センター

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6
TEL.044-288-5095 FAX.044-288-5217
<http://www.jesc.or.jp/>